

## 令和7年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

関係府省庁	特例措置番号	特定事業の名称	措置区分	特例措置の概要	認定件数 (第66回認定まで)	過去の 評価時期	評価時期
厚生労働省	910	病院等開設会社による 病院等開設事業	法律	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。	1件	令和3年度	令和7年度
こども家庭庁	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	府令	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。(一部全国展開:3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開)	76件	令和3年度	令和7年度
こども家庭庁	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	府令	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。	30件	令和3年度	令和7年度
こども家庭庁	2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	府令・ 省令	公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。	11件	令和3年度	令和7年度

## 特例措置番号910の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 . . . . . 1
- ② 調査結果の概要 . . . . . 2
- ③ **評価・調査委員会による調査結果【審議事項】** . . . . . 3
- ④ **関係府省庁による調査結果【審議事項】** . . . . . 8
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1 . . . . . 11
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル . . . . . 12
- ⑦ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 . . . . . 15
- ⑧ 参考：特例措置の評価・調査経緯 . . . . . 16

# ①評価対象となる規制の特例措置の概要

(平成15年7月措置)

特例措置番号 910

## 病院等開設会社による病院等開設事業

### これまで

医療事業の非営利性が前提となっており、株式会社による病院等の開設は認められていない。

関係法令：医療法（昭和23年法律第205号）第7条第7項等

### 取り巻く環境の変化

株式会社の資金調達力や研究開発意欲の活用により、高度な医療の開発・普及が促進されることが期待されている。

### 構造改革特区の活用

株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することができる。

### 主な要件

- ① 認められる高度な医療とは、高度画像診断、高度再生医療、高度遺伝子治療、高度美容外科医療、高度体外受精医療、これらに類するものに限られる。
- ② 保険医療機関の指定は行われない（自由診療のみ）。
- ③ 医療法施行規則で定める医師、看護師等の人員配置基準や、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等を満たすこと。
- ④ 高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置や、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、倫理審査委員会の設置等、類型ごとに規定されている基準を満たすこと。
- ⑤ 医療法で定める広告規制を遵守すること。

認定  
計画数

1 件（累計）

1 件（令和7年8月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

神奈川県

活用自治体：神奈川県

かながわバイオ医療産業特区（平成17年7月認定）

バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、その資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。



## ②調査結果の概要

特例措置番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H17下、H18下、H19、H20、H21、H25、H29、R3
調査対象の件数（回収数）	1件（回収数：1件）

### 1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
  - ・新規患者数や手術件数は伸びていないこと、本特定事業が成功するためには、新規患者の獲得と地域医療との連携が重要なことが確認された。
  - ・また、本特例措置の適用希望が少ないことについては、行える医療行為が限定的かつ特殊であるとの指摘もあった。
  - ・なお、特定事業者からは、株式会社であるメリットとして、①株式の発行による資金調達が認められる、②診療所単独での損失がある状態で運営する株式会社として補填しながら継続できると回答があった。
- 厚生労働省の調査では、
  - ・株式会社による医療経営に係る特区制度について、11 地方公共団体から「知らない」との回答があった。
  - ・既存の株式会社立医療機関からは、①株式会社立であることのメリットとして、経営基盤が安定していること、資金調達がしやすいことなどの回答があり、②デメリットとして、病院独自の意思決定が難しく、迅速な経営判断ができないこと、補助金等が認められていないことなどの回答があった。
  - ・特定事業者からは、新たな診療領域の拡大については、あくまでも CAL 組織増大術に付帯する形でのみ認められたため、診療領域の拡大による新たな患者誘因効果は限定的であるとの回答があった。

### 2. 本年度の評価において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 新規患者数や手術件数は伸びていない。
- 厚生労働省の調査では、①株主決定が最重要であるため、会社組織と医療従事者との間で意見に相違がみられることもあること、②幹細胞を用いた治療が年々増加していることから特定事業者が行う治療の希少性が薄れ、患者獲得に苦戦していることが挙げられている。

### 3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 新規患者数や手術件数の増加は認められていない。
- なお、診療所経営での損失は会社の資金で補填可能であり、診療所を閉院・休院することなく対応できている。

### ③評価・調査委員会による調査結果

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特定措置の内容	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。

#### 【規制の特例措置に共通の質問項目】

##### 特区計画について（Q1～Q3）

都道府県	認定地方 公共団体	特区の名称	進捗状況
神奈川県	神奈川県	かながわバイオ 医療産業特区	予定より遅れている／実施できていない

##### Q4. 特定事業の効果

効果の発現	わからない
-------	-------

##### 効果が発現しているかわからない理由

本特区においては、①高度美容医療の実施に伴う経済活動に加え、②関連産業への発注増、③医療関係従事者の新規雇用の増加、④再生医療における技術確立、⑤当該分野への貢献、⑥QOLの向上による社会活力の維持などを効果として、構造改革特別区域計画に挙げている。

（株）バイオマスター（以下「B社」と言う）が、経営状況が芳しくない中、①経済活動を継続していることは評価できるものの、開設している診療所が1箇所であり、かつ当該診療所（以下、「セルポートCL」と言う）における実績（新規患者数や手術件数）が少ないため、②関連産業への発注増、③医療関係従事者の新規雇用の増加について、特区全域に波及する効果は不明。

④再生医療における技術確立、当該分野への貢献など技術面については、セルポートCLでは通常の「CAL法」に加え、平成27年度から5か年計画で「培養CAL法」の臨床研究を行っており、（培養CAL法は従来困難であった、脂肪が少ない痩せ型の患者に利用できる施術法）平成31年に5症例の臨床研究が完了した。この実績を基に、令和2年より培養脂肪幹細胞を用いた脂肪移植術（培養CAL法）を一般臨床として提供を開始している。また、令和2年3月より、CAL法を補完する13の施術について、CAL法と一体的に行われる医療に限り、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合に該当するとされ、こちらも提供を開始となっている。

なお、CAL法が⑥患者のQOL向上の一助となっていることは見込まれるものの、開設している診療所が1箇所であるため、社会活力の維持につながっているか、についてはわからない。

高度美容外科医療の一環として、再生医療の創世段階から幹細胞を用いた治療の普及に取り組み、株式会社としての資本を活用しながら、その発展に寄与してきたと考えているが、当初の計画通りに収益を生み出すには至っておらず、また、対象となる医療機関がセルポートクリニック横浜のみである現状を踏まえると、当該実績のみをもって本特定事業の効果を評価するには難しい。

##### Q5. 構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望

2014年に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が施行されて以降、幹細胞を用いた治療は年々増加しており、CAL組織増大術も国内の医療機関において一般的な治療となりつつある。一般の医療機関では、保険診療、類似治療、さらにはCAL組織増大術と同様の治療を患者が自由に選択できる状況が整っている。一方、B社が開設・運営する診療所では保険診療や類似治療の提供ができず、患者にとって当診療所を選択する理由が年々希薄になってきているとのことである。

医療技術の進歩に伴い、特区制度においても提供可能な治療内容について定期的な見直しが必要であると考える。

**【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】**

<地方公共団体への質問>

**Q 6. 新たに特例措置の適用を要望する者の有無をお答えください。また、希望する者が少ない場合の理由についてどのようにお考えでしょうか。**

特例措置の要望をする者	希望する者が少ない理由
なし	希望する者が少ない理由：現状、当該事業で行える医療行為は限定的かつ特殊であり、B社でしか実施できないため。

<地方公共団体への質問>

**Q 7. 本特定事業に係る他の都道府県からの照会・相談の有無とその内容をお答えください。**

他の都道府県からの照会・相談	内容
なし	都道府県からの照会はなし

<地方公共団体への質問>

**Q 8. 本特定事業が実施されることによる地域医療への影響について、考え得る範囲でお答えください。**

県・横浜市医師会と情報共有を行いながら進めており、特に影響はない。なお、乳がん診療機関のCAL法への理解や患者紹介などの協力がないと、地域医療の推進につながりにくいと思われる。

<地方公共団体への質問>

**Q 9. 本特定事業を活用している自治体として、株式会社であるメリット・効果についてどのように考えますか。**

株式の発行による資金調達が認められる点。また、診療所単独での損失がある状態で運営する株式会社として補填しながら継続できること。

<地方公共団体への質問>

**Q 10. 医療に関する指標（医療従事者数・患者数・手術件数等）について経年比較できる形式でご提出ください。**

<非公表資料 1>

<当該病院等設立会社への質問>

**Q 1 1. 診療に関する指標（診察方針・施術メニュー・施術価格等）について記載のある資料をご提出ください。**

<非公表資料 2 >

<当該病院等設立会社への質問>

**Q 1 2. 経営に関する指標（損益状況等）について経年比較できる形式でご提出ください。**

<非公表資料 3 >

<当該病院等設立会社への質問>

**Q 1 3. 患者等からの問合せ内容と HP アクセス件数をお答えください。**

患者等からの問い合わせ内容

直近 1 年間における主な問い合わせ内容を列挙致します。

<当院受診前問合せ>

- ・最適な受診のタイミングについて教えて欲しい
- ・治療に必要な費用について教えて欲しい
- ・治療期間について教えて欲しい
- ・対応可能な疾患について教えて欲しい

<当院受診後問合せ>

- ・某製薬会社が製造した脂肪由来幹細胞の点滴投与後に患者視力障害が起こった件について
- ・某医療機関での脂肪由来幹細胞の点滴投与後に患者死亡事故が起こった件について
- ・術後の創部の状態に関する質問
- ・治療経過に関する質問

HP アクセス件数（単位：件）

2022 年度（令和 4 年度）	177,156 件
2023 年度（令和 5 年度）	107,690 件
2024 年度（令和 6 年度）	59,394 件
2025 年度（令和 7 年 10 月現在）	19,944 件

<当該病院等設立会社への質問>

**Q 1 4. 本特定事業の適用事例が少ない理由としてどのようなことが考えられますか（要件・手続き等）。また、他自治体で医療経営を展開するとした場合の障害となり得るものはありますか。**

適用事例が少ない理由（要件、手続き等）

医療特区において実施可能な治療が限定的であることから、株式会社が採算の取れない医療機関の運営に対して消極的になる傾向があることも、一因と考えられます。また、2006 年に国内初の本特定事業による診療所が開設されて以降、事例が増えていない現状も、多くの自治体が特区の活用を敬遠する理由の一つとなっていると考えられます。

他自治体で医療経営を展開するとした場合の障害となり得るもの

地域が求める医療と、企業が提供する医療との間に親和性を持たせることができるのか。また、自治体周辺の医療機関や医師会は、株式会社立病院の設立・運営に対して肯定的な姿勢を示しているか。

<当該病院等設立会社への質問>

**Q 15. 本特定事業に関連する他の問題があれば教えてください。**

再生医療以外の既存治療も選択可能な領域においては、再生医療事業単独での黒字化は極めて困難であると考えています。特に美容外科領域では、次々と新しい治療法が開発・提供されており、特区で提供可能な治療が「過去の治療」とならないよう、継続的な技術開発が求められます。

一方で、再生医療には多くの研究開発コストが伴うため、事業継続には相応の資金的体力が必要となります。このような状況下では、企業が再生医療のみで持続可能な医療サービスを提供することは、現実的には非常に難しいと考えられます。

<当該病院等設立会社への質問>

**Q 16. 本特定事業を実施する上での将来展望をお答えください。また、対象医療行為が医療保険の適用となった場合の対応について教えてください。**

本特定事業を実施する上での将来展望

特に乳房再建治療において、CAL 治療が保険収載されることは、患者様にとって治療の選択肢が広がることにつながり、既存の治療法では対応が難しかった症例にも対応可能となります。こうした背景から、現在は本治療の保険収載に向けた取り組みに力を入れています。

対象医療行為が医療保険の適用となった場合の対応

当院以外では対象となる医療行為が保険適用となるため、患者様が同じ治療でも 10 割負担となる当院を選択するメリットはほとんどないと考えております。こうした状況を踏まえ、現時点では具体的な方針を決定してはおりませんが、以下のような選択肢があることを確認しています。

- ② 当院を特区事業外の医療機関として独立させ、保険診療を実施する。
- ② 当院を閉院し、B社が提供する「細胞加工受託サービス」を通じて、国内の治療に貢献する。
- ③ 保険適用外の医療（主に美容医療）に特化し、治療を継続する。

<当該病院等設立会社への質問>

**Q 17. 特定事業者が株式会社であるメリット・効果をお教えてください。**

診療所での損失分を会社の資金で補てんする事が可能なため、損失が大きい状況においてもクリニックを閉院・休院する事なく患者様への治療を継続することが最大のメリットと考えます。

また、臨床現場を保有することで運営会社の研究活動に直接的に貢献（データ取得、論文化など）しており、臨床と研究の関係性としては非常に効率が良いと考えられます。

<当該病院等設立会社への質問>

**Q 18. 本特定事業の推進に関し、患者や住民の声を直接反映するような取組実績についてお答えください。**

乳房再建治療においては、継続的に治療説明会を開催し、学会への参加や乳がん患者団体との連携も積極的に行っています。これらの活動を通じて得られた患者様や関係者の声は、新たな治療法の開発や研究活動のアイデアとして活用しています。

<当該病院等設立会社への質問>

**Q19. 新たな診療領域の拡大によってもたらされた効果（新規患者数の増加、手術件数の増加など）について教えてください。**

拡大された13の施術については、CAL組織増大術との併用により治療の展開が可能となりました。特に瘢痕形成術やエキスパンダー挿入は、当診療所の主要治療である乳房再建治療との親和性が高く、患者様にとっても魅力的な医療サービスとなり得る内容でした。

しかしながら、これらの施術はCAL治療と一体的に実施する必要があるため、診療所の常設治療としての位置づけにはならず、「CAL治療のオプション」としての説明に留まってしまいます。その結果、診療領域の拡大による新たな患者誘因効果は限定的であると判断しております。

<当該病院等設立会社への質問>

**Q20. 他の医療機関との連携状況、課題についてお答えください。**

2022年から2024年の3年間において、他医療機関からの紹介件数は平均約19件と、2021年以前と比較して減少傾向にあります。これは、当院近隣においてCAL治療を実施する医療機関が増加していることにより、紹介先が分散しているためと考えられます。

近年では、国内の乳腺外科領域に向けた情報発信を強化しており、乳がん手術後の選択肢の一つとしてCAL治療があることを、乳腺外科医に対して積極的に共有しています。

<当該病院等設立会社への質問>

**Q21. 本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案があれば具体的にご記入ください。新しい高度医療の提供要望等もあれば、率直にお知らせください。**

現時点では、規制緩和の提案や新たな高度医療の提供に関する要望は検討しておりません。要望を提出してから規制が緩和されるまでには数年の期間を要するため、その間にも新たな治療技術が創出される可能性があります。そのため、要望内容が将来的に「過去の治療」とならないよう、慎重に検討を重ねた上でなければ、適切な提案を行うことは難しいと考えています。

## ④関係府省庁による調査結果

### 令和7年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	910
3. 特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業

#### 4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	<p>①都道府県に対して、主に以下の項目について調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特区制度の周知状況、対応について</li> <li>・都道府県下に存在する株式会社開設の医療機関からの照会等について</li> <li>・都道府県下に存在する株式会社開設の医療機関に対する患者等からの苦情等について</li> </ul> <p>②株式会社立医療機関の運営の状況等について、その実態調査を行う。</p> <p>③バイオマスターに対して、主に以下の項目について調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、診療、経営に関する指標について</li> <li>・経営上の支障等について</li> <li>・診療領域の変更について</li> </ul>
②	調査方法	アンケート
③	調査対象	バイオマスター、47都道府県、株式会社立医療機関
④	調査の実施時期	調査票の配布 令和7年10月8日に配布、1か月程度での提出を求めた。
⑤	調査結果	<p>【調査①について】(47都道府県から回答を得た)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●株式会社による医業経営について特区制度が設けられていることを知っているか否かという質問に対し、11自治体から『知らない』との回答を得た。その理由としては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県内での担当者間での引き継ぎがないこと</li> <li>・国からの周知等がないこと</li> <li>・相談実績等がないこと</li> </ul> 等が挙げられた。</li> <li>●前回調査(令和3年12月)以降の本特区制度の活用に関する相談の有無について、45都道府県において相談はなかったとの回答を得た。(1都道府県より相談ありとの回答。1都道府県無回答。)</li> <li>●株式会社立医療機関があるのは25都道府県であった。そのうち2都道府県から、既存の株式会社立医療機関に関する患者等からの苦情を受けたとの回答を得た。その内容としては、医師の処置・職員の対応について等、株式会社立医療機関以外の医療機関に関する苦情と同様であり、特段、株式会社立医療機関であることに由来するものはなかった。</li> </ul>

【調査②について】(都道府県を通して株式会社立医療機関に対して調査を行い、23病院から回答を得た)

(1)「株式会社立医療機関であることのメリット」という設問に対し、主な回答として、

- 経営基盤の安定性
  - 設備投資等、資金調達がしやすい
  - 地域医療への貢献
  - 本社各部門の専門的知識の活用が可能
  - 本社社員が利用することにより、一定の患者数が確保できる
  - 病院従業員に対して、本社の福利厚生を適用させることができる
- といった内容が挙げられた。

(2)「株式会社立医療機関であることのデメリット」という設問に対し、主な回答として、

- 補助金等が認められていない、税制上の軽減がない場合がある
  - 病院独自の意思決定が難しく、迅速な経営判断はできない。
  - 万一の医療トラブルが発生した場合、経営母体への影響が避けられない。
  - 母体企業の経営状況の影響を受ける可能性がある
  - 企業側の制度が必ずしも病院経営に適しているわけではない
- といった内容が挙げられた。

(3)医療法人等、他の法人形態への移行意思の有無についての質問に対し、他の法人形態への移行を検討していると回答した会社は2社存在した。いずれも、具体的な検討段階ではないとの回答であった。

【調査③について】(株式会社バイオマスターからの回答)

(1)新たな診療領域の拡大について

●平成29年の調査により、診療領域の拡大について同社より要望があったことから、厚生労働省において学術関係団体等に意見を伺い、CAL組織増大術に付帯する形で行う場合に限り診療領域の拡大を行った。

(2)新たな診療領域の拡大による効果について

●拡大された13の施術については、CAL組織増大術との併用により治療の展開が可能となりました。特に瘢痕形成術やエキスパンダー挿入は、当診療所の主要治療である乳房再建治療との親和性が高く、患者様にとっても魅力的な医療サービスとなり得る内容でした。

●しかしながら、これらの施術はCAL治療と一体的に実施する必要があるため、診療所の常設治療としての位置づけにはならず、「CAL治療のオプション」としての説明に留まってしまう。+C15その結果、診療領域の拡大による新たな患者誘因効果は限定的であると判断しております。

との回答を得た。

(3)株式会社として医療機関を経営していく上でのメリットについて

●診療所での損失分を会社の資金で補てんする事が可能なため、損失が大きい状況においてもクリニックを閉院・休院する事なく患者様への治療を継続することが最大のメリットと考えます。

●また、臨床現場を保有することで運営会社の研究活動に直接的に貢献(データ取得、論文化など)しており、臨床と研究の関係性としては非常に効率が良いと考えられます。

との回答を得た。

		<p>(4)株式会社として医療機関を経営していく上での支障について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●株式会社としての特区制度に従い医療機関を経営するため、制度より逸脱するような治療が行えないことが医療機関経営上のボトルネック(注:ボトルネック)となっております。</li> <li>●株式会社であるため、クリニックの運営方法についても株主決定が最重要であるため、一般の医療機関と違い医師の方針による医療機関運営が必ず行えるという訳ではなく、会社組織と医療従事者において意見に相違がみられることもあるとの回答を得た。</li> </ul> <p>(5)特区制度を実施するに当たっての支障について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2022年1月、弊社は特区制度において、現在提供しているCAL組織増大術を「審美性・QOLの改善を目的とした細胞医療」として拡大展開したい旨の要望を提出致しました。しかしながら、現行制度のもとではこのような拡大展開は極めて困難であるとの回答を受け、当該要望は撤回しております。</li> <li>●2014年に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が施行されて以降、幹細胞を用いた治療は年々増加しており、CAL組織増大術も国内の医療機関において一般的な治療となりつつあります。他の医療機関では、保険診療、類似治療、さらにはCAL組織増大術と同様の治療を患者様が自由に選択できる状況が整っています。</li> <li>●一方、当診療所では保険診療や類似治療の提供ができず、患者様にとって当診療所を選択する理由が年々希薄になってきていると感じております。医療技術の進歩に伴い、特区制度においても提供可能な治療内容について定期的な見直しが必要であると強く感じております。との回答を得た。</li> </ul>
⑥	<p>特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無</p>	<p>株主決定が最重要であるため、会社組織と医療従事者間で意見に相違が生ずることがある。</p> <p>また、同社は軟部組織増大術以外の幹細胞治療についても当該診療所で行うことを可能とすることを要望していた。2014年の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行以降、幹細胞を用いた治療は年々増加していることから当該診療所を選択する理由が薄れていると考えているためである。</p>
⑦	<p>全国展開により発生する弊害の有無</p>	<p>現場における意見相違の具体的内容や解消手段について、より詳細に調査する必要がある。</p>

⑤評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第7項等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情から見て、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（※1）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第7条第1項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第7項の規定にかかわらず、同条第1項の許可を与えるものとする。</p> <p>① 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（※2）に適合するものであること。</p> <p>② 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（※3）に適合するものであること。</p> <p>③ 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。</p> <p>2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第6条の5第3項の規定にかかわらず、同法第6条の5第1項及び第2項並びに厚生労働省令で定めるところ（※4）により、許可に係る高度医療を提供している旨の広告（同法第6条の5第1項に規定する広告をいう。）をすることができる。</p> <p>3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定の承認をしないものとする。</p> <p>5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）第53条第6項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約をしてはならない。</p> <p>※1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取り扱いについて（成案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な医療を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断</p> <p>②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療</p> <p>③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療</p> <p>④高度な技術を用いて行う美容外科医療</p> <p>⑤提供精子による体外受精</p> <p>⑥その他これらの医療に類する医療</p> <p>※2 具体的には、医療法第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。</p> <p>※3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。</p> <p>※4 医療法第6条の5第1項及び第2項の規定に加え、同項第4号の規定に基づく医療法施行規則第1条の9においても、広告の方法及び内容に関する基準（①患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。②治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。）を規定している。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

## 910 病院等開設会社による病院等開設事業

### 1. 特例を設ける趣旨

株式会社の資金調達能力及び研究開発意欲の活用が高度な医療の開発・普及の促進の観点から適切かつ有効であるかを検証するという趣旨により、高度な医療の提供を促進する特区の認定を受けたときは、当該特区内において株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設することを認める医療法等の特例を設けるものです。

### 2. 特例の概要

株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の開設許可の申請があった場合には、所要の要件を満たせば、医療法第7条第7項の規定にかかわらず、許可を与えることとするとともに、開設の許可を受けた株式会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第65条第3項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定をしないこととするものです。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

#### (1) 高度な医療の定義

株式会社が特区において行うことのできる高度な医療は、高度な技術を用いて行う倫理及び安全性の観点から問題がないと認められる医療で、次のいずれかに該当するものです。

- ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断（「高度画像診断」）
- ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療（「高度再生医療」）
- ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療（「高度遺伝子治療」）
- ④高度な技術を用いて行う美容外科医療（「高度美容外科医療」）
- ⑤提供精子による体外受精（「高度体外受精医療」）
- ⑥その他これらに類するもの

このうち、⑥の「その他これらに類するもの」については、地方公共団体からの要望事項について現時点ですべて把握しているわけではなく、また、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるため、規定したものです。

(2) 株式会社が開設する病院又は診療所が満たすべき要件

認定を受けた特区内において、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、医療法（昭和23年法律第205号）第21条及び第23条の規定に基づく医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定並びに同法第21条の規定に基づく都道府県の条例において定める病院又は診療所の構造設備及びその有する人員等に関する要件を満たさなければなりません。

また、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、あわせて、許可申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして別途厚生労働省令で定める基準を満たさなければなりません。その基準は、高度な医療の内容ごとに定められていますが、具体的には以下のとおりです。

- ア 提供する高度医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師が1名以上置かれていること。（すべての高度医療について規定。また、高度画像診断については、あわせて、「高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師が1名以上置かれていること。」）
- イ 提供する高度医療を実施するために必要な施設を設けていること。（高度体外受精医療のみについて規定。）
- ウ 提供する高度医療を実施するために必要な設備（エに規定するものを除く。）を設けていること。（すべての高度医療について規定。）
- エ 提供する高度医療に用いる物質（高度医療の内容に応じて、放射性同位元素、細胞、遺伝子と異なる。）を製造（培養、組換え）するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に供給を受けることができること。（高度体外受精医療以外の4種類の高度医療について規定。）
- オ 提供する高度医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会が置かれていること。（高度画像診断、高度美容外科医療以外の3種類の高度医療について規定。）
- カ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文章が作成されていること。（すべての高度医療について規定。）

(3) 株式会社が開設する病院又は診療所が行う広告の方法及び内容に関する基準

株式会社が開設する病院又は診療所については、医療法第6条の5第3項に規定する事項のほか、高度な医療を提供している旨を広告することが

できますが、その行われる広告は、虚偽にわたってはならず、また、医療法第6条の5第1項、2項及び医療法施行規則第1条の9各号に規定する広告の方法及び内容に関する以下の基準を満たさなければなりません。

- ① 患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。
- ② 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載に当たって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、当該特区内で3(1)の高度医療が提供されることを明示すること。
- ・ 提供される高度医療によっては、例えば再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）第2条第1項に規定する再生医療等に該当する場合もあり、特区計画に記載する特定事業は関係法規を遵守したものとすること。

#### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準（平成十六年厚生労働省令第百四十五号）に定める基準に適合することを確認するために必要な書類等

⑦規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回
1	神奈川県	神奈川県	かながわバイオ医療産業特区	神奈川県の全域	<p>地域経済の活性化には先端的で高度な研究成果に基づく新たな技術・産業の創出促進が重要であり、中でもバイオ関連技術は多様な業種への波及効果が期待される分野である。そこで、本特区計画により、バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。</p>	910	病院等開設会社による病院等の開設	厚生労働省	第8回

# ⑧特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

### <平成17年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成17年 下半期 (H18.1.26)	特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置の評価として、平成18年度下半期に再度評価を行うこと。	-	<p><b>総務省行政評価局</b>によれば、  <u>①保険医療機関の指定等を受けられないため、経営面での困難さを伴うこと</u>  <u>②高度な医療の提供のためには多額な設備投資と技術力を有した人材の確保が必要なことから本特例に関わる認定が少ないとしている。</u>  <b>評価委員会</b>としては、総務省行政評価局の指摘に加え、多額の資本を必要とする病院について<u>株式発行を含む直接金融による資金調達を認めることで、病院の効率化、医療の質の向上が図られると考えられること、そのようなメリットを有する株式会社病院について、診療報酬面で医療法人とのイコールフットィングの下に特区として実施すべき等の指摘を行ったところである。</u>  <b>規制所管省庁</b>によれば、本特例は、<u>自由診療とすることで医療保険財政への影響を避けながら、資金調達能力や研究開発意欲というメリットが生かせる高度な医療に限定することとされたものであり、本特例制度の創設の経緯や基本的枠組みに関わることとなる指摘については、医療法人制度の見直しを含めた医療制度構造改革の実施状況を見ながら慎重に検討することが必要とのことである。</u>            以上の議論を踏まえ、平成18年度下半期に再度評価を行うこと。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## <平成18年度・19年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成18年 下半期 (H19.1.16)	その他 (規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行う。)	—	株式会社による医業経営の解禁についての規制改革全体の動向を見つつ、 <u>今後、全国展開に関する評価の時期に、評価を行うこととする。</u>
平成19年度 (H20.2.4)	その他 (平成20年度以降に評価を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。	<p><b>規制所管省庁</b>によれば、<u>本特例措置を活用している診療所においては、医療提供体制や安全管理に関する弊害は特段見受けられないものの</u>、現在、本特例措置を活用する特区計画は全国で1件しか認定を受けていない状況（その中で、本特例措置を活用して設置された病院等は、当該診療所1件）であり、その1件を対象とした調査結果から、<u>全国展開による弊害の有無について判断することは現時点では困難である、とのことである。</u></p> <p>このため、</p> <p>①本特例措置を活用する特区計画が、これまで全国で1件しか申請されていないことに関し、<u>本特例措置を活用するに当たっての問題点は何か</u></p> <p>②医療サービスの供給者である病院等を対象とした調査のみではなく、<u>利用者である患者・国民の側の要望はどのようなものであるか</u>などの観点を加えた上で、平成20年度において、弊害の発生、経済的効果及び本特例措置を活用するに当たっての今後の対応に関する調査を行うこと。</p> <p>これらの調査を踏まえ、<u>平成20年度以降に評価を行う。</u></p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## <平成20年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成20年度 (H21.1.29)	その他 (平成21年度に評価を行うとともに、内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点で判断することは困難であり、今後は本特例措置以外の事例の調査も行うほか、本特例措置についての周知や情報提供を一層進める必要がある。	<p><b>規制所管省庁</b>によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、本特例措置を現在実施している特区が全国で1件（その中で、適用事業者が1件）しかない状況であり、当該調査結果が本特例措置そのものに由来するものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものであり、常に同様の成果を収めることができるとは限らないのか、必ずしも明らかではないこと</u></li> <li>・ <u>本特例措置の適用事業者は、現在事業計画の見直しに着手するなど、経営の安定化に向けた途上段階にあること</u></li> </ul> <p>から、<u>現段階では適切な分析を行うことはできず、全国展開により発生する弊害の有無について判断することは困難であるとのことである。</u></p> <p>また、本特例措置については、現在実施している特区が<u>全国で1件にとどまっているが、規制所管省庁によれば、その理由の1つとしては、周知が十分でないことが考えられるとのことである。</u></p> <p>一方、<b>評価・調査委員会</b>による調査では、一定年数経過後、実績を勘案して関連分野等においても<u>一層の規制緩和が認められる等のことがなければ大きな展望は望めない、行える医療行為が限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる（地方公共団体）、高度な医療として定義されている単一の医療技術しか提供できない部分に不自由さを感じる場合がある（適用事業者）</u>などの指摘もみられる。</p> <p>さらに、<u>本特例措置によらずに、昭和23年の医療法施行前から株式会社により開設され、経営されている医療機関や、同法施行後であっても職員の福利厚生を主たる目的として株式会社により開設され、経営されている医療機関が現在も存在し、地域の医療に貢献している例もみられる。</u>規制所管省庁によれば、これらについては、株式会社が経営していることによる弊害は、特に把握されていない。（次頁へつづく）</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
			<p>(つづき)</p> <p>以上より、平成21年度においては、<u>本特例措置の実施状況から、本特例措置そのものに由来する弊害が把握されるかどうか、規制所管省庁において引き続き調査を行うこと。</u>併せて、上記の株式会社により開設され、<u>経営されている医療機関の運営の状況等について規制所管省庁において調査を行い、その運営実態を明らかにすること。</u></p> <p>これらの調査を踏まえ、<u>平成21年度に評価を行うとともに、上記の地方公共団体等の指摘に係る検討を行う。</u></p> <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置についての周知や一層の情報提供に努めること。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## <平成21年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成21年度 (H22.2.4)	その他 (内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行い、平成23年度に評価を行う。)	全国展開により発生する障害の有無について現時点で判断することは困難であるため、 <u>今後は本特例措置についての周知や情報提供を一層進め、検証に必要なデータを蓄積し、引き続き全国展開について検討する必要がある。</u>	<p><b>規制所管省庁</b>によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、<u>本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、現在株式会社特区病院は1病院であり、特区において適用された規制の特例措置による弊害がないことによるものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものなのか、必ずしも明らかではないことから、全国展開により発生する弊害の有無について判断することはできないとのことである。</u></p> <p>一方、<b>評価・調査委員会</b>による調査では、本特例措置による効果の発現については、現在までのところ診療所経営に注力しているためわからない(地方公共団体)としており、また、<u>本特例措置の適用事例が少ないことについては、行える医療行為が非常に限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる(地方公共団体)、事業性の実証には新技術の場合5年はかかる(適用事業者)</u>との指摘もあった。</p> <p>以上より、規制所管省庁においては、本特例措置の実施状況から、本特例措置による弊害が把握されるかどうか、<u>規制所管省庁において引き続き調査を行い、検証に必要なデータを蓄積するとともに、上記の地方公共団体等の指摘を踏まえ、全国展開に係る検討を行った上で、平成23年度に評価を行い、結論を得ることとする。</u></p> <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## <平成25年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成25年度 (H26.3.5)	その他 (平成29年度に評価を行う)	<p><u>関係府省庁の調査</u>によれば、現在、本特定事業を実施している医療機関は1診療所であるが、<u>同診療所は、他の周辺診療所が平成23年の東日本大震災の影響等による休止等を行わない中、震災等による経営不振のみを理由に休診していること、またその休診前後で患者視点でなく株主の意向により診療方針が大きく変化していることから、患者への影響は相当程度あったものと考えられる。患者への対応は行われているものの、今後も同様の事情により、患者に適切に治療を行えなくなる可能性もあることから、弊害になり得る可能性がある</u>とのことであった。</p> <p><u>評価・調査委員会</u>による調査では、平成23年の株式売買による株主資本の入替えにより、<u>同診療所の診察再開、事業の継続が可能となったことが確認された。</u></p> <p>他方、<u>株主変更後、美容領域（豊胸等）から治療領域（乳房再建、顔面再建等）に診療領域が変更されており、同診療所に関して、事業性の実証には今後1年～2年程度の期間が必要であること、今後3年（平成26年～平成28年）の経営方針として、乳房および顔面の再建市場における事業の拡大を目指しており、具体的には学会等を介しての医療機関連携推進といった取組を予定していることが確認された。</u></p> <p>以上より、<u>診療領域の変更による弊害の発生の有無等を検証する必要があることから、同診療所に関する今後3年の経営方針に基づく特定事業の実施状況等を踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。</u>また、<u>評価に当たっては、本特定事業のフレームワークについて議論すべきである。指摘されたフレームワークの問題点については平成26年2月5日開催の医療・福祉・労働部会の議事概要のとおり。</u></p>	<p>現在、本特定事業を実施している医療機関は1診療所であるが、<u>平成23年の株主変更後、診療領域を変更している。</u>したがって、弊害発生の有無等を検証する必要があることから、<u>同診療所に関する今後3年の経営方針に基づく特定事業の実施状況等を踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。</u></p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## <平成29年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
<p>平成29年度 (H30.4.24)</p>	<p>その他 (関係府省庁は、診療領域について、拡大要望も踏まえ検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会は、その内容を議論し、一定の結論を得る。その上で、事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。)</p>	<p><b>関係府省庁</b>によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療領域が高度な治療で自由診療に限定した本特定事業の場合、本来は同じ医療機関で行う必要がある治療等について他の医療機関を紹介せざるを得ない状況にあることから、事業者から診療領域の拡大が求められている</li> <li>・本特定事業が創設された平成15年以降の技術の進展等状況の変化も踏まえ、診療領域について整理する必要があり、本特定事業の全国展開については、少なくとも当該整理を行ったのち、検討する必要があるとのことであった。</li> </ul> <p><b>評価・調査委員会</b>による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で事業者における術数等も少なく研究開発も進行中であるため、地域への明確な効果は発現していないが、途上にある臨床研究が進めば治療メニューの拡大による術数の増加が見込まれること</li> <li>・本特定事業は診療領域に制限があるため、今後、同領域の拡大が図られれば、大きな事業展開が見込まれ、また、企業が有するネットワークの共有、広域かつ多方面の企業に対するアプローチによる多角的な事業展開も可能となることが確認された。</li> </ul> <p><b>医療・福祉・労働部会</b>では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療領域を自由診療に限定していることが事業推進の阻害要因になっていると考えられるため、限定を解除したほうがよい</li> <li>・先端技術関係事業には資金調達の多様性が必要で、本特定事業のニーズはあると思われることから、事業者が経営しやすい柔軟な対応が必要である</li> <li>・関係府省庁は、診療領域について、高度医療との関係性、患者の利便性、効率性を考慮しつつ、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行う必要があるとの意見が出された。</li> </ul>	<p>関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。</p>

## 関係府省庁からの報告①

第65回 医療・福祉・労働部会（H31.2.14）

・H29年度評価意見に従い、関係省庁から調査結果を報告

関係府省庁提出資料（平成31年2月14日 第65回医療・福祉・労働部会）

## 病院等開設会社による病院等 開設事業

## 対応状況について

【構造改革特別区域推進本部決定（平成30年9月7日）】

関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。

その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。



厚生労働省において、事業者より要望のあった施術について、その実施が可能かどうか検討を行ってきたところ。

## 関係法令における規定

許可に係る高度医療以外の提供については、構造改革特別区域法第18条第6項において、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合には、許可に係る高度医療以外の医療を提供できるとされている。

「許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」について、「構造改革特別区域法逐条解説」(p85)においては、次のいずれかに当てはまる場合には実施が可能としている。

- ① 高度な医療の必要性の診断に至るまで状態を安定させるために必要な医療、入院、検査、投薬等診断を行うために必要な医療
- ② 高度な医療の対象となることが判明した者に対する高度な医療の提供に付随する入院、投薬等
- ③ 高度な医療の提供が終了した後当該高度な医療の効果を維持する上で必要と認められる医療

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)

第十八条

- 6 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

## 対応状況及び今後の対応について

事業者より要望のあった19の施術について、「高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」に該当するかどうか、医学的観点からの判断が必要であるため、複数の有識者に意見を伺ったところ。

その結果、19の施術のうち一部の施術については「高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」に該当するとの御回答を共通して頂いている一方、該当しないという御意見を共通して頂いた項目や、御意見が分かれた項目がある。



そのため、関係学会にも要望のあった施術について御意見を伺う予定。

## 関係府省庁からの報告②

第68回 医療・福祉・労働部会（R2.2.17）

・事業者より要望のあった19の施術について関係学会等に意見照会した結果を報告。

## 病院等開設会社による病院等 開設事業

## 対応状況について

【構造改革特別区域推進本部決定(平成30年9月7日)】

関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。

その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。



事業者より要望のあった19の施術について、「高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」に該当するかどうか、医学的観点からの判断が必要であるため、複数の有識者に意見を伺ったところ、御意見が分かれた項目があった。

そのため、関係学会等にも意見を伺うこととさせていただき、昨年の部会において、2019年度中に報告することになったところ。



関係学会等にも意見を伺い、要望のあった19の施術について、「高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」に該当するかどうかの、御報告させていただくもの。

## 関係法令における規定

許可に係る高度医療以外の提供については、構造改革特別区域法第18条第6項において、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合には、許可に係る高度医療以外の医療を提供できるとされている。

「許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」について、「構造改革特別区域法逐条解説」(p85)においては、次のいずれかに当てはまる場合には実施が可能としている。

- ① 高度な医療の必要性の診断に至るまで状態を安定させるために必要な医療、入院、検査、投薬等診断を行うために必要な医療
- ② 高度な医療の対象となることが判明した者に対する高度な医療の提供に付随する入院、投薬等
- ③ 高度な医療の提供が終了した後当該高度な医療の効果を維持する上で必要と認められる医療

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)

第十八条

- 6 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

## 御要望のあった施術とその実施可否について

関係学会にも要望のあった施術について御意見を伺い、要望のあった19の施術について、「高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」に該当する可能性があるものについての整理は以下のとおり。(※)

(※) 該当する可能性があるとした施術であっても、構造改革特別区域法第18条第6項に規定されているように、許可に係る高度医療を提供する上で必要がある範囲で実施する必要がある、具体的には、前頁の「構造改革特別区域法逐条解説」に記載のある①～③の範囲で実施される必要がある。

# 特例措置の評価・調査経緯

## 御要望のあった施術とその実施可否について

番号	施術名称	構造改革特別区域法第18条第6項における、「許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」に該当する可能性があるか否か △(CALを用いて一体的に行われる医療に限る。 (以下全ての「△」について同じ))
1	瘢痕形成術	
2	真皮脂肪移植術	△
3	局所皮弁・動脈皮弁移植術	△
4	デブリードマン	△
5	エキスパンダー挿入	△
6	植皮	△
7	ヒアルロン酸注射	△
8	ボトックス注射	△
9	脂肪吸引術	△
10	上眼瞼形成	△
11	下眼瞼形成	△
12	フェイスリフト	△
13	多汗症治療	×
14	女性器形成	×
15	フラクショナルレーザー	×
16	脱毛レーザー	×
17	CO2 レーザー	×
18	色素レーザー	×
19	医薬品処方	△個々の薬剤について判断する。

# 特例措置の評価・調査経緯

## <令和3年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
令和3年度 (R5.4.13)	<p>その他（関係府省庁は、診療領域の拡大について要望内容の検討を行い令和4年度内目途に評価・調査委員会に検討状況を報告すること。その上で事業の実施状況等を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。）</p>	<p><b>評価・調査委員会の調査</b>では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CAL（Cell-Assisted-Lipotransfer）法と一体的に行われる施術の実施が認められたが、新規患者数や手術件数は伸びていないこと、逆にコロナ禍により新規患者数が減少していること、</li> <li>・本特定事業が成功するためには、新規患者の獲得と地域医療との連携が重要なこと、が確認された。</li> <li>・また特定事業者からは、株式会社であるメリットとして、①通常の医療機関とは違い、診療所での損失分を会社の資金で補てんすることが可能であり、損失が大きい状況においても自社の診療所を閉院・休院することなく患者の治療が継続可能であること、②臨床現場を保有することで運営会社の研究活動に直接的に貢献できるなど臨床と研究の関係性で非常に効率が良いとの回答があった。</li> <li>・その外、特定事業者からは、構造改革特区法第18条で定められている厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療の6項目について、「高度な技術を用いて行う細胞医療」を追加することで、本特定事業を効果的・効率的に推進することができるとの要望があった。</li> </ul> <p><b>関係府省庁の調査</b>では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社による医療経営に係る特区制度について、4自治体から「知らない」との回答があった。</li> <li>・既存の株式会社立医療機関からは、①株式会社立であることのメリットとして、経営基盤が安定していること、資金調達がしやすいことなどの回答があり、②デメリットとして、医療についての専門的知識が少ない決裁者への説明が必要なため、柔軟、迅速な経営判断ができないこと、補助金等が認められていないことなどの回答があった。</li> <li>・特定事業者からは、新たな診療領域の拡大については、あくまでもCAL組織増大術に付帯する形でのみ認められたため、拡大領域を提供する機会は少なく、診療領域拡大の効果を確認できていないとの回答があった。</li> </ul> <p>なお、関係府省庁からは、全国展開により発生する弊害の有無として、特区制度を活用している実績が1件のみであることから弊害発生の有無は判断できないものの、全国展開も含めた今後の方向性について検討する前提として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場における意見相違の具体的内容や解消手段について、より詳細に調査する必要がある、</li> <li>・特定事業者からの要望について、日本における再生医療の発展の現状も踏まえ、本特区制度における課題を整理する必要がある、</li> </ul> <p>とのことであった。</p> <p style="text-align: right;">（次項へつづく）</p>	<p>関係府省庁は、事業者の要望内容について検討を行い、令和4年度内目途に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に検討状況を報告すること。評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）は、その検討結果を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## <令和3年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>(つづき)</p> <p>医療・福祉・労働部会の審議においては、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・株式会社病院の経営が上手くいくためには、地域住民の特性（年齢構成など）、他の医療機関、診療科の設置状況などを考慮したフィージビリティスタディが必要であり、それを踏まえた経営判断に基づき、設置を決定することが重要であること。関係府省庁においては、しっかりとその点を確認することが必要。</li><li>・株式会社病院が臨床現場となる場合には、研究倫理のチェックが必要。関係府省庁においてしっかりとその点を確認することが必要。</li></ul> <p>との意見があった。</p> <p>また、特定事業者からの要望内容の実現可能性について、関係府省庁の見解の確認があり、関係府省庁から要望内容は再生医療と特区で認められている高度医療の議論が混在しているとの説明があった。</p> <p>以上のことから、医療・福祉・労働部会においては、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>CAL法と一体的に行われる施術の実施が認められたものの、特定事業者の運営する医療機関において、新規患者数や手術件数は伸びていないこと、</u></li><li>・<u>コロナ禍の影響で新規患者数の減少も見られ、経営状況も厳しいことから、現時点では全国展開が適当とは判断し難いこと、</u></li><li>・<u>一方、特定事業者から、「高度な技術を用いて行う細胞医療」について高度医療として認めて欲しいこと、これが認められることにより本特定事業を効果的・効率的に推進することができる</u>との要望があったことから、関係府省庁において要望内容の詳細を確認の上、専門的な見地から要望内容を検討し、年度内目途に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に検討状況を報告すること。</li><li>・<u>その検討結果を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行うこと。</u></li></ul> <p>が適当とする。</p>	

## 特例措置番号920の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 . . . . . 1
- ② 令和7年度の評価・調査委員会委員による視察 . . . . . 2
- ③ 調査結果の概要 . . . . . 3
- ④ 評価・調査委員会による調査結果【審議事項】 . . . . . 5
- ⑤ 関係府省庁による調査結果【審議事項】 . . . . . 13
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1 . . . . . 14
- ⑦ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル . . . . . 15
- ⑧ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 . . . . . 18
- ⑨ 参考：特例措置の評価・調査経緯 . . . . . 29
- ⑩ 参考：令和4年度の自治体ヒアリング概要 . . . . . 43

# ①評価対象となる規制の特例措置の概要

(平成16年2月措置)

特例措置番号 920

## 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

※3歳以上については、公立・私立問わず平成22年6月から全国展開済（現行制度で対応可）

### これまで

保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

**関係法令：**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

### 取り巻く環境の変化

公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

### 構造改革特区の活用

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することができる。

### 主な要件

- ① 給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること。
- ② 食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること。
- ③ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること。
- ④ 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラム（児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの）に基づき食事を提供するよう努めること。

認定  
計画数

124 件（累計）

76 件（令和7年8月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

### 実際の取組事例

#### 北海道清里町

地産地消で豊かな給食特区（平成16年12月認定）

女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実は重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地場産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。

また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。



## 実施概要

視察先：①特例措置を活用している茨城県阿見町（搬入先である A 保育所、搬入元である学校給食センター）

②特例措置を活用していない茨城県牛久市（自調理を行っている B 保育所）

視察者：評価・調査委員会委員、こども家庭庁、内閣府 実施：令和 7 年10月

## 視察概要

## ① 茨城県阿見町（搬入先である A 保育所、搬入元である学校給食センター）

## ○給食の提供状況

A 保育所では、食事 1 回とおやつ 1 回を学校給食センターから搬入し提供している。

食事とおやつは外部搬入給食に加え、自園にて調理等行った加算食（付け合わせの副菜等）も併せて提供している。

## ○発達段階に応じた食事の対応方法

搬入された給食を保育所の調理室にて細かく刻み、年齢、発達に応じた具の大きさと提供する。

※離乳後期までのこどもについては育児用ミルクも併せて対応。

## ○アレルギー児の把握、食事の対応方法

年度初めに食物アレルギー調査を行いアレルギー児を把握。

給食センターでは除去対応を行わないため、一旦調理された状態で搬入されたものから、保育所で除去対応を行える場合には除去食の提供を行うことを原則としている。十分に取り除けない場合や除去後の食事の栄養に不足が生じる場合は、代替食を保護者に持参してもらう対応を行っている。

## ○食育への対応

収穫体験を実施。地元野菜を使用したメニューを給食に取り入れている。

## ○給食の外部搬入方式に伴う弊害

学校給食センターを活用した給食の外部搬入方式に伴う、安全・衛生管理上の弊害は認められなかった。

## ② 茨城県牛久市（自園調理を行っている B 保育所）

## ○給食の提供状況

B 保育所では、給食、おやつを自園調理にて提供している。

## ○発達段階に応じた食事の対応方法

年齢、発達に応じた具の大きさと提供する。

## ○アレルギー児の把握、食事の対応方法

年度初めに食物アレルギー調査を行いアレルギー児を把握。年度途中の発症に対しても、その後の対応について助言を行ったり専門医の受診を促したりすることで保護者を支援。

食物アレルギー児へは、栄養に不足が生じないように、補食や代替メニュー等により給食提供を行っている。

## ○食育への対応

収穫体験や調理体験を実施。地元野菜を使用したメニューを給食に取り入れている。

調理員や栄養士は、直接こどもの食べる様子を確認し、こどものニーズや喫食状況を保育士と共有しながら、保育や給食提供内容に適宜、反映している。こどもは調理員が調理をしている様子を見聞きすることができ、また調理過程の香りを感じることができる。

### ③調査結果の概要

特例措置番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令
過去の評価時期	H17 上、H18 上、H19、H20、H21、H24 下、H28、H29、R3
調査対象の件数（回収数）	67 件（回答数 61 件）

#### 1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
  - ・給食の外部搬入事業の実施により、食材の一括購入、一括調理による経費の削減、地元食材を活用することによる地元農業への経済効果、地産地消の推進による食育面での効果がみられた。また、施設の構造上、自園調理ができず2歳未満児の受入れができなかったところ、外部搬入が可能になったことにより受入れ可能となった施設も確認された。
  - ・離乳食をはじめ3歳未満に必要な個別対応については、保育所の調理員が個別に対応することなどにより約8割の地方公共団体が「課題が克服された」としている。
  - ・アレルギー児への対応について、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を踏まえ、「取組を行った」地方公共団体数は54、「行っていない」が2地方公共団体となっている。「取組を行った」地方公共団体においては、入所前のアレルギー調査の実施、生活管理指導表に基づく代替食の提供、給食センターによる除去食の提供などにより6割強の地方公共団体が「課題が克服された」としている。
  - ・食育への取組について、保育活動に畑作業を取り入れる、栄養士を配置し食育活動を実施する、地元農産物を取り入れた給食の提供などにより、5割強の地方公共団体が「課題が克服された」としている。
  - ・保育士からの評価として、地産地消メニューにより地元の食材を口にする機会が多くなった、学校給食と同じなので就学後も食べ慣れた給食が食べられることから3歳児への進級時に移行がスムーズであるなどの回答があった。
  - ・保護者からの評価として、バランスが良いメニューなので良い、家でなかなか作らない料理や栄養の計算された献立が食べられる、こどもが苦手なものでも食べられることが助かっているとの回答があった。
- こども家庭庁の調査では、給食の外部搬入を実施している施設では
  - ・離乳食を提供していると回答した施設は5割弱であったが、複数段階に分けて提供している施設は2割強であった。
  - ・食物アレルギー疾患を有するこどもを受け入れている施設は6割であり、そのうち、こどもに応じて個別に対応している施設は6割、弁当持参等の対応を取っていた施設は7割であった。自園調理を行う施設と比べると、その割合は少ない。  
(参考) 自園調理を行う施設：受入は8割強、そのうち個別対応実施は9割強
  - ・体調不良児への個別対応を実施している施設は1割に満たなかった。
  - ・食事の内容に配慮が必要な障害児を受け入れている施設は1割であり、そのうち、こどもに応じて個別に対応している施設は2割であった。自園調理を行う施設と比べるとその割合は少ない。  
(参考) 自園調理を行う施設：受入は2割、そのうち個別対応実施は7割弱
  - ・食育への取組として、調理場面を見せる等調理業者や食材の生産者に対して関心又は感謝の気持ちを持つための取組や保育（皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど）の機会を設けるなど、食育の取組が行われていたが、自園調理を行う施設よりもその割合は少ない。

- ・外部搬入の実施により、「コスト削減につながっている。」「保育所と小学校・中学校などと一貫的な給食の提供ができるようになった」「献立が多様化した」が良い点としてあげられた。

## 2. 本年度の評価において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- こども家庭庁の調査では、複数段階に分けて実施が必要となる離乳食の提供について、外部搬入を実施している施設では、そもそも離乳食を提供していない、または段階的な対応をする体制を取れずに、一段階のみの離乳食の提供となりやすいという課題が確認された。また、食物アレルギー疾患を有するこどもや食事の内容に配慮が必要な障害児に対しても、外部搬入を実施している施設では、こどもに応じて個別に対応している施設が少ないという課題が確認された。

## 3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査では、給食の外部搬入事業の実施により、経費の削減が図られたこと、地元食材を活用することにより地元農業への経済効果がみられること、地産地消の推進により食育面での効果が確認された。また、自園調理ができず2歳未満児の受入れができなかったところ、外部搬入が可能になったことにより受入れ可能となったなどの効果が確認された。
- 離乳食をはじめ3歳未満に必要な個別対応については、保育所の調理員が個別に対応すること、アレルギー児への対応について、入所前のアレルギー調査の実施、生活管理指導表に基づく代替食の提供、給食センターによる除去食の提供などの取組が行われていることが確認された。
- こども家庭庁の調査では、乳児期の発達段階に合わせた食事の提供は、発育・発達に重要な取組であることから、発達段階に応じた離乳食が提供されることが必要であるが、外部搬入の場合には個別の対応が難しいことが確認された。
- また、食物アレルギー疾患を有するこどもや食事の内容に配慮が必要な障害児については、特別の配慮が必要な食事の提供や受入が難しく、結果としてインクルーシブ保育を困難にすることに繋がりがねないという懸念が確認された。

#### ④評価・調査委員会による調査結果

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特定措置の内容	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。 (一部全国展開：3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開)

【規制の特例措置に共通の質問項目】

<地方公共団体への質問>

#### 特区計画について（Q1～Q4）（発出数67、回答数65）

<ポイント>

○ 95%以上の認定地方公共団体で良好な進捗状況となっている。また、認定事業を実施している地方公共団体のうち、ほとんどの地方公共団体において計画当初から期待していた効果が発現していると回答があった。

#### Q3. 進捗段階

	1. 予定より進んでいる／実施している	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	3. 予定より遅れている／実施できていない
認定地方公共団体数	15	47	3

<「3. 予定より遅れている／実施できていない」と回答した理由>

- ・令和6年10月から搬入予定でしたが、調理員が確保できたため令和7年度末までは自園調理
- ・令和8年度実施予定として認定を受けている
- ・対象となる3歳未満児がいないため

#### Q4. 進捗段階

	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	2. 発現していない	3. わからない
認定地方公共団体数	58	0	7

<「3. わからない」と回答した理由>

- ・令和6年10月から搬入予定だったが、調理員が確保できたため令和7年度末までは自園調理
- ・令和8年度実施予定として認定を受けている（2地方公共団体）
- ・対象となる3歳未満児がいないため
- ・認定を受ける前から給食の外部搬入を実施しているため、比較困難（3地方公共団体）

<地方公共団体への質問>

#### Q5. 構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望

<個別の回答>

- ・安城市 公立保育所及び認定こども園だけでなく、民間保育所・認定こども園においても外部搬入を実施させていただきたい。
- ・西尾市 保育所における児童への食事提供において、全ての年齢児で特区認定によらない外部搬入を容認するよう制度の改正を要望する。

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

<地方公共団体への質問>

#### Q6. 公立保育所における給食の外部搬入実施状況

<ポイント>

○ 203の公立保育所において同事業を実施しており、利用児童数は約1万3千人となっている。

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

＜地方公共団体への質問＞

**Q 7. 給食の外部搬入方式を導入した目的・理由（最大3つまで回答可）**

＜ポイント＞

○「2. 調理一元化による調理業務の効率化」（46地方公共団体）、「3. 食材の一括購入による食材の多様化及び安定調達」（36地方公共団体）を挙げる地方公共団体が多くなっている。

目的・理由	地方公共団体数
1. 施設の老朽化に伴う維持管理の負担	13
2. 調理一元化による調理業務の効率化	46
3. 食材の一括購入による食材の多様化及び安定調達	36
4. 大型施設調理による衛生管理の充実及び安全性の向上	16
5. 財源の効率的活用による多様な行政ニーズへの対応	21
6. 調理員不足	13
7. 児童数の低減、保育所の統廃合	8
8. その他	3

＜「8. その他」と回答した理由＞

・離島につき、合理的な保育運営をおこなうため。

＜地方公共団体への質問＞

**Q 8-1. 保育所の運営改善策としての民営化、統合化方策等の検討の有無（保育所の利用児童数が20人以上）**

＜ポイント＞

○「移行を決定」（15地方公共団体）、「検討中」（18地方公共団体）、「検討したが断念」（3地方公共団体）、「検討してはいない」（19地方公共団体）となっている。

＜地方公共団体への質問＞

**Q 8-2. 小規模保育等の地域型保育事業への移行等に係る検討の有無（保育所の利用児童数が20人未満）**

＜ポイント＞

○「移行を決定」（1地方公共団体）、「検討中」（3地方公共団体）、「検討したが断念」（1地方公共団体）、「検討してはいない」（40地方公共団体）となっており、約9割の地方公共団体で地域型保育事業への移行等の検討は行われていない。検討していない理由としては、小規模保育事業所は民間に担ってもらっている、兄弟姉妹の同一園への通園を希望する保護者ニーズが多い、公立保育所の統廃合を優先事項と考えているなどが挙げられている。

＜地方公共団体への質問＞

**Q 9. 給食の外部搬入では、発達段階に配慮した給食の対応、特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難との指摘があるが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っているか**

＜ポイント＞

○57地方公共団体より取組を行ったと回答があり、具体的には、保育所での自園調理による個別食や離乳食の提供、搬入された給食を保育所で細かく刻む、つぶす、量を調整するなどの対策がみられる。また、この取組により「課題が克服された」とする地方公共団体数は45、「分からない」が12地方公共団体となっている。

＜地方公共団体への質問＞

**Q 10. 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」を参考にした取組を行っているか**

<ポイント>

- 「取組を行った」地方公共団体数は55、「行っていない」が2地方公共団体となっている。
- 「取組を行った」と回答した地方公共団体からは、具体的には、地方公共団体や園における対応マニュアルの作成、職員への周知徹底、アレルギー児の把握、アレルギー食材を献立に入れない工夫、搬入元または園による除去食や代替食の提供、代替食等で対応できない場合は家庭からの持参などの対策がみられる。これらの取組により「課題が克服された」とする地方公共団体は36、「分からない」が18地方公共団体となっている。
- 「行っていない」と回答した地方公共団体からは、その理由として「個別対応が困難ため、お弁当を持ってきてもらっている」、「指定管理事業所に任せている」と回答があった。

<地方公共団体への質問>

**Q11. 体調不良児への対応について、食事の個別対応、症状により量の加減や品目の除去又は変更などのきめ細かい対応が困難との指摘があるが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っているか**

<ポイント>

- 「取組を行った」地方公共団体数は47、「行っていない」が8地方公共団体となっている。
- 「取組を行った」と回答した地方公共団体からは、具体的には、保育士と調理員との連携、保育所常駐の調理員が個別に対応、各施設に調理師又は栄養士の資格を有する職員が勤務し、症状に合わせて刻み食や、ご飯をお粥に変更するなどの対策がみられる。これらの取組により「課題が克服された」とする地方公共団体は22、「分からない」が20地方公共団体となっている。
- 「行っていない」と回答した地方公共団体からは、その理由として「体調不良児は基本、お預かりしていないため」などの回答があった。

<地方公共団体への質問>

**Q12. 食育への対応について、自園調理を行う保育所より外部搬入を行う保育所の方が、取り組み割合が低くなっているとの指摘があるが、これらの点について、どのような取組を行っているか**

<ポイント>

- 56地方公共団体より取組を行ったと回答があり、具体的には、保育活動としての畑作業や畑で作った食材を使った調理の実施、地域性や季節性を取り入れた食材の使用などの対策がみられる。またこの取組により、「課題が克服された」とする地方公共団体数は31、「分からない」が16地方公共団体となっている。

<地方公共団体への質問>

**Q13. 給食の外部搬入を行うに当たり、外部搬入事業者と、保育所や市町村の保育担当者等との連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分な例が見られるとの指摘があるが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っているか**

<ポイント>

- 56地方公共団体より取組を行ったと回答があり、具体的には、給食外部搬入事業者・栄養士・調理師・施設職員・地方公共団体担当課等による担当者会議の定期開催などの対策がみられる。またこの取組により、「課題が克服された」とする地方公共団体数は43、「分からない」が10地方公共団体となっている。

<地方公共団体への質問>

**Q14. 地方公共団体独自の栄養管理・衛生に関する基準を設けているか**

<ポイント>

- 「設けている」地方公共団体数は11、「設けていない」が47地方公共団体となっている。
- 「設けていない」と回答した地方公共団体からは、その理由として「『病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）』の第4の2の規定に定める衛生基準に準拠している」などの回答があった。

<地方公共団体への質問>

**Q15. 特定事業の実施により削減されたコスト**

<ポイント>

○食材購入費、人件費、施設整備費などでコスト削減がみられる。なお、削減額（円／年）については不明、未計算としている地方公共団体が多くなっている。

<地方公共団体への質問>

**Q 16. 特定事業の実施により増加されたコスト**

<ポイント>

○業務委託料や配送委託料が新たな費用となっているが、すでに運営されている公立の学校給食センターからの搬入の場合には、搬入先の見直し等により新たな経費はあまり発生していない。なお、増加額（円／年）について、地方公共団体ごとにばらつきがあり、未回答も多くなっている。

<地方公共団体への質問>

**Q 17. 経費削減分の保育サービス向上への活用**

<ポイント>

○活用しているとする地方公共団体数は、回答数の4割となっている。経費削減分は、保育料の負担軽減、長時間保育や一時保育のための職員確保、保育支援者の導入、地域型保育事業所の設立などにあてられている。

<地方公共団体への質問>

**Q 18. 特定事業活用による地域への波及効果とその内容**

<ポイント>

○地域で栽培された農作物を積極的に使用することにより、地産地消の推進につながっている。

<地方公共団体への質問>

**Q 19. 特定保育所における、特定事業の実施により削減されたコスト**

<ポイント>

○食材購入費、人件費、施設整備費などでコスト削減がみられる。なお、削減額（円／年）については不明、未計算としている地方公共団体が多くなっている。

<地方公共団体への質問>

**Q 20. 特定保育所における、特定事業の実施により増額した費用**

<ポイント>

○業務委託料や配送委託料が新たな費用となっているが、すでに運営されている公立の学校給食センターからの搬入の場合には、搬入先の見直し等により新たな経費はあまり発生していない。なお、増加額（円／年）について、地方公共団体ごとにばらつきがあり、未回答も多くなっている。

<地方公共団体への質問>

**Q 21. 特定保育所における、経費削減分の保育サービス向上への活用**

<ポイント>

○活用しているとする地方公共団体数は、回答数の4割となっている。経費削減分は、保育料の負担軽減、長時間保育や一時保育のための職員確保、保育支援者の導入、地域型保育事業所の設立などにあてられている。

<地方公共団体への質問>

**Q 22. 自園調理を行っている保育所と、3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている保育所とを比較して、特に外部搬入に関し、問題点があるか**

<ポイント>

○問題点を回答した地方公共団体数は5。

○具体的には、栄養管理への懸念、学校給食のため、食材の大きさやメニューが園児用ではないときがある、運送2時間ルール2時間以内の喫食を遵守するため、調理時間調整に苦慮する場面があるなどの回答があった。

○これらについては、栄養士と協議しながら献立表を作成すること、外部搬入後に細かく刻む、などにより、課題解決に向けた取組が進められている。

<地方公共団体への質問>

**Q 23. これまでの設問を踏まえて、標題特例措置を今後も活用するか**

<ポイント>

○ほぼすべての地方公共団体で、「今後も特例を活用」するとしている。活用する理由としては、「保育所の効率的な運営を図るため」「調理施設の整備が困難なため」が挙げられている。今後の活用予定について「活用しない」「未定」としている理由については、「公立保育園の建て替え時には自園調理出来るように改修する予定」などとなっている。

	1. する	2. しない	3. 未定
地方公共団体数	58	0	3

「1. する」を回答した場合、その理由

	1. 保育所の効率的な運営を図るため	2. 給食の質や安全性の向上を図るため	3. 保育サービスの充実を図るため	4. 調理施設の整備が困難であるため	5. その他
地方公共団体数	25	10	5	14	3

<保育所の所長への質問>

**Q 25. 外部搬入事業者の属性及び調理施設の所在**

<ポイント>

○調査対象の保育所のうち、6割強が学校給食センター、2割強が他の保育所又は認定こども園からの搬入となっており、また、9割の外部搬入事業者が市町村内となっている。

事業者の属性	1. 学校給食センター	2. ケータリング業者	3. 他の保育所、認定こども園	4. その他
保育所数 ※( )は、地方公共団体数	59 (24)	5 (3)	3 (3)	0 (0)
調理施設の所在	市町村内		市町村外	
保育所数	62		5	

<保育所の所長への質問>

**Q 26. 給食の外部搬入では、発達段階に配慮した給食の対応、特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難との指摘があるが、貴保育所ではこの点について、どのような取組を行っているか**

<ポイント>

○0歳児、1歳児に対しては、自園で離乳食を調理するなどの取組を行っている保育所がみられる。また、各保育所において、発達段階に応じ、刻む、細かくつぶす、量を調整するなどの対応がとられている。

<保育所の所長への質問>

**Q 27. 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成27年4月改訂）」を参考に、取組を行ったか**

<ポイント>

○回答した67保育所のうち63の保育所が「取組を行った」と回答した。  
○具体的な取組としては、地方公共団体や園における対応マニュアルの作成、職員への周知徹底、アレルギー児の把握、アレルギー食材を献立に入れない工夫、搬入元または園による除去食や代替食の提供、代替食等で対応できない場合は家庭からの持参などがみられる。

○取組を行っていないと回答した理由として、「アレルギー児がいないから」（3保育所）、「対応が困難な場合は、家庭から弁当持参している」（1保育所）と回答があった。

<保育所の所長への質問>

**Q28. 体調不良児への対応について、食事の個別対応、症状により量の加減や品目の除去又は変更などのきめ細かい対応が困難との指摘があるが、貴保育所ではこの点について、どのような取組を行っているか**

<ポイント>

- 51の保育所が「取組を行った」と回答した。
- 取組としては、保育士と調理員との連携、保育所常駐の調理員が個別に対応、各施設に調理師又は栄養士の資格を有する職員が勤務し、症状に合わせて刻み食や、ご飯をお粥に変更するなどの対策がみられる。これらの取組により「課題が克服された」とする保育所は24、「分からない」が19保育所となっている。
- 「行っていない」と回答した保育所からは、その理由として「体調不良児は基本、お預かりしていないため」などの回答があった。

<保育所の所長への質問>

**Q29. 事業者から給食が搬入された後、保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題があるとの指摘があるが、貴保育所ではこの点について、課題が生じているか**

<給食搬入後、改めて保育所で調理・加工している保育所のみ回答>

<ポイント>

○衛生管理チェックリストの作成など衛生管理を徹底することにより、回答のあったほぼ全ての保育所において、「課題は生じていない」となっている。

	1. 課題が生じている	2. 課題は生じていない
保育所数 ※（）は、地方公共団体数	1（1）	34（12）

<保育所の所長への質問>

**Q30. 事業者から給食が搬入された後、保育所において調理・加工する場合は、保育士の業務負担の増大が生じているとの指摘があるが、貴保育所ではこの点について、負担の増大が生じているか**

<給食搬入後、改めて保育所で調理・加工している保育所のみ回答>

<ポイント>

○調理員が対応していることなどから、回答のあったほぼ全ての保育所において、「保育士の負担の増大は生じていない」となっている。

	1. 負担の増大が生じている	2. 負担の増大は生じていない
保育所数 ※（）は、地方公共団体数	1（1）	20（9）

<保育所の所長への質問>

**Q31. 3歳未満児への給食の外部搬入を行うにあたり、代替食の提供や調理形態の工夫など、食物アレルギー児や体調不良児に対するきめ細やかな対応は、すべて外部搬入事業者が行っているか**

<ポイント>

- 回答のあった約7割の保育所において、「一部保育所が対応している」となっている。
- 「すべて外部搬入事業者が対応している」とする保育所（約3割）については、保育所から外部搬入事業者へのアレルギー対応児童にかかる情報提供や、対応可能な搬入事業者を選定したことにより対応可能となったとの回答となっている。

	1. すべて外部搬入事業者が対応している	2. 一部保育所が対応している
保育所数	18（8）	34（17）

※（ ）は、地方公共団体数		
---------------	--	--

<保育所の所長への質問>

**Q 3 2. 宗教上の理由により、食事に制限のある児童に対し、個別の対応を行っているか**

<ポイント>

- 「制限のある保育所児はいない」と回答した保育所数は50、「制限のある保育所児はいるが、対応していない」が8保育所、「制限のある保育所児に対応している」が4保育所となっている。
- 対応していないと回答した保育所は、家庭からの弁当持参を依頼している。
- 対応していると回答した保育所においては、除去食の提供を行っている。

<保育所の所長への質問>

**Q 3 3. 食育への対応について、自園調理を行う保育所より外部搬入を行う保育所の方が、取組割合が低くなっているとの指摘があるが、貴保育所では、これらの点について、どのような取組を行っているか**

<ポイント>

- 回答のあったすべての保育所において、食育への取組を行っているという回答があった。自園での野菜栽培や調理、食育講話の実施、給食センター訪問による調理現場の見学などを行っている保育所もみられる。

<保育所の所長への質問>

**Q 3 4. 本特定事業における適用の要件や手続きの問題について**

<個別の回答>

- ・西尾市 搬入や搬出の時間が決められているため、給食の時間が限られてしまうことが課題

<保育所の所長への質問>

**Q 3 5. 更なる規制緩和の提案**

<個別の回答>

- ・湧別町 公立施設に限らず、民間施設でも3歳未満児の外部搬入を可能としてほしい。

<保育士への質問>

**Q 3 6. 給食を外部搬入することで生じている効果等**

<ポイント>

- 地産地消メニューにより地元の食材を口にする機会が多くなった、学校給食と同じなので就学後も食べ慣れた給食が食べられる、3歳児への進級時に移行がスムーズであるなどの回答があった。

<保護者への質問>

**Q 3 7. 給食を外部搬入することについての感想や気づきの点等**

<ポイント>

- バランスが良いメニューなので良い、家ではなかなか作らない料理や（郷土料理等）栄養の計算された献立を食べられる、子どもが苦手なものでも食べられることが助かっているとの回答があった。また、アレルギーフリーのメニューが増えること、別メニューの用意があると有り難いとする意見がある一方、アレルギーに対応してくれて助かっているとの意見もあった。

<外部搬入事業所への質問>

**Q 3 8. 給食の外部搬入の導入に伴う発達段階に応じた必要な個別の対応への取組**

<ポイント>

○ご飯の量を少なくする、食材の大きさや固さの調整、アレルギー食材を含まない調味料の剪定などの取組がみられる。なお、個別の対応は保育所側で対応としている地方公共団体もあった。

<外部搬入事業所への質問>

**Q 39. 給食の外部搬入の導入に伴うアレルギー児への対応への取組**

<ポイント>

○食物アレルギー無の食材・調味料の活用、生活管理指導票の提出を求める、代替食の提供をするなどの取組がみられる。

<外部搬入事業所への質問>

**Q 40. 給食の外部搬入の導入に伴う体調不良児への対応への取組**

<ポイント>

○回答のあった約8割の外部搬入事業所から、「代替食の提供を行っていない」との回答があった。

<外部搬入事業所への質問>

**Q 41. 給食の外部搬入の導入に伴う保育所や市町村等との連携への取組**

<ポイント>

○外部搬入事業者、保育所、市町村の保育担当者が集まり、献立、調理内容などに関する検討会を定期的を開催する取組がみられる。また、給食センター担当の栄養士が園を訪問し、状況を把握している地方公共団体もみられる。

## ⑤関係府省庁による調査結果

1. 関係府省庁名	こども家庭庁
2. 特例措置番号	920
3. 特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	<p>保育所における給食の外部搬入事業を実施するにあたり、令和3年度調査を経て論点となっていた事項を含め、適切な給食の提供がなされているかについて、その実態を把握するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食の提供</li> <li>・食物アレルギー疾患を有するこどもへの対応</li> <li>・体調不良児への対応</li> <li>・食事の内容に配慮が必要な障害児への対応</li> <li>・食育への対応</li> <li>・その他食事の提供に関わる評価及び課題 等</li> </ul>
② 調査方法	<p>構造改革特区の認定区域において、3歳未満児を対象に外部搬入事業を実施する公立保育所、ならびに全国で3歳以上児への外部搬入を行う保育所を対象として、こども家庭庁が自治体を通じて調査票を送付し、各施設がオンライン上で直接回答する方式で調査を実施する。また、比較検証のため、外部搬入を実施していない保育所についても同様の内容で対照調査を行う。</p>
③ 調査対象	<p>①構造改革特別区域認定区域内において、3歳未満児を含め、外部搬入により食事を提供している保育所等(悉皆)                  ②3歳以上児に対して外部搬入により食事を提供している保育所等(悉皆)                  ③自園調理を実施している保育所等(悉皆)                  ※保育所等とは、認可保育所、保育所型認定こども園をいう。                  ※認定自治体は76自治体、回答対象施設数は199施設。</p>
④ 調査の実施時期	<p>令和7年10月28日～令和7年12月12日</p>
⑤ 調査結果	<p>主な結果は以下のとおり。</p> <p><b>・離乳食の提供（外部搬入実施施設のみ設問）</b>                  離乳食について、実施している施設は<b>5割弱</b>、複数段階に分けて実施している施設は<b>2割強</b>であった。                  （なお、前回調査時は離乳食について実施している施設が4割弱、複数段階に分けて実施している施設は3割弱。）</p> <p><b>・食物アレルギー疾患を有するこどもへの対応</b>                  食物アレルギー疾患を有するこどもの受け入れについて、外部搬入を実施している施設では<b>6割</b>であり、そのうち、こどもに応じて個別に対応している施設は<b>6割</b>、弁当持参等の対応を取っていた施設は<b>7割</b>であった。                  一方で、自園調理を行う施設では<b>8割強</b>であり、そのうち、こどもに応じて個別に対応している施設は<b>9割超</b>であった。                  （なお、前回調査時は外部搬入を実施している施設では約5割、自園調理を行う施設では8割超。）</p> <p><b>・体調不良児への対応</b>                  体調不良児への個別対応について、外部搬入を実施している施設では<b>1割に満たず</b>、                  一方で、自園調理を行う施設では<b>2割超</b>であった。                  （なお、前回調査時は外部搬入を実施する施設では2割、自園調理を行う施設では3割以上。）</p> <p><b>・食事の内容に配慮が必要な障害児への対応(新規設問)</b>                  食事の内容に配慮が必要な障害児の受け入れについて、外部搬入を実施している施設では<b>1割</b>であり、そのうち、こどもに応じて個別に対応している施設は<b>2割</b>であった。                  一方で、自園調理を行う施設では<b>2割</b>であり、そのうち、こどもに応じて個別に対応している施設は<b>7割弱</b>であった。</p> <p><b>・食育への対応</b>                  食育への対応について、外部搬入を実施している施設では、                  ・調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対して関心又は感謝の気持ちを持つための取組を実施している施設 <b>4割</b>                  ・調理保育(皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど)の機会を設けている施設 <b>5割</b>                  ・お誕生日会等いつもと違った食事スタイルの給食を行っている施設 <b>5割</b>                  であった。                  一方で、自園調理を行う施設では、                  ・調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対して関心又は感謝の気持ちを持つための取組を実施している施設 <b>6割</b>                  ・調理保育(皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど)の機会を設けている施設 <b>8割</b>                  ・お誕生日会等いつもと違った食事スタイルの給食を行っている施設 <b>8割</b>                  であった。</p> <p><b>・その他</b>                  外部搬入の評価としては、良い点として、                  ・「コスト削減につながっている」                  ・「保育所と小学校・中学校などと一貫的な給食の提供ができるようになった」                  ・「献立の多様化」                  が挙げられた。                  一方で悪い点としては、                  ・「配膳などの時間が自由でできなくなった」                  ・「アレルギー児、体調不良児への対応が困難になった」                  ・「献立の画一化」                  が挙げられた。</p> <p><b>・まとめ</b>                  調査結果から外部搬入の実施に当たっては、以下のとおり、課題と考える。                  乳幼児の発達段階に応じた離乳食の提供ができていない施設が全体の2割強であり、<b>本来きめ細やかな対応が必要となる離乳食の提供について、外部搬入を実施している施設では、そもそも離乳食を提供していない、または一律の離乳食の提供となりやすいことが課題</b>と考える。とりわけ、<b>乳幼児期の発達段階に合わせた食事の提供は、発育・発達に重要な取組であり、発達段階に応じた離乳食が提供される体制とすることが必要</b>である。                  また、保育所において、<b>食物アレルギー疾患を有するこどもや食事の内容に配慮が必要な障害児に対しても、外部搬入を実施している施設ではこどもに応じて個別に対応している施設は少ないことが課題</b>と考えられる。外部搬入の実施により、特別の配慮が必要な食事の提供や受け入れが難しく、結果としてインクルーシブ保育を困難にすることに繋がりがかねないことが懸念される。</p>
⑥ 特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	<p>有</p>
⑦ 全国展開により発生する弊害の有無	<p>有</p>

⑥評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における保育所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、3歳未満児に対して給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。</p> <p>2 外部搬入を実施するに当たっては、次の一から四までに留意すること。</p> <p>一 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。</p> <p>二 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。</p> <p>三 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。</p> <p>四 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。</p> <p>※なお、平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能となっている。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

## 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 1. 特例を設ける趣旨

公立保育所（公立保育所型認定こども園を含む。以下同じ。）における運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

※なお平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能

### 2. 特例の概要

(1) 公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- ① 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ② 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③ 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- ④ 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤ 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(2) 外部搬入を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。
- ② 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。

- ③ 子どもの年齢、発達段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。
- ④ 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。

※「公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、児童一人当たりにかかる保育コストが比較的高い過疎地域等の公立保育所において、公営の給食センター等を活用することにより、公立保育所及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

#### ①「調理機能を有する設備」

保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

#### ②「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を基準としてお示ししています。

#### ③「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

#### ④「食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること」

食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいいます。具体的には、「保育所保育指針」や「保育所における食事の提供ガイドライン」、いくつかの自治体において、子どもの食育を進める際の目標、指針として、策定されている「食育ガイドライン」等に基づき食事を提供するように努めるということです。

### 4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すた

め、食事の提供体制等  
について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類  
調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
1	北海道	せたな町	地産地消で育む豊かな給食特区	北海道久遠郡せたな町の全域	本町には、認定こども園、保育所、保育園がそれぞれ1か所ずつあるが、人口減少により調理員の確保が困難になっており、給食を自園調理することが難しくなっている。保育の役割を維持するためには、少しでも保育所運営の合理化を図り、地方自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠である。 そのため調理機能の集約を行い、認定こども園で調理した給食の外部搬入方式を導入することは、食材の一括調達や調理員の合理的配置、施設設備の維持管理等経費の大幅な節減が図られ、保育所運営や子育て支援施策充実のための財源確保が可能となる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第63回
2	北海道	清里町	地産地消で豊かな給食特区	北海道斜里郡清里町の全域	女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実が重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地産産物の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第6回
3	北海道	湧別町	地場産品を使用した安全で安心な給食特区	北海道紋別郡湧別町の全域	オホーツクの新鮮で豊富な農産物、魚介類を使用した給食を学校給食センターより保育所に提供することにより、地産地消に配慮した給食が提供できる。また健全な身体と健全な心の育成のためには、規則正しい生活・食生活の確立とバランスの良い食事が不可欠であるが、学校給食センターから食事の提供を受けることで、保育所から中学校まで一貫した食育推進が可能となり、子どもたちの健やかな成長のために望ましい食習慣が定着する。加えて給食食材の一元購入により経費の節減が可能となり、公立保育所の効率的な運営を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
4	山形県	最上町	食育機能の統合による次世代育成すこやか特区	山形県最上郡最上町の全域	本町では、幼・小一環教育の理念に基づいた指導基準「最上町新幼児教育課程」を策定し、その効果的な運用を図っているが、幼保一体型を見据えた保育・教育サービスのさらなる充実に向け、「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」を通して「健康な育ちのための食育」「地産地消の食育」を基本目標に掲げた総合的な食育機能を本町の学校給食センターに形成し、本町独自の一貫した食育を推進するものである。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第10回
5	茨城県	阿見町	阿見町いきいき子育て給食特区	茨城県稲敷郡阿見町の全域	阿見町では、現在13ヶ所の保育施設・事業所(定員989名)で保育サービスを提供している。公立保育所については、所内の調理設備が老朽化しているため、高まる保育需要に対し、園内調理での対応が困難な状況にある。学校給食センターからの給食の外部搬入を実施することにより、安全で質の高い給食を効率的に提供することが可能となり、幼児から中学生までの一貫した食育に取り組むことができる。また、保育所運営の合理化により節減された経費を財源として、子育て支援の更なる充実が可能となる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第18回
6	群馬県	上野村	上野村子育て子育ていきいき給食特区	群馬県多野郡上野村の全域	近年女性の社会進出等多様化する保護者の就労により、子育て世帯の保護者の仕事と子育ての両立支援は上野村でも課題となっている。その中で子育て支援のニーズに対応する保育所の役割は重要で、その維持のためには保育所運営の合理化を図り、自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠である。学校給食センターの給食外部搬入方式を導入することは、食材の一元購入や調理員の合理的配置等経費の大幅な削減が図られ、保育所運営等子育て支援施策充実のための財源確保が可能となる。また、地産地消を促進させ食育の推進にもつながる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第57回
7	群馬県	六合村	くにおこニコニコ給食特区	群馬県吾妻郡六合村の全域	六合村は群馬県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして急激な少子化が進む村である。幼保合同施設「六合こども園」を建設し幼保一体化の運営を行うなどの施策を講じているところであるが、限られた財源を効率的に使い果たしている。保育サービスを実施するため、保育所の給食を学校給食センターから外部搬入できるように合理的な運営を可能とする。このことにより、食材の多様化など豊かな給食の提供が可能となるとともに、保育所と小学校の一貫した食育を行うことが可能となる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第10回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
8	群馬県	みなかみ町	みなかみ町藤原地区食育推進給食特区	群馬県利根郡みなかみ町の区域の一部(藤原地区)	みなかみ町は過疎・高齢化、そして急激な少子化が進行している。昭和53年に開設した「町立第三保育園」も平成22年度で園児数が8人と年々児童数が激減している。園児一人当たりに係る保育コストが高く、園の調理室での調理業務は運営上非効率な状況である。乳幼児期から食育の推進を図るために、学校給食センターから外部搬入を行い、食材の多様化、給食内容の充実等が必要であり、それにより園児一人当たりのコストも減り、保育園の合理的運営が図られる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第25回
9	千葉県	芝山町	芝山町保育所給食外部搬入特区	千葉県山武郡芝山町の全域	芝山町は成田空港と北接し、人口は7,967人(平成24年9月1日現在)。町内に公立保育所が3つあるが、いずれの施設も老朽化により保育所内での給食調理を行うことが困難な状況にある。また、航空機騒音に伴う住民の転出や少子化で園児が減少し、保育所の運営面からも合理化を図る必要がある。民間給食配業者から給食の外部搬入方式を実施することで合理化を図り、児童福祉の充実を図る。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第29回
10	千葉県	横芝光町	健やかな子どもを育むよこしばひかり給食特区	千葉県山武郡横芝光町の全域	近年、ライフスタイルの多様化などに伴い、食生活における栄養の偏りや不規則な食事などが子どもに与える影響が懸念されている。そのため、バランスのとれた食生活や正しい食習慣の定着に向けた食育を推進する必要がある。そこで、町立保育所の給食を民間給食専門業者からの外部搬入により実施することで、年齢に応じた給食を提供して子どもたちの健全な成長を促進する。また、給食の外部搬入により節減された経費を財源とし、保育サービスの向上を図るとともに、地元産の食材を利用することにより、地域経済の活性化を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第22回
11	千葉県	大多喜町	大多喜町子育ていきいき給食特区	千葉県夷隅郡大多喜町の全域	大多喜町には、現在公立保育所(みつば保育園、つぐみの森保育園)が2園所あり、それぞれ平成11年および平成16年に複数の保育所を統合し、新たに開園した。開園後は、乳児保育一時保育・延長保育を始め、休日保育など多様化している保育ニーズへの対応に取り組んでいるが、今後多岐にわたる保育行政を実施するにあたり、保育所運営の合理化を図る必要がある。そのため、特例措置による公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を活用することにより、オール電化厨房(電磁調理設備)が導入され、調理環境のすぐれたみつば保育園で給食を調理・搬出し、つぐみの森保育園へ安全で安心な給食を提供するものである。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第19回
12	東京都	神津島村	神津島村子供たちの安全安心子育て特区	東京都神津島村の全域	本村には、村立の保育所が1園あり、年々少子化は進むものの保育サービスへの要求は高まる傾向にあり、厳しい財政状況や調理員が不足する中、多様な保育ニーズに対応する必要がある。また子育て家庭の保護者の仕事と子育ての両立を支援することは行政としての課題であり、不足する島の就労人口を増やすことが必要不可欠である。そのため学校給食共同調理場から給食を外部搬入することにより、調理設備の集約、食材の一元購入、調理員の合理的な配置が可能となり経費の大幅な節減が図られる。また地産地消を積極的に取り入れている学校給食で小中学校と一貫した食育指導が実施できる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第63回
13	石川県	能美市	能美いきいき給食特区	能美市の全域	能美市では多様化した保育ニーズに対応するため、様々な事業を行っている。その一環として、調理能力に余力のある辰口学校給食センターから能美市辰口地区の6保育所に給食の外部搬入を実施することにより、節減された費用を保育サービスの拡充等に充てることにより、保育所の効率的運営を行い、子育て支援事業の推進を図る。また、食育を保育の重要課題としてとらえ、給食を通じて「食育教育」を推進していく。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第18回
14	福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	坂井市の全域	坂井市では多様化した保育ニーズに対応するため、乳児保育、障害児保育、延長保育等様々な事業を行っているが、少子化等の影響から定員割れが続いている。そこで特区を活用し、公立保育所及び新設する認定こども園の給食を調理余力のある三國学校給食センターからの外部搬入とすることで、調理業務の効率化・合理化を進め、さらなる保育サービスの充実を図るとともに、地産物の米や野菜類を用いた郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを提供するなど、幼児期から中学校までの一貫した食育の実施と地産地消の推進に貢献する。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第17回 (2)

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
15	福井県	越前町	越前町すくすく給食特区	福井県丹生郡越前町の全域	越前町内の公立保育所は、入所率が77.4%と大幅に定員を割り込んでおり、施設の効率的運営の観点から、職員の適性配置等を計画的に得進めていく必要がある。 このため、町内2カ所の給食センターから給食を外部搬入することにより、経費削減をし、その節減された財源を一時保育、延長保育など多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。さらに、これによって積極的に地元農産物を活用できることから、給食センターを中心とした地産地消のシステムが構築され、地域農林漁業の活性化に寄与する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第17回(2)
16	山梨県	市川三郷町	より安全で安心できる給食特区	山梨県西八代郡市川三郷町の区域の一部(市川大門及び下大鳥居地区)	市川富士見保育所は、平成30年8月開園予定で整備を進めており、最新の設備を備えた施設で、1日最高200食が調理可能である。 人的にも設備的にも最善の施設で集中調理することにより、効率性が高まるとともに、児童の発育に応じた、きめ細かな給食業務を行うことができる。 給食の自園調理と市川南保育所への外部搬入により節減された財源を充てることにより、子育てが安心してできるような保育サービスの充実を図る。 また、多様化する保育サービスに対応するため、子育て支援事業、一時預かり、病後児保育事業などの充実を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第21回
17	山梨県	富士河口湖町	富士河口湖町保育所給食特区	山梨県南都留郡富士河口湖町の全域	富士河口湖町では、核家族化や女性の社会進出、就労形態の多様化に伴い保育サービスに対するニーズが増加している。また、計画にある大石保育所は、入所児童が少人数で食材の一括購入が困難であるため、調達できる食材が限られてくる。加えて、既存の調理室が老朽化しており、随時改修等の財政負担が大変大きい。 特例措置を活用することで、近隣の保育所において調理した給食を外部搬入することができる。これにより効率的な運営や豊富な材料を取り入れた給食を安定的に提供することが可能となる。また、節減された経費を活用し、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第55回
18	長野県	根羽村	根羽村保育所・義務教育学校の一貫食育給食特区	長野県下伊那郡根羽村の全域	少子化が進む根羽村では、今年4月に小中一貫の義務教育学校が開校したことを機会に、保小中の一層の連携を図りたいと考えている。その一つとして、公立保育所における給食の外部搬入を計画している。具体的には、現在、保育所、義務教育学校のそれぞれの調理場にて給食を調理しているが、これを義務教育学校に一元化し、保育所に搬入する。このことにより、調理業務の効率化が見込めることに加えて、保育所現場と義務教育学校現場との間で一層の連携が図れ、乳幼児期から義務教育修了まで一貫した食育教育の推進が期待できる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第52回
19	岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	恵那市の全域	恵那市では、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでおり、地域全体で子育てを支え、守り育てる環境の整備が急務となっている中、地産地消や食農教育を推進している。 学校給食センターでは、積極的に地域で栽培された農作物を利用しているが、公立子ども園では園の規模が異なるため、単独での地元農産物の利用が難しい状況にある。このため、公立子ども園の給食を学校給食センターから供給し、地域の食材を利用することで、食農教育を推進するとともに、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図り、子ども達の健やかな成長を育む。	920(一部)2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第15回
20	岐阜県	飛騨市	飛騨市公立保育園給食外部搬入特区	飛騨市の全域	旭保育園においては飛騨市保育所給食センターから、宮城保育園においては古川園給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校前の一貫した「食育」を推進する。また、外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行うことで保育サービスの充実や児童福祉の向上を図る。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第35回
21	岐阜県	本巣市	健やかな成長を支える給食特区	本巣市の全域	本巣市では、核家族・共働き世帯の多様化したニーズに対応すべく安心して子育てができる環境づくりを推進している。本巣市内の子供達が、乳幼児期から健全な食生活習慣が身に付くよう「食育」の充実を図るため、給食を外部搬入し効率的に調理、提供される質の高い給食の提供をすることで、食を通じ園児の健やかな成長を支えている。平成28年4月より新たに公立保育所を1園開園する為、給食の外部搬入の実施を追加し、さらなる安心、安全な食材の一括購入等による経費削減や、地域農産物の活用にも地産地消の推進につなげていく。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第19回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
22	岐阜県	郡上市	食育推進給食特区	郡上市の区域の一部(高鷲町及び白鳥町)	郡上市の北部地域にある公立保育園は、市内でも特に山間地域にあり、県庁所在地からも90キロほど離れた降雪地域である。近年、人口の減少とともに入園児の減少が進み、経費や人材の面から自園で給食を調理して提供することが難しくなっている。 このような状況から、特区を活用し、近隣の比較的大きな公立保育園や学校給食センターから給食を外部搬入することで、給食提供のための経費の削減を図るとともに、幼児期から栄養価が高く質の高い給食メニューを提供し、給食の面からも幼保小の連携による食育の推進を図る。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第48回
23	岐阜県	神戸町	心豊かな子どもを育む給食特区	岐阜県安八郡神戸町の全域	神戸町では、他市町村同様少子化傾向にあり保育所・幼稚園への入所児童が減少している。そこで幼保一体化し、昨年度より4幼児園で異年齢間での集団活動の機会確保や社会性を涵養することを目指している。本年度9月の給食センター稼働により、4幼児園への外部搬入に向けて、現在給食センターの建設を進めている。本特例を進め、保育所運営の合理化を進めるとともに、3歳児未満児童、アレルギー食等にも対応しつつ、就学前児童から小・中学校の児童・生徒までの一貫した食育教育に取り組みることにより心豊かな環境づくりを推進する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第14回
24	岐阜県	安八町	地産食材で豊かな給食特区	岐阜県安八郡安八町の全域	安八町は、都市圏に近く、交通の利便性が高いという恵まれた環境にあることから、共働きの子育て家庭が多い。そのため保育ニーズが高く、保育サービスへの要望も多様化している。地産地消による安心・安全な給食を提供することにより、保育園児から小・中学校の児童生徒までの一貫した食育教育の推進が可能になり、児童の健やかな成長が促進される。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第18回
25	岐阜県	揖斐川町	豊かな心と体を育む給食特区	岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域	近年、子どもの食習慣の乱れがクローズアップされており、子どもの「食育」に関する取組が重要な課題となってきた。 このため、揖斐川町内の各公立保育所と学校給食センターが連携した給食の外部搬入を実施することにより、乳幼児期から発達段階に応じた児童生徒に対する食の嗜好や食習慣の情報交換や把握ができ、一貫した正しい食習慣の定着を図ることができる。 また、本特例事業を実施することにより、経常経費の節減が図れるとともに、衛生面など設備の整った施設で調理することにより、食の安全性の向上に繋げる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第18回
26	岐阜県	大野町	心豊かな給食特区	岐阜県揖斐郡大野町の全域	大野町では、近年、交通の利便性と安価な住宅地を求めた転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭である。そのため、保育に対する需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」及び「公立保育所における給食の外部搬入方式の特例措置」の特例措置を活用し、公立保育園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えるとともに、保育園における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第13回
27	岐阜県	北方町	心豊かな給食特区	岐阜県本巣郡北方町の全域	北方町では、交通の利便性、アパート等住宅の建築により転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て世帯である。そのため、保育に対する需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」及び「公立保育所における給食の外部搬入方式の特例措置」の特例措置を活用し、公立保育園、幼保連携型認定こども園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えるとともに、保育園における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第18回
28	岐阜県	七宗町	ひちそう よちよちバクバク食育特区	岐阜県加茂郡七宗町の全域	七宗町では、町内にある小中学校給食調理室(2施設)の老朽化に伴い、新たに設置する七宗町給食センターからの町立保育所2園への給食(3歳未満児含む)の外部搬入方式を導入することにより、幼児期から小・中学校までの一貫した「食育」を推進する。また、このことにより、調理設備の維持管理費の削減や食料の一元管理、一括調理と調理員の合理的配置が可能となり、保育所運営経費の削減を図り、その削減された経費を多様化する保育サービス・子育て支援サービス需要の財源として充てていく。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第31回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
29	岐阜県	白川町	未来を担う子どもたちがすくすく育つ美濃白川給食特区	岐阜県加茂郡白川町の全域	白川町では町立保育所の給食を小中学校と同一の町立給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。食材については、地元生産者と連携して安全・安心・良質な食材の生産及び安定的納品を目指しながら、地産産食材の積極的な活用を進め、地産地消を推進することで、地域農業の活性化を図る。また、食品の一元購入・一括調理により保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第19回
30	岐阜県	白川村	21世紀へと羽ばたく心豊かな子どもが育つ白川給食特区	岐阜県大野郡白川村の全域	白川村では村立保育所の給食を小中学校と同一の村立給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。食材については、地産産食材をできるだけ活用し、地産地消を推進することで、地域農業の活性化を図る。また、食品の一元購入・一括調理により保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第22回
31	静岡県	熱海市	初島保育園給食外部搬入特区	熱海市の区域の一部(初島地区)	熱海市の離島である初島において、公立保育所の給食を同島内の公立小中学校から搬入することにより、厳しい財政状況のなか保育所運営の合理化を図る。また、合理的な保育運営により節減された経費を保育サービスの充実に充てることにより保育の充実を図る。さらに、学校給食と同じ献立になることにより、乳幼児から義務教育終了まで一貫した食育を推進する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第22回
32	愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食特区	安城市の全域	安城市は、少子・高齢化の潮流の中にありながらも保育対象児童は増加しており、多様なニーズに対応した子育て支援や支援を必要とする子どもや保護者への対策を重要な施策として取組んでいる。市立保育所及び児童発達支援センターの給食を外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理の合理化、食材の一元購入や調理員の合理的配置による経費節減を図り、そこから生まれる財源により子育て支援施策の充実を図る。また、食育や地産地消に取り組むことで、最小の経費で最大の効果が期待され、より安全・安心な給食の提供ができる。	920(一部) 939	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第17回(2)
33	愛知県	西尾市	西尾っ子を育む楽しい給食特区	西尾市の全域	西尾市は、少子高齢化が進み厳しい財政状況の中、公立保育所15園、幼稚園3園を運営しているが、特区を活用し給食センターからの外部搬入方式を行い、保育所の効率的な運営に取り組むことで、各種の子育てサービスの充実を図る。また、子どもの成長と健康に重要な時期である幼児期の発育・発達段階に即した食育の推進に取り組む、さらには地元の食材を取り入れ地産地消を進める。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第54回
34	愛知県	蒲郡市	蒲郡市にこにこ給食特区	蒲郡市の全域	蒲郡市では、14ある公立保育所において3歳以上児の給食を学校給食センターから外部搬入しており、地元の食材や地域の行事と結びつけた献立を提供するなどにより、郷土への愛着や地産地消の促進に取り組んでいる。近年、共働き家庭の増加など低年齢保育ニーズが高まっていることから、特例措置を活用し、3歳未満児の受け入れができていない4保育所において外部搬入により2歳児の給食を提供可能とする。これにより、低年齢保育の受け入れを拡大し、子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するとともに、乳幼児期からの一貫した食育の推進に取り組む。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第43回
35	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かななごめっ子給食特区	常滑市の全域	本市では、保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を市の重要施策と位置づけて取り組んでいるが、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の調理室設備の老朽化と、増加する保育需要により、園内調理でのきめ細かな対応が困難な状況にある。このため、学校給食センターから給食の外部搬入を実施することにより、給食の調理業務の効率化を推進し、保育サービスを拡大し子育て支援を更に充実させるとともに、食育と地産地消にも積極的に取り組む。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入容認 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第17回(2)

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
36	愛知県	稲沢市	稲沢市食育推進給食特区	稲沢市の区域の一部(祖父江町及び平和町地区)	稲沢市では、核家族化の進行と就業する女性の増加により、保育の需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化しており、延長保育、病後児保育などの特別保育の充実を図る必要がある。 このため、これら多様化する保育ニーズに対応していくため、本特区制度を活用し、祖父江・平和地区の公立保育園の給食をそれぞれの地区の学校給食共同調理場から外部搬入することで、効率的な運営と経費の節減につなげ保育園運営の合理化を図る。また、地産地消を取り入れ安心・安全な食育を推進し、地域の活性化を進める。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第17回(2)
37	愛知県	日進市	日進市安全安心保育園給食特区	日進市の全域	日進市は、昭和40年代からの人口増加が今も続いており、この状況を反映した保育ニーズの高まりにより一時保育、延長保育等も求められている。 このような状況を受け、公立保育所9園の運営を検討した結果、今後調理環境の優れた2園で給食搬出し、調理しない2園に供給することとし、設備経費、食材調達、人員配置等のコストを削減、その財源を充てることで保育サービスの拡充を図る。あわせて地産地消などの安全安心な給食を提供し、プログラムに基づいた保育所の一貫食育事業を進め、子どもたちが心豊かに育つまちづくりをめざしていく。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第17回(2)
38	愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	田原市の全域	田原市では、保育所の給食は、地域の食材を使い安全・安心に配慮した栄養バランスの良いメニューや郷土料理を提供する学校給食センターを活用し、地域に対する誇りや愛着を育む食育や、地産地消の促進を図っている。 これまで、特例措置を活用し、公立保育所で給食の外部搬入を行ってきたが、新たに児童発達支援センターにも給食の外部搬入を行うこととし、引き続き、乳幼児期からの正しい食習慣の定着につなげ、児童の健やかな成長を促進する。また、多様な保育ニーズに対応するため、保育所運営の合理化・効率化を図り、子育て支援の環境整備を推進する。	920(一部) 939	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第17回(2)
39	愛知県	清須市	地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区	清須市の全域	清須市は、少子高齢化が急速に進む中、園児数は特に3歳未満児が増加を続けており、今後、保育ニーズに適切に対応するために、公立保育園の運営について合理化を進め、施設拡充が必要となっている。そのため、公立保育園の給食を学校給食センターで調理して搬入する外部搬入方式に変更する。また、各保育園の調理室に調理員及び学校給食センターに保育園専任の栄養士を配置し、両者が協働して、年齢に応じた給食の提供、食物アレルギー児に対応した除去食及び代替食の提供、体調不良児への柔軟な対応を行う。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第17回(2)
40	愛知県	北名古屋	北名古屋いきいき給食特区	北名古屋市の全域	北名古屋市では、保育ニーズの高まりにより、就学前児童人口が微増であるのに比して保育所への入園希望者は、年々増加している。 市では厳しい財政状況の中、保育内容、施設管理、運営を担い、公立保育所における給食を給食センターより一括搬入することとした。これにより、一括調理による食材調達、調理員の合理的配置による調理コストの節減ができ、その財源を保育サービスの拡充に充てることができる。また、給食の食材に、地元食材を取り入れて、食育教育の推進や、地産地消による安全・安心な給食を幼児に提供することとしている。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第17回(2)
41	愛知県	みよし市	みよし市わくわくもりもり給食特区	みよし市の全域	みよし市では、近年、人口の増加と核家族化が急速に進み、夫婦共働きの子育て家庭への支援として、増大する保育需要に対する多様な子育て支援が急務である。今後、よりきめ細かな保育・子育て支援を進めるため、本特例を活用し市内の学校給食センターでの一元調理を実施することで、公立保育所運営の効率化を進め、その財源を保育サービスの充実と子育て家庭の支援に充てる。また、これとともに、保育所における一貫した食育、地産地消に関する取組みを行い、心身ともに健康でよく遊ぶ子どもに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第17回(2)
42	愛知県	あま市	元気でモリモリ健やか給食特区	あま市の全域	あま市では、近隣の他市町村が少子化傾向のなか名古屋市のベッドタウンとして転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭であることから、保育所の入所の希望が多く、保育サービスに対する意見も多様化している。 これまでは旧菟目寺町の保育園(6園)で学校給食センターから給食を外部搬入し運営の合理化を図ってきたが、今後は対象を市内全9保育園に拡大し、経費削減による更なる子育て支援強化を図るとともに、小中学校と同じ安全安心な給食による元気な乳幼児保育や幼児期からの一貫した食育を推進する。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第17回(2)

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
43	愛知県	東郷町	東郷町心豊かな子どもを育む給食特区	愛知県愛知郡東郷町の全域	東郷町では、公立保育所8施設のうち6施設が昭和46年から昭和54年までの建設であるため施設が古く、調理施設の老朽化と増加する保育需要により園内調理の実施が困難な状況にある。 このため、公立保育所の給食を町内の学校給食センターで調理し搬入する方式を実施することにより、発達段階に応じた栄養のバランスのとれた給食の提供や、地域の食材を取り入れた取組みを実施する。また、調理業務の効率的な運用とともに安心安全で充実したメニューを提供することにより、保育所から中学校まで一貫した食育の実施を可能にする。また、東郷町で生産された食材を積極的に使用するなど、地産地消に取り組むことにより農業振興にもつなげる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
44	愛知県	長久手市	長久手市よく遊び自然に親しむ給食特区	長久手市の全域	区画整理事業の進展に伴い、若い共働き世代が流入していることから、保育所で受け入れるべき幼児・児童の数が増加しており、併せて、食環境における子育て世代の支援も保育所に求められている。しかし、限られた財源の中で、総合的かつ自足的な保育サービスを提供していかなければならない。 そこで、給食センターから保育所への給食外部搬入を導入することにより、効率的かつ安全な給食の提供ができ、ひいては保育サービスの充実、子どもの食育にもつなげる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
45	愛知県	蟹江町	かにえ生き生き給食特区	愛知県海部郡蟹江町の全域	蟹江町では、現在6か所の公立保育所があるが、建築年が古く、調理室設備が老朽化しており、園内調理では増加する保育需要への対応が困難な状況にある。 このため、公立保育所の給食を町内の給食センターからの外部搬入方式により行うことで、経費節減につながり、より高い食育を推進することが可能となる。また、乳児と幼児を分け、2つの給食センターで調理することで、児童の発育・発達段階及びアレルギー等への対応も柔軟にできる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
46	愛知県	阿久比町	子どもが健康で輝きながら育つ給食特区	愛知県知多郡阿久比町の全域	阿久比町では、幼・保・小中一貫教育プロジェクトに基づき、一貫した「食育」の指導推進を図っているが、自園調理方法による給食では地元農産物の利用が難しい状況にある。このため、保育所の給食を学校給食センターから供給し、町立保育所の運営の合理化と、子どもたちの給食や地産物への一層の理解を深めることを目的に、本町をはじめ、近隣市町の特産物や郷土料理を紹介提供する。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
47	愛知県	豊根村	心ワクワク給食特区	愛知県北設楽郡豊根村の全域	豊根村は、少子高齢化が進む小規模の山間部の村である。多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育等に取り組んでいるが、調理室設備の老朽化が進み、財政難であることから改修することも出来ず、保育所内での調理は困難な状況にある。 本特例措置を活用し、保育所の給食を村内の学校給食共同調理場から外部搬入することで、保育所運営の合理化を図り、節減した経費をもとに充実した保育を実施する。また、バランスの取れた献立と安全で質の高い給食を提供することにより、幼児期から小中学校まで、一貫した食育の推進を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
48	三重県	亀山市	亀山市あんしんあんぜん給食特区	亀山市の一部(関町及び加太地区)	亀山市の山間部では過疎化で園児が減少し、また、園内調理施設も老朽化しているため、公立保育所において市内給食センターからの給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の保育所の経営合理化を図る。 これにより節減された経費によって児童福祉の充実を資するとともに、幼児期から小中学校まで一貫した食育の推進を図っていく。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
49	三重県	志摩市	志摩市なごやか給食特区	志摩市の全域	本市では、少子化による保育所・幼稚園の児童数減少と施設の老朽化が問題となっている。そのため、市全体としての効率的な運営と、現在の子育て事情にあった保育所・幼稚園のあり方を検討し「保育所・幼稚園等再編計画」を策定し、計画に基づき再編を進めてきた。 本特例措置を活用することにより、削減された経費を他の保育サービスに当てることにより、幼児教育・保育内容や食育の充実が期待されるほか、幼保一体化計画の推進を図ることができる。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第13回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
50	三重県	伊賀市	伊賀市あんしん給食特区	伊賀市の区域の一部(阿山及び大山田地区)	伊賀市では、現在、山間部において過疎化により保育所児童が減少している。また、施設の老朽化により保育所内の給食調理を行うことが困難な状況にある。このため、公立保育所において給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の公立保育所の運営の合理化を図る。また、合理化により節減された経費を財源として児童福祉の充実を図る。さらに、学校給食とともに地産地消と食育に取組み、安心安全な給食の提供を行う。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第18回
51	滋賀県	栗東市	安全で安心、おいしい栗東市給食特区	栗東市の全域	栗東市においては、人口の増加、核家族化の進行、保護者の就労形態の多様化、女性の社会進出等のため、特に3歳未満児における保育ニーズが増大している。一方で、栗東市内の公立保育所のうち3園は昭和40～50年代に建設されたため、調理室の面積が小さいことに加え、厨房設備等が老朽化している。そこで、平成30年9月に学校給食共同調理場が移転・新築されることに伴い、公立保育所3園へ給食を外部搬入し、各園内の調理施設の負担を軽減するとともに、地産地消の献立のもと安全でおいしい給食の提供を図る。併せて、多様化する保育ニーズに対応したサービスの実現を図る。なお、年々増加する食物アレルギー代替食や離乳食、おやつ等については、各園内の調理施設において個別対応を行う体制を十分に確保し、より安全な給食提供を行う。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第45回
52	滋賀県	甲賀市	甲賀市給食外部搬入特区	甲賀市の全域	甲賀市では、核家族化、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、特に3歳未満児の保育ニーズが増大しており、保育サービスや子育て支援施策の充実を図る必要がある。 本特例措置を活用して、1つの保育所で一括して給食の調理を行い、各保育所・認定こども園へ搬入することにより、調理員配置や材料購入等の合理化を図り、それにより節減された経費で保育士の確保等、保育サービスや子育て支援施策の充実を図ることで、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整え、仕事と子育ての両立を支援する。さらに、食材の一括購入を通して地元産の食材を積極的に取り入れ、地産地消の促進や地域の活性化を図る。	920 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第46回
53	滋賀県	高島市	高島市マキノ町地域給食外部搬入特区	高島市の区域の一部(旧マキノ町)(詳細は内閣府において閲覧に供する。)	本市のマキノ町地域には、マキノ西こども園とマキノ東こども園があり、マキノ西こども園で給食およびアレルギー食を一括調理し、マキノ東こども園へ外部搬入することにより、食育のマナーや正しい食習慣などの地域で統一した「食育」を推進する。 また、給食調理業務の効率化を進め、調理設備の維持管理費の節減や食材の一元管理、調理員の合理的配属が可能となり、節減経費を保育サービス・子育て支援施策に充てていく。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第29回
54	京都府	京丹後市	京丹後市保育所給食特区	京丹後市の全域	本市の中心地から離れた丹後町域にある宇川保育所は、利用児童数が非常に少なく、今後もますます児童が減少することが予測される。給食提供においては、食数が少ないため、仕入れた食材を使い切ることができず廃棄するなど不経済な状況である。また宇川保育所は調理員1名のみで給食業務を行っており、緊急時に給食の提供に影響が出る懸念がある。 このことから、近隣の公立こども園において自園調理した給食を宇川保育所へ搬入することにより、食材の調達問題が解決し、利用児童へ給食を安定供給できる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第64回
55	大阪府	茨木市	いばらき持続可能な給食特区	茨木市の全域	本市にある4か所の公立保育所において、施設全体の経年劣化が進んでいる状況で、改修の必要性が出てきている。給食室の設備については経年劣化や耐用年数を過ぎているものが多く、不具合が生じた場合に保育所の運営自体に多大な影響が出る。また、給食室の改修を実施するにあたり仮の給食室を設置するスペースも無い状況である。 そのため、特例措置を活用することで、3歳未満児にも外部搬入の給食が提供できるようになることで給食室の大規模改修工事が可能になり、より安心で安全な保育を実施することができる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第63回
56	大阪府	熊取町	健やかかまっこ給食特区	大阪府泉南郡熊取町の全域	熊取町では、核家族化の進行により、家族や地域の結びつきが希薄になり、家庭における子育てへの負担や不安は増大している。親の悩みや不安は子どもの成長にさまざまな影響を及ぼすことが懸念され、子どもの健やかな成長のためには、保育サービスの向上だけでなく総合的な子育て支援策の充実が課題となっている。公立保育所における給食の外部搬入は、衛生面や安全面、食育等に十分配慮しながら経費面での節減が図られ、その財源を保育サービスだけでなく、子どもの健やかな成長のための施策に活用する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第19回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
57	大阪府	岬町	岬町笑顔満開給食特区	大阪府泉南郡岬町の全域	岬町では、厳しい財政状況が続く中、少子高齢化や保護者の働き方の多様化などにより、保育サービスの向上や子育て支援施策の充実が課題となっている。本特区計画により、保育所の効率的な運営と経費削減が図られ、その財源を子どもの健やかな成長のための施策に活用できる。また、アレルギー対応など安全、安心な給食を提供できるとともに、地元食材を活用することにより、地産地消を促進する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第25回
58	和歌山県	紀美野町	きみのっ子元気で楽しい給食特区	和歌山県海草郡紀美野町の区域の一部(長谷毛原地区、小川地区)	紀美野町は、少子化に伴う人口減の対策が緊急かつ重要な課題である。このため、「子どもは室」のスローガンを掲げ、センター型の地域子育て支援、乳幼児医療の助成拡大等の施策を推進している。この一環として、少子化の進行が著しい小規模の2箇所の保育所の地域で、保育所の近くの小学校から給食を搬入する。これにより、食育をテーマに地域全体で子育てを支援する体制を整備し、他の保育サービスを充実させ、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第15回
59	和歌山県	高野町	「食育」の推進をめざす一貫給食特区	和歌山県伊都郡高野町の全域	本町は、宗教の聖地高野山を中心とした交流人口でにぎわう反面、定住人口の減少・少子高齢化が進んだ小さな町である。 地域の宝である子どもたちの保育・幼児教育にかけられる期待は大きく、「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。本町は今回、特区を活用し、高野山こども園(保育所型)に、共同調理場から給食を外部搬入し、園運営の合理化を図るとともに、小・中学校と同一食材を用いた献立、地元産食材の購入による地産地消を進め、一貫した「食育」指導を推進する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第14回
60	和歌山県	広川町	広川 元気っこ・のびのび給食特区	和歌山県有田郡広川町の全域	広川町は少子高齢化が進む小規模の町であるが、多様化する保育ニーズへの対応、保育サービスの充実のために、特区を活用し、公立保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することで、保育所運営の合理化を図る。これにより、今後保育所・幼稚園を中心とした、延長保育、一時保育などの様々な子育てサービスの実施につなげていく。また、学校給食共同調理場において町内の生徒・児童・幼児の給食を集中的に調理・管理することは、給食内容の充実と地域全体の「食育」の推進に効果的であり、保健分野と連携し、幼児期からの栄養指導を進め、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認	こども家庭庁	第9回
61	和歌山県	すさみ町	心豊かな子どもを育む給食特区	和歌山県西牟婁郡すさみ町の全域	すさみ町は少子高齢化が進んだ人口5千人余りの小さな町である。保育所にかけられる期待は大きく、子ども達には「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。 本町は2箇所の公立保育所における給食を他の1園から外部搬入することで保育所運営の合理化を図るとともに、一貫した「食育」の指導を行う。また、過疎化が進み、地元で給食食材の調達に非常に困難になり、町外から給食食材を調達している現状にあるが、今後は一貫購入を促進してコスト削減を目指し、地元産食材の購入による地産地消を進める。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
62	岡山県	高梁市	みんなワクワク給食特区	高梁市の全域	平成20年3月31日「公立保育所における給食の外部搬入の容認事業」の認定を受けたことにより、平成21年度から川上保育園の3歳以上の給食を隣接する川上学校給食センターから外部搬入していますが、川上給食センターでは保育所専用の調理ルートを取するなど配慮により、保育所の児童や保護者から高い評価を得ています。今回、3歳未満の児童の給食も外部搬入することにより、より効率的に充実した給食の提供、一貫した食育の推進を目指しています。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第16回
63	岡山県	真庭市	食べることを楽しむ子どもの給食特区	真庭市の全域	真庭市美甘地域では人口の減少により、入園児数の減少が続いている。また、食材の確保は、地域内の商店が閉店したため遠方の業者による配達を受けているが、少量なこともあり、食材の確保に支障をきたしている。隣接地区の比較的大規模な認定こども園で調理したものを配達することにより、食材確保の問題が解消され、児童への安定した給食の提供が可能となり、さらにスケールメリットにより価格も抑えられる。また、削減された経費を必要に応じた保育サービスの充実に充てることが可能となる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第53回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
64	広島県	東広島市	東広島市すくすくすこやか給食特区	東広島市の一部(八本松町、福富町、豊栄町、河内町)	公立保育所運営の合理化を進め、拡大する保育需要と保育ニーズの多様化に対応するとともに、保育所と学校給食センター、関係機関が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の形成・定着と健やかな成長に努めるほか、給食に地元食材を活用する事で、乳幼児期から地元食材に慣れ親しむ環境づくりを行い、地産地消を促進するために、学校給食センターからの保育所給食外部搬入方式を導入するもの。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第19回
65	広島県	江田島市	江田島市にここ給食特区	江田島市の全域	本市は、広島湾に浮かぶ島嶼部のまちである。過疎化、高齢化、少子化により児童数が年々減少している。 公立保育施設の給食提供において、保育施設専用の給食センターからの外部搬入方式を実施することで、調理業務の効率化・合理化を進め、調理員の適正配置とともに経費節減を図る。 また、全施設で統一したメニューの提供と地産地消による安心安全な給食を提供することで、食育教育の推進を図り、児童の健やかな成長が一層促進される。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第19回
66	広島県	安芸太田町	安芸太田町いきいきふれあい給食特区	広島県山県郡安芸太田町の全域	安芸太田町は広島県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして少子化が進む町である。就学前児童の保育所、幼稚園における望ましい集団の育ちを保障するため、施設の適正配置を進めていくこととしている。保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することにより、合理的な運営が可能となり、地元の食材の活用などにより豊かな給食の提供ができるようになると共に、保育所から中学校まで一貫した食育を行うことが可能になる。また、節減された経費を多様で高まる保育サービスに振り向ける。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第16回
67	広島県	世羅町	世羅町たすきでつなく給食特区	広島県世羅郡世羅町の全域	本町には、いお保育所、にしおた保育所、せらし保育所の公立保育所3施設があり、各公立保育所の調理室において調理員により調理を行っているが、いずれの施設も調理室の老朽化に加え保育所調理員の確保が難しい状況にある。この対応策として、(仮称)世羅町学校給食センター(令和7年2月完成予定)により、保育所給食について本特例措置を活用し、学校給食センターの共同調理場より給食・おやつを外部搬入を行い、食材の一括購入や調理員の適正配置など、調理員の効率化・合理化を進め経費削減を図る。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第65回
68	徳島県	小松島市	小松島市保育所給食特区	小松島市の全域	少子化の影響により児童数が約10人となっている保育所がある。現在、給食の自園調理をおこなっているが、少量の食材の調達に困難な状況である。また市内全体で調理員不足の状態である。令和3年度も少人数での保育運営となる場合は近隣の公立保育所等から給食の外部搬入を行い、食材の安定的な供給の確保、調理員の負担軽減及び経費の節減を図り、少人数保育所であっても食材に制限されことなく、発達段階に応じたバランスのとれた給食を提供したい。なお、自園調理が可能であれば認定申請を取り下げる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第52回
69	徳島県	阿南市	阿南市羽ノ浦・那賀川地区保育所給食外部搬入特区	阿南市の区域の一部(羽ノ浦・那賀川地区)	本特例措置を活用し、羽ノ浦・那賀川地区における給食の外部搬入を実施することで、保育所の維持管理費や給食調理業務の経費節減により、保育所の効率的な運営が図られるほか、経費の節減で得られた財源を子育て支援や保育サービスの拡充、保育所整備の早期完了を目指し、暮らしやすさが実感できる地域社会の構築が期待される。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第27回
70	徳島県	那賀町	那賀町木頭地区保育園給食外部搬入特区	徳島県那賀郡那賀町の区域の一部(木頭地区及び平谷地区)	那賀町は平成17年3月に旧鷲鷲町、旧相生町、旧上那賀町、旧木頭村、旧木沢村と合併した。那賀町は少子高齢化が急速に進み、特に山間部については子どもの減少が著しい。搬入先である木頭地区、搬入元である平谷地区ともに地区内に1か所ずつ町立保育園があるが園児数は減少している。外部搬入を実施することによって維持管理費の節減や調理員の合理的な配置をし、保育園の効率的な運営を行うことにより子育て支援や保育サービスの充実につながる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	子ども家庭庁	第30回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
71	徳島県	美波町	美波町公立保育園給食外部搬入特区	徳島県海部郡美波町の全域	美波町は平成18年3月に旧由岐町と旧日和佐町が合併した。美波町は少子高齢化が急速に進み、子どもの減少が著しい。由岐保育園、木岐保育園の2園分の給食を由岐保育園において一括して調理を行い、木岐保育園への外部搬入を実施する。また、日和佐保育園、赤松保育園の2園分の給食を日和佐保育園において一括して調理を行い、赤松保育園への外部搬入を実施する。いずれも町立保育園であるが、園児数は減少している。外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行い子育て支援や保育サービスの充実につながる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第33回
72	香川県	宇多津町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡宇多津町の全域	宇多津町は、行政面積8.10平方キロ、人口18,952人(平成27年国調)と非常にコンパクトな行政運営を行っています。今回その特徴を活かして、学校給食センター(平成19年度から20年間PFI方式により運営予定)から公立保育所へ給食の外部搬入を実施するものです。児童の発達段階に応じた栄養面でバランスのとれた献立を作成するとともに、安全で質の高い給食を提供することが可能となります。また、調理業務の効率的運用が可能となるとともに、地元産物の調達割合を高めることやアレルギー対応食の提供が容易となります。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第12回
73	香川県	綾川町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡綾川町の一部(綾上、羽床地域)	現在、町立山田こども園(公立幼保連携型認定こども園)及び町立羽床上こども園(公立保育所型認定こども園)の給食については、調理を綾川町綾上小学校給食調理場(調理業務民間委託)で行い、搬入することにより、効率的な提供ができ、経費の節減につながっている。その財源を保育事業や子育て家庭の支援に充てることで、子育て支援の充実が図られている。さらに、羽床地域の町立羽床こども園(公立保育所型認定こども園)を追加することでさらなる経費の削減につなげる。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第48回
74	愛媛県	伊予市	伊予市安全で安心な公立保育所等の給食特区	伊予市の全域	市街地や県都松山市からも遠く、著しい過疎化・高齢化により人材不足が顕著な地域において、調理員の確保は困難であり、かろうじて自園調理を行っている。また、厳しい財政事情の中、多様な保育ニーズに対応しなければならない。特区申請地域の調理員を、保育施設に集約することで、人員不足の解消と一定の財源が確保され、安全・安心な給食の将来にわたる安定的な提供が可能になることはもちろん、豊富な経験を持つ優秀な調理員の集約により、多様な保育ニーズにもより適切で柔軟な対応が図られる等の効果が期待される。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第65回
75	福岡県	粕屋町	みんなであつこう、かすや給食特区	福岡県糟屋郡粕屋町の全域	町立保育所の給食業務について、中央保育所併設の保育所給食センターから外部搬入を実施する。専任の栄養士を配置し、年齢別・発達段階に応じた給食を提供するとともに、町立保育所に同一給食を提供することで統一した食育の推進を図り、乳幼児期から一貫した食育を推進することで小学校・中学校での食育教育の基礎をつくる。また、保育所給食センターを地域の食育推進の拠点として、地域への食育に関する情報の発信・提供に努め、食生活に関する相談・支援を行い、町内の就学前児童全体への食育の推進を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第18回
76	宮崎県	綾町	綾町すこやか食育給食特区	宮崎県東諸県郡綾町の全域	綾町では公立保育所を3箇所運営しているが、厳しい財政状況の中で、それぞれの保育所で調理業務を行うことは非効率的である。このため、限られた財源を効率的に使い、保育サービスの更なる向上を図るため、給食の外部搬入を実施する。具体的な運営方法として、調理は1箇所の保育所で行い、残りの2箇所の保育所に配送する方式とする。給食の集中的な調理・管理により内容の充実を図り、「食育」を更に推進する。また本町で生産される有機野菜等をできる限り取り入れ「地産地消」を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第13回

# ⑩特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

### <平成17年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成17年 上半期 (H17.8.31)	その他 (平成18年度 上半期に評価を 行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。	<p><b>規制所管省庁</b>によれば、特区において適用された特例措置の実施状況に関するアンケート調査から、</p> <p>① <u>食物アレルギーに対するきめ細やかな対応や体調不良児等に対するきめ細やかな対応が行われなかった、と答えた市町村、保育施設、保育士及び保護者の数が多かった</u></p> <p>② <u>搬入元との委託内容に係る契約書を締結することや、入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を事前に搬入元に対し明示することとなっていたが、こうした要件についての遵守状況が悪かった</u></p> <p>等とのことであり、全国化については引き続き今回の調査結果を特区の実施市町村に情報提供し、<u>取組の改善を促しつつ、実施施設を増やしてデータを再度収集した上で判断すべきもの</u>と考えるとのことである。</p> <p>これらの点を踏まえ、規制所管省庁は、規制所管省庁による取組の改善を促した結果も踏まえて、事業の実施状況について再度調査を行うこと。その上で、<u>平成18年度上半期に評価</u>を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## <平成18年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成18年上半期 (H18.731)	その他 (平成19年度上半期に評価を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。	<p><b>規制所管省庁</b>によれば、特区において適用された特例措置の実施状況に関するアンケート調査から、  <u>①低年齢児、食物アレルギーや体調不良児等への対応について、弊害が生じているといわざるを得ない</u>  <u>②特例措置の要件のうち</u>          ・搬入元との委託内容に係る契約書を締結している自治体が1市町村のみであった、          ・給食が栄養基準を満たしているかの確認を行っていない自治体や、調理業務の衛生的取扱いについて市町村や施設が確認を行っていない自治体が一定割合存在した等、<u>昨年12月に取組状況の改善に係る留意事項を通知しても状況がほとんど改善していなかったことから、当該規制の特例措置の全国展開は適当ではない、とのことである。</u>          全国展開については、  <u>①特区の実施要件等を定めた通知</u>では、文中で通知を引用している部分があることなど、<u>自治体担当者からは内容が分かりにくかった可能性があり、これらを再度書き下すこと</u>  <u>②また、委託者と受託者の間では契約書の締結がどうしても難しい場合には、「覚書」等の代替手段により「実効」を確保すべきであることを示すこと</u>  <u>など、再度、要件、留意事項などを分かりやすくした通知を発出し、改めて当該特例事業に係る取組の改善を促した上で、判断すべきものと考えたことである。</u>          また、認定こども園制度においては、特区制度とは異なり個別の認定によって、公立保育所であるか否かを問わず、給食の外部搬入が認められる場合があるが、このような事例の積み重ねも、外部搬入の円滑な実施に必要なノウハウ等の明確化に資するとのことであった。          これらを踏まえ、規制所管省庁は、本特例措置を活用している自治体に対し通知を行い、早期に、かつ、確実に取組の改善が図れるよう措置すること。その上で、<u>平成19年度上半期に評価</u>を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## <平成19年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成19年度 (H20.2.4)	その他 (平成20年度に評価等を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。	<p><b>規制所管省庁</b>によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果から、</p> <p>①<u>食物アレルギーや体調不良児等への対応については、引き続き、弊害が生じていると言わざるを得ない。</u></p> <p>②本特例措置の要件のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>搬入元との委託内容に係る契約書を締結することについては、前回調査から改善が見られたものの、なお締結していない自治体が存在している</u></li> <li>・<u>入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を業者に明示することについては、明示していないと回答のあった自治体の割合が増加している</u></li> </ul> <p>等の状況が見られ、<u>平成17年に引き続き、平成18年12月に取組状況の改善に係る留意事項をあらためて通知したものの、状況が未だ改善していなかったことから、本特例措置の全国展開は適当ではない、とのことである。</u>しかし、今回の調査では、本特例措置を活用している保育所と、自園調理を行っている保育所との十分な比較がされておらず、以上のような弊害が本特例措置から生じているかどうかは明らかではない。</p> <p>このため、</p> <p>①<u>本特例措置を活用している保育所の現場に直接出向く等して、本特例措置の運用上の問題点やその対策を検討するとともに、</u></p> <p>②<u>自園調理を行っている保育所の状況と本特例措置を活用している保育所の状況の比較を行う</u></p> <p>などの観点を加えた上で、<u>平成20年度において、弊害の発生及び経済的な効果に関する調査を行うこと。</u></p> <p>これらの調査を踏まえ、<u>平成20年度に評価等を行う。</u></p> <p>なお、規制所管省庁は、福祉施設に関する基準に係る規制改革や地方分権改革の動向について、報告を行うこと。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## <平成20年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成20年度 (H21.1.29)	その他 (全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策についての検討を進め、平成21年度に評価を行う。)	本特例措置を全国展開することにより制度上の弊害が発生することが懸念されることから、これを除去するための適切な方策を検討する必要がある。	<p><b>規制所管省庁</b>によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部搬入を行っている保育所における児童の処遇は年々改善の傾向にあるものの、<u>自園調理を行っている保育所の方が、きめ細かな対応を行っているとの現場の認識が多かった。特に体調不良児への対応については、両者の現場での認識の違いが大きかった。</u></li> <li>・この状況を踏まえれば、<u>本特例措置を全国展開する場合には、調査の結果懸念されている弊害を解消するための方策を明らかにし、その実施を担保することが必要と考えられる。</u>このことから、このような方策が具体化されていない現時点においては、本特例措置の全国展開については、引き続き検討が必要と考える。</li> </ul> <p>とのことである。</p> <p>しかしながら、<b>評価・調査委員会</b>による調査では、<u>本特例措置の活用により保育所運営の効率化が図られ、節減した経費で多様な保育ニーズへの対応が可能となる、食育の推進や地産地消の拡大が図られるといった効果が発現しており、早期の全国展開への期待が強かった。</u></p> <p>このことから、規制所管省庁においては、今回の調査結果等を踏まえつつ、平成21年度にはより具体的な調査を進めることとする。具体的には、外部搬入であっても体調不良児への対応などの課題に対応しているとする保育所と、自園調理により同じ課題に対応しているとする保育所の関係者をはじめ、地方自治体や栄養・保健衛生の専門家に対するヒアリング等を行い、<u>保育の質の確保及び資源の有効利用の観点から、保育所における給食提供にあたっての留意点、本特例措置を全国展開して外部搬入方式により給食を行う場合の改善方法や留意点等の検討を行うことが適当である。</u>この結果も踏まえ、平成21年度に評価を行い、弊害の除去のために必要な要件を含め結論を得る。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

<平成21年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成21年度 (H22.2.4)	<p><u>地域を限定することなく全国において実施（ただし、3歳以上児に対する給食に限る。）</u></p>	<p>3歳以上児については、全国展開を不相当とするような弊害は認められない。しかし、<u>3歳未満児については、咀嚼機能発達等の観点から特に配慮が必要であるため、懸念される弊害を除去するための適切な方策を引き続き検討しつつ、特区として継続することとする。</u></p>	<p><b>規制所管省庁</b>による本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果を見ると、昨年度までの評価において課題とされてきた、<u>アレルギー児・体調不良児への対応については、外部搬入によっても、基本的に自園調理と同様の対応がなされていることが明らかになりつつ、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期においては、発達段階に応じたきめ細かな配慮が必要であり、特に、歯の萌出状況及び咀嚼機能発達の観点から、<u>大人の食事に近い食物の摂取が可能になるのは3歳頃であり、3歳未満児の給食については、特に配慮が必要であるが、外部搬入による場合、調理者が子どもの発達段階や喫食状況を把握することが難しいため、個に応じた給食の提供について課題がある。</u></li> <li>・家庭における食育の機能が低下している中で、<u>保育所における食育の推進が重要であり、外部搬入による場合、調理員の調理姿が見えない等、調理する者と子どもの関わりや、発達状況や喫食状況を把握することが困難であるという課題がある。</u></li> <li>・このような状況を踏まえると、保育の質の引き下げをもたらさずに、外部搬入方式による給食を全国展開するには、依然として解決しなければならない課題があり、子どもの健やかな育ちの観点から、慎重に検討を続ける必要があると考える。</li> </ul> <p>とのことである。</p> <p>しかしながら、<b>評価・調査委員会</b>による調査では、<u>食物アレルギー児及び体調不良児への対応では、保護者・搬入元等との連携を取りつつ、きめ細かに対応しているほか、地元食材の活用を初めとする地域独自の食育の推進や地産地消の取組が実施されており、また、本特例措置の活用により保育所運営の効率化が図られ、節減した経費で一時保育や延長保育等の多様な保育ニーズへの対応が可能となったといった効果が多数発現しており、早期の全国展開への期待が強かった。併せて、<u>私立保育所における外部搬入の容認を求める声や幼稚園と同様に特別の手続きを経ずに外部搬入を認めて欲しいという声も見られた。</u>なお、きめ細かな対応とするためには配慮すべき課題もあるとの一部指摘もあった。（次頁へつづく）</u></p>

# 特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針・全国展開の実施内容
			<p>(つづき) このことから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>3歳以上児については、全国展開することが適切</b>であり、また、同じく外部搬入の容認を求める声があがっている私立保育所についても、同様の対応とすべきである。</li> <li>・ 一方、なお課題があるとされる3歳未満児については、咀嚼機能発達等の観点から、特に配慮が必要であるため、引き続き、懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討を行いつつ、特区として継続することとする。また、同じく外部搬入の容認を求める声があがっている私立保育所についても、公立保育所における上記方策の検討を踏まえ対応すべきである。</li> </ul> <p>併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るため、規制所管省庁において、好事例集・ガイドライン等を検討・策定することが適当である。</p> <p>(全国展開の実施内容) <b>平成21年度中に措置</b> 3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重視性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## <平成24年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成24年度 下半期 (H25.3.6)	その他 (子ども・子育て 関連3法の施行状 況等を踏まえて、 平成28年度に評 価を行う)	<p><b>関係府省庁</b>によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達段階に応じた給食の対応特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難であり、搬入後に保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題や保育士の業務負担の増大が生じている。</li> <li>・アレルギー児への対応について、<u>3歳未満児は食物アレルギーの有病率が3歳以上児より高いことに留意が必要であり、学校給食センターや大量調理用の設備しかない場合は代替食の提供は難しく、弁当を持参させたり各保育所で除去したりしている場合が多い。</u></li> <li>・体調不良児への対応について、<u>3歳未満児は体調の変化が激しいことに留意が必要である。</u></li> <li>・食育への対応について、<u>調理員・栄養士と子どもの関わりを持つことが困難である。自園調理をしないと保護者からの食に関する相談に十分に対応できず、保育所の持つ保護者支援の機能が十分発揮されない。</u></li> <li>・<u>保育所と外部搬入事業者の連携について、学校給食センターの栄養士と保育所や市町村の保育担当者等との連携が不十分な例が見られる。</u></li> </ul> <p>とのことであった。(次頁へつづく)</p>	<p>関係府省庁は、調査結果を踏まえ、<u>上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。</u>評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>(つづき)</p> <p><b>評価・調査委員会</b>による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本特例措置の実施に伴い、保育士の加配、一時保育・延長保育・障害児保育の充実、保育所設備の改修、保育料の軽減等、保護者の望む保育の提供に繋がっている。</u></li> <li>・ <u>発達段階に応じた給食について、外部搬入により対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えて提供すること、乳幼児の喫食状況を栄養士が把握し献立に反映するといった工夫により対応している保育所が存在する。</u></li> <li>・ <u>アレルギー児への対応について、外部搬入により対応できない部分については、代替食材、アレルギー食物除去・加算調理、自園調理等で対応している保育所が存在する。</u></li> <li>・ <u>食育への対応について、調理する者と子どもの関わり等、保育所における食育を推進するため、保育園の畑で、野菜の栽培と収穫を行い、児童自らが調理して食する機会を設ける等の取り組みを実施している保育所が存在する。</u></li> </ul> <p>ことが確認された。</p> <p>以上より、関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。</p>	

# 特例措置の評価・調査経緯

## <平成29年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年度 (H30.4.24)	その他 (2021年度までに改めて評価を行う)	<p><b>関係府省庁</b>によれば、給食の外部搬入を導入している保育所においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達段階に応じた給食について、<u>発達段階に配慮した離乳食の提供など、3歳未満児に必要な個別の対応が困難</u>である</li> <li>・アレルギー児への対応について、未就学児、特に低年齢児のアレルギー原因物質は、多岐に渡っている上、低年齢の発症が多く、有病率についても年々増加傾向にあるが、<u>代替食の提供が難しく、弁当を持参させている場合が半数以上にのぼる</u></li> <li>・体調不良児がいる場合の対応方法として、献立内容に応じて当該児童分だけ別に調理する、症状により量の加減や品目の除去又は変更を行うなどの<u>きめ細かい対応が十分にできていない</u></li> <li>・搬入後に保育所で調理・加工を行う場合が多く、<u>衛生管理上の課題や保育士の業務負担の増大が生じている</u></li> <li>・食育への対応については、自園調理を行っている保育園に比べ、総じて食育への取り組み割合が低くなっている</li> <li>・保護者のニーズ・評価について、<u>自園調理が外部搬入を上回る</u></li> <li>・保育所と外部搬入事業者の間の連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分である</li> </ul> <p>など、<u>前回評価で弊害として提示された問題点が依然として存在していることが確認され、保育所における食事の提供は保育の質と不可分であり、「子育て安心プラン」でも保育の量的拡充と質の維持・向上は車の両輪であることを踏まえても、子どもの安全で健やかな成長の観点から、自園調理を基本とすべきであり、3歳未満児への外部搬入の全国展開については弊害が大きく慎重な検討が必要であるとのこと</u>であった。(次頁へつづく)</p>	<p>関係府省庁は、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、<u>保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言</u>を行う。</p> <p>また、前回の評価意見においてみられたアレルギー児や体調不良児への対応等における弊害が引き続き存続していることも踏まえ、保育所の食事提供のリスク低減のため、改めて<u>ガイドライン等の周知・徹底</u>を行うとともに、これらを含む<u>具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施</u>する。</p> <p>関係府省庁は、<u>これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、委員会は、政府の「子育て安心プラン」の推進状況等も踏まえ、2021年度までに改めて評価</u>を行う。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>(つづき)</p> <p>また、<u>園の規模が小さいことや財政状況を理由に外部搬入の導入を行っている自治体がみられた</u>（後述の評価・調査委員会による調査）<u>ことについて、こうした課題の解決策としては、平成27年度より子ども子育て支援新制度において導入された小規模保育事業への移行などの方策が存在しており、各自治体が保育行政の効率化を試みる際には、安全性等の確認されていない特例措置を実施する前に、まずはこうした既存施策での対応を十分に検討すべきである</u>とのことであった。</p> <p><b>評価・調査委員会</b>による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本特例措置の活用に伴い、保育士の加配、一時保育・延長保育・0歳児保育の充実、保育所設備の改修、保育料や給食費の軽減等、保育サービスの充実に繋がっている</u></li> <li>・ <u>発達段階に応じた給食について、外部搬入元で離乳食担当職員を配置し個別対応の充実に図り、対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えるといった工夫により対応している事例が存在する</u></li> <li>・ <u>アレルギー児への対応について、外部搬入元で一律に主要なアレルギー食材を除去し、対応できない部分については、保育所、保護者及び外部搬入元が連携をとり、代替食材の提供や各保育所において除去等で対応している事例が存在する</u></li> <li>・ <u>調理人材の確保や規模的に自園調理の実施が難しい保育所の運営を可能にし、保育の実施機会の拡大につながっている事例が存在する</u></li> <li>・ <u>食育への対応については、保育所内で調理過程が見られない等の制約はあるが、保育所での野菜づくり体験、外部搬入元への社会見学の実施、外部搬入元の管理栄養士による食育指導など新たに食育活動を展開している事例も存在することが確認され、また、</u></li> <li>・ <u>施設の老朽化や児童数の減少、財政状況のほか、多様な食材調達、調理員不足への対応、大型施設での衛生管理の充実等から外部搬入を選択している事例も見られた。</u>（次頁へつづく）</li> </ul>	

# 特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>(つづき)</p> <p>以上より、<u>医療・福祉・労働部会の審議においては、本特例措置の効果やニーズは一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早であり、関係府省庁は次の点に取り組む必要があるとされた。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、<u>保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行うこと。</u></li><li>・関係府省庁の調査において、<u>多くの弊害が存続していることが明らかになったことから、ガイドライン等の周知・徹底を含め、保育所の食事提供のリスク低減に必要な対策を検討・普及し、調査等によるモニタリングにより、その実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消に向けた取組を推進すること。</u></li></ul>	

# 特例措置の評価・調査経緯

## <令和3年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
<p>令和3年度 (R4.5.13)</p>	<p>その他（関係府省庁は、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和4年度中に評価・調査委員会に報告する。その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知・徹底し、その後の事業の実施状況等を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。）</p>	<p><b>評価・調査委員会の調査</b>では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の外部搬入事業の実施により、<u>食材の一括購入、一括調理による経費の削減、地元食材を活用することによる地元農業への経済効果、地産地消の推進による食育面での効果がみられた。</u>また、<u>施設の構造上、自園調理ができず2歳未満児の受入れができなかったところ、外部搬入が可能になったことにより受入れ可能となった施設も確認された。</u></li> <li>・<u>離乳食をはじめ3歳未満に必要な個別対応については、保育所の調理員が個別に対応すること、アレルギー児への対応については、入所前のアレルギー調査の実施、生活管理指導表に基づく代替食の提供、給食センターによる除去食の提供、食育への取組については、保育活動に畑作業を取り入れる、栄養士を配置し食育活動を実施する、地元農産物を取り入れた給食の提供などの取組がみられた。</u></li> <li>・<u>保育士からの評価として、地産地消メニューにより地元の食材を口にする機会が多くなった、学校給食と同じなので就学後も食べ慣れた給食が食べられることから3歳児への進級時に移行がスムーズであるなどの回答があった。</u></li> <li>・<u>保護者からの評価として、バランスが良いメニューなので良い、家でなかなか作らない料理や栄養の計算された献立が食べられる、子どもが苦手なものでも食べられることが助かっているとの回答があった。</u>（次項へつづく）</li> </ul>	<p>関係府省庁は、今回の調査結果を踏まえ、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和4年度中に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に報告する。その上で、<u>適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知・徹底し、その後の事業の実施状況等を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。</u></p>

# 特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>(つづき)</p> <p><b>関係府省庁の調査</b>では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>アレルギー児への対応として、自園調理では8割を超える施設で個別対応が出来ているのに対し、外部搬入を行う施設では約5割に留まっている。</u></li> <li>・ <u>発達段階に応じた食事の提供について、離乳食の対応が出来ていない施設が4割超、複数段階に分けて離乳食を提供できている施設は4分の1程度に留まっている。</u></li> <li>・ <u>体調不良児について、個別に調理する対応に関しては、自園調理を行う施設のうち3割以上で対応出来ているのに対し、外部搬入を実施する施設では2割に満たない状況となっている。</u></li> <li>・ <u>食育への取組について、全ての項目について、自園調理を行う施設の方が、実施率が上回っている。</u></li> <li>・ <u>事故が発生したかどうかについて、自園調理を行う施設では4.4%であるのに対し、外部搬入を実施する施設では10.9%となっている。</u></li> <li>・ <u>特にアレルギー児への対応に差が見られる結果となっており、発達段階に応じた食事の提供、体調不良児への対応についても対応が十分でない施設が一定数あった。</u>また、<u>事故の発生状況や食育への取組状況等からも、課題が確認された。</u></li> </ul> <p><u>こうした調査結果を踏まえ、関係府省庁からは、国の認定を受けた上で、構造改革特区事業として一定の質を担保した上で事業を実施することが適当であり、全国展開は妥当ではないとの意見があった。</u></p> <p>医療・福祉・労働部会の審議においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員による現場視察をお願いしたいこと、</li> <li>・ 全国展開という判断をするには、各保育所においてガイドラインを踏まえた対応が適切に取られているなど質の担保が確保されていることが必要であること、といった意見があった。</li> <li>・ 一方、自治体から認定申請事務の簡素化要望、例えば、「保育施設の廃止や、名称の変更などの場合は、計画変更の申請では無く報告のみで可能とする」などができていることから、こうした事務手続の簡素化について、検討してもらいたい。との意見があった。</li> <li>・ なお、給食センターは災害対策のツールとして活用可能であるが、そうした活用をしている自治体がないかの確認があった。(次項へつづく)</li> </ul>	

# 特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>(つづき)</p> <p>以上のことから、医療・福祉・労働部会においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例の実施に当たり、各種の要件が課されているが、そうした要件を満たした形で取組が実施されているのか、運用について自治体任せになっているのではないかという懸念があり、このため、全国展開に向けた議論を進める上では、現場の実態も確認しながら議論する必要があると考えられること。</li> <li>・自治体によって取組に差があると考えられるため、今回の調査結果を踏まえ、関係府省庁で連携して、<u>取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、今年度中を目途に改めて報告すること。</u></li> <li>・併せて、今回、コロナ禍の関係もあり実施できなかった、「<u>委員の視察</u>」についても検討・実施すること。</li> <li>・<u>現地調査やヒアリング調査の結果を踏まえ、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知、徹底を行っていただき、令和7年度までに改めて評価を行うこと。</u></li> <li>・また、自治体の事務負担の軽減の観点から、関係府省庁において、区域計画の変更認定の申請手続の簡素化について併せて検討し、今年度中を目途に検討結果を部会あてに報告すること。</li> </ul> <p>が適当とする。</p>	

## R3年度評価意見 (920抜粋)

関係府省庁は、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和4年度中に評価・調査委員会に報告する。

## 調査対象

対象数：8自治体  
調査方法：オンライン（7自治体）、現地訪問（1自治体）  
抽出方法：R3年度調査票より回答内容に特色がみられた自治体を抽出  
(取組が適切・不十分な自治体が同数程度になるよう調整)

## 論点

- ・事故発生時の対応方法
- ・発達段階に応じた食事の提供方法
- ・アレルギー児への食事の提供方法
- ・体調不良児への個別対応方法
- ・食育への対応
- ・監査

## ヒアリング概要

## ○事故発生時の対応方法

ヒアリングを実施したすべての自治体では、事故発生時のマニュアルが作成されている。  
給食を児童が喫食するまでに、事故が発生した場合、マニュアルに沿った報告・対応・改善が実施されるような体制づくり、自治体内での周知がなされている。

## ○発達段階に応じた食事の提供方法

給食の搬入元（いずれも学校給食センター）との契約内容により保育所内での対応方法は異なる。  
0歳児保育を実施している園では、0歳児用の離乳食のみ自園調理にて対応しているところがある。

## ○アレルギー児への食事の提供方法

ヒアリングを行ったすべての自治体では、搬入元での給食調理時に、アレルギー食材を除去して調理またはアレルギー食材をなるべく使用しない献立としており、調味料等、一括調理時には除去対応が困難な場合は、保育所で除去又は代替食を保護者に持参してもらう等の対応を行っていた。

## ○体調不良児への個別対応方法

ヒアリングを実施したすべての自治体では、原則保護者に迎えを依頼している。  
病児食の提供は行っておらず、児童の様子に合わせて、給食の提供量を調整していた。

## ○食育への対応

多くの保育所で収穫体験や調理体験を実施（ただし、コロナの影響で中止しているところがほとんど）。  
小中学校と同一メニューのため就学後の給食移行がスムーズであることが利点とする自治体もあった。

## ○監査

自治体により実施主体は異なるが、ほとんどの自治体が保育所へ事前書面調査を行い、その内容について実地調査を実施。  
栄養供与量のほか、アレルギーや体調不良児対応等、課題とされている項目が盛り込まれている自治体があった。  
外部搬入等に係る委託契約内容等の遵守状況が項目に盛り込まれている自治体もあった。

## 特例措置番号939の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 . . . . . 1
- ② 調査結果の概要 . . . . . 2
- ③ 評価・調査委員会による調査結果【審議事項】 . . . . . 4
- ④ 関係府省庁による調査結果【審議事項】 . . . . . 25
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1 . . . . . 26
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル . . . . . 27
- ⑦ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 . . . . . 30
- ⑧ 参考：特例措置の評価・調査経緯 . . . . . 35

# ①評価対象となる規制の特例措置の概要

(平成24年1月措置)

特例措置番号 939

## 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

### これまで

障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

関係法令：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

### 取り巻く環境の変化

障害児通所施設（児童発達支援センター）において、限られた運営予算の中で、きめ細やかな療育を提供していくためには、運営の合理化を進める必要があり、調理業務について、効率的な運営を行うことが求められている。

### 構造改革特区の活用

障害児通所施設（児童発達支援センター）の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

### 主な要件

- ① 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること。
- ② 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。
- ③ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。
- ④ 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること。

認定  
計画数

32 件（累計）

30 件（令和7年8月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

### 実際の取組事例

千葉県

元気いっぱい障害児給食特区（平成24年3月認定）

本県では、障害児通所支援事業の利用希望者が大きく増加しており、児童発達支援センターの増設が必要だが、設置要件である給食の施設内調理は、費用・管理面での負担が大きく、設置に当たり、大きな障壁となっている。

そこで、本特例措置の活用により、給食調理業務の費用・管理面での負担を軽減することで、市の人口規模に応じた設置数に近づけ、中核的な療育拠点の拡充を図るほか、安定した給食提供を行うことや事業所の費用節減、人的資源の療育事業への注力が可能となることから、きめ細やかな療育を提供し、運営の合理化が期待される。



## ②調査結果の概要

特例措置番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H25、H28、H29、R3
調査対象の件数（回収数）	27件（回答数：27件、未回答：0件）

### 1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、
  - ・給食の外部搬入事業の実施により、経費（人件費等）の削減や地産地消の推進が図られており、経費削減によって得られた経営資源を活用して保育士等を基準以上に配置し、療育サービスの向上に取り組む地方公共団体もみられた。
  - ・各地方公共団体では、関係省庁作成のガイドラインを参考に独自のガイドラインやマニュアルの作成、外部搬入事業者も含め関係者で構成する会議の開催、また、アレルギーのある児童には給食ではなく弁当の持参で対応するなど、給食の外部搬入方式を導入する上での取組がみられる。
  - ・給食の提供にあたって、平成29年7月に作成された「児童発達支援ガイドライン」では、医師の指示書に基づき除去食や制限食で対応できる体制を整えることとされているが、アレルギー児が在籍しているすべての地方公共団体において、対応していることを確認した。加えて該当施設の所長からの回答により、同ガイドラインで求められている取組（施設における自己評価の実施及び公表）が実施されていることも確認された。
  - ・アレルギー児が在籍しているすべての地方公共団体において、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を参考に取組が実施されていることが確認された。
  - ・施設の児童指導員又は保育士への質問では、良くなった点として、お弁当から給食になったことで保護者の負担軽減になった、児童にとって経験のなかった食材にも挑戦できる機会になったなどの点が挙げられている。
  - ・児童の保護者からは、良くなった点として、給食によって食べられるものが増えた、お弁当を作らなくてもよく助かっているとの意見があった。
  - ・経費削減により、療育サービスの向上が図られていることが確認された。また、児童発達支援ガイドラインや保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの内容を踏まえ、回答のあった多くの自治体で、外部搬入事業者等と連携し、アレルギー児に対する適切な対応が実施されていることが確認された。
- こども家庭庁の調査では、
  - ・個々の利用児童の発達段階に応じた食形態による給食提供について、各事業者において、提供可能な事業者が11事業者、提供不可能な事業者が12事業者であった。なお、施設から個々の食形態の変更依頼があった場合、変更に対応できる11事業者のうち、その頻度について「変更の希望があった場合都度」が4事業者であったが、「月単位での変更」と回答した事業者が5事業者であり、また、「数日以内」が5事業者であった一方で、変更にかかる時間は「1ヵ月以内」が4事業者であった。
  - ・外部搬入の実施期間中において、食物アレルギー疾患を有するこどもに対する給食の提供を行うに当たって、外部搬入に起因した問題が起こったと回答した施設はなかったが、外

部搬入実施後の状況に対応した食物アレルギー疾患を有するこどもに対する給食への対応に係るマニュアルを作成していない施設が3施設、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」における生活管理指導表の使用を検討中又は使用していない施設が12施設であった。

- ・事業者と施設の間で、給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みがある施設が19施設、ない施設が9施設であった。また、給食内容等について定期的に検討する、施設と事業者側で構成する定期的な会議を設置している施設が12施設、設置していない施設が16施設であった。

## 2. 本年度の評価において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- こども家庭庁からは、
  - ・個々の利用児童の発達段階に応じた食形態による給食提供や食形態の変更に「対応可能」と回答した事業者は約半数に留まっており、変更が可能な事業者においても、食形態変更には月単位の時間が必要であり、事業所によっては、利用児童ごとの細やかな発達段階の違いに迅速に対応することが難しい場合がある。
  - ・また、アレルギーへの重大な事故はないものの、アレルギー対応マニュアルを作成していない、ガイドラインに基づく生活管理指導表を使用していない施設があることから、リスク管理体制等のばらつきがあるといえる。また、給食に係る情報のやりとりについては、事業者と施設において情報共有の仕組みがない施設や、協議会を設置していない施設があることなど、施設によって事業者との連携体制が十分に構築されていないとのことであった。

## 3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査では、経費削減により、療育サービスの向上が図られていることが確認された。  
また、児童発達支援ガイドラインや保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの内容を踏まえ、アレルギー児が在籍しているすべての地方公共団体で、外部搬入事業者等と連携し、アレルギー児に対する適切な対応が実施されていることが確認された。
- こども家庭庁の調査では、全国展開に向けて追加すべきと考えられる要件については、「障害児の発達段階にあわせた調理の実施」、「障害児の「食」の重要性を十分に考慮できているか」、「障害児支援に造詣が深い栄養士又は管理栄養士の配置」、「食物アレルギー疾患を有するこどもに係る対応のマニュアル化」、「事業者、施設からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置」等が挙げられた。

### ③評価・調査委員会による調査結果

番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特定措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

<地方公共団体への質問>

**特区計画について（Q1～Q4）（発出数27、回答数27）**

<ポイント>多くの地方公共団体で良好な進捗状況となっており、実施している地方公共団体においては、計画当初から期待していた効果が発現している。

都道府県	認定地方公共団体	進捗状況	効果の発現	効果が発現しているかわからない理由
宮城県	名取市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
宮城県	多賀城市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
埼玉県	吉川市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
千葉県	千葉県	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
東京都	渋谷区	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
東京都	北区	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
東京都	練馬区	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
東京都	江戸川区	1. 予定より進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
東京都	立川市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
東京都	武蔵野市	1. 予定より進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
東京都	日野市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
東京都	福生市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
東京都	稲城市	3. 予定より遅れている／実施できていない	4. わからない	現在実施していない。当初予定していた搬入事業者から変更を行うため、候補事業者の選任を行っている。
東京都	西東京市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
岐阜県	多治見市	1. 予定より進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
愛知県	岡崎市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
愛知県	豊川市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	4. わからない	令和8年度から事業実施予定
愛知県	安城市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
愛知県	日進市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
愛知県	田原市	1. 予定より進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	

三重県	名張市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
京都府	木津川市	1. 予定より進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
大阪府	交野市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	4. わからない	発達特性のある児童のため、食費を支払っているにも関わらず、ほとんど食べられない児もいるため
大阪府	阪南市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
鳥取県	鳥取県	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
鹿児島県	伊佐市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
沖縄県	那覇市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
沖縄県	浦添市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	

#### Q5. 構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望

<個別の回答>

<ご意見・ご要望>

- ・岡崎市
  - ・食事提供加算が算定できるようご検討いただきたい。
- ・稲城市
  - ・給食運搬に係る規制が厳しいので、緩和を要望する。

【参考】病院、診療所等の業務委託について

(4) 食事の運搬及び保管方法

ア 食品の保存

運搬及び保管中の食品については、次の①から④の基準により保存すること。

- ① 生鮮品、解凍品及び調理加工後に冷蔵した食品については、中心温度3℃以下で保存すること。
- ② 冷凍された食品については、中心温度マイナス18℃以下の均一な温度で保存すること。なお、運搬途中における3℃以内の変動は差し支えないものとする。
- ③ 調理加工された食品は、冷蔵（3℃以下）又は冷凍（マイナス18℃以下）状態で保存することが原則であるが、中心温度が65℃以上に保たれている場合には、この限りではないこと。ただし、この場合には調理終了後から喫食までの時間が2時間を超えてはならないこと。
- ④ 常温での保存が可能な食品については、製造者はあらかじめ保存すべき温度を定め、その温度で保存すること。

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

<地方公共団体への質問>

**Q6. 本特例措置による給食の外部搬入方式については、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図ること等が求められているが、貴地方公共団体としては、これらを実現するため、どのような取組を行っているか。**

<ポイント> こども家庭庁所管のガイドラインを参考に、独自のガイドラインやマニュアルの作成、関係者で構成する会議の開催などが行われている。また、代替食等の対応を行えないアレルギー児には、給食でなく弁当持参としている地方公共団体もあった。

認定地方公共団体	取組内容
名取市	施設（事業者）の指導監督（※センターは民設民営）
多賀城市	児童発達支援センター利用児には偏食の子どもも多数おり、センター運営事業者（委託）には日常の中で食べることの楽しさを意識して支援いただくよう依頼している。
吉川市	外部搬入業者を交えて給食に関する会議を開催、職員の学習会
千葉県	職員の研修、施設（指定管理者）の指導監督
渋谷区	外部搬入事業者への指示

北区	マニュアル・ガイドラインの作成、外部搬入事業者への指示
練馬区	給食マニュアルの作成するように助言をしている。
江戸川区	個別の対応が必要な場合は手順書の作成、食育・栄養アドバイザーへ研修を依頼
立川市	外部搬入事業者への指示 児童発達支援ガイドラインの遵守 職員間、保護者との情報共有
武蔵野市	外部搬入事業者への指示を適宜行い対応を図っている
日野市	施設（発達・教育支援課 児童発達支援事業）と委託先によって、マニュアル作成、職員の研修、委託先との打ち合わせ等を行っている。
福生市	外部搬入事業者への指示
西東京市	西東京市児童発達支援センターひいらぎ食物アレルギー対応ガイドラインを作成
多治見市	アレルギー対応マニュアル・ガイドラインの作成、管理栄養士によるセンター職員の研修
岡崎市	「岡崎市食育推進計画」の内容を基本とし、食育を実施。
安城市	食事提供の内容の向上、合理化と食の安全安心の配慮、調理設備の維持管理費の削減、食材一括購入と調理員の合理的配慮による経費の削減、就学前から食育の取り組み
日進市	外部搬入業者との定期的な打ち合わせ、覚書の作成、食育は、日進市保育園食育計画に則る。
田原市	市のマニュアル作成、職員研修、アレルギー対応のマニュアル作成および搬入事業者への支持
名張市	児童発達支援センターへの給食搬入は同法人の市内にある認定こども園より搬入しているため監査、研修、チェックについてはこども園の担当室より実施。担当室作成の名張市保育施設給食における食物アレルギー対応マニュアル、衛生管理の手引書等を作成取り組んでいる。
木津川市	・食育推進計画や市が策定している「第二次すこやか木津川21プラン～健康増進計画・食育推進計画」を基本とし、利用児の発達状況や障がい特性に応じた対応を行っている。 ・衛生管理マニュアルを作成し、センター職員並びに外部搬入事業者と共有の上、調理から提供までの管理・運営について適切に対応できる体制を構築している。
交野市	マニュアルの作成、職員の研修
阪南市	実施施設である指定管理者によるマニュアルの作成、施設職員の食の安全確認の取組、職員研修、外部搬入者との協議等に取り組んでいただき、報告を受けている。
鳥取県	・委託契約及び仕様書により、外部搬入事業者への監督。給食提供マニュアルの作成。
伊佐市	市立給食センターからの搬入のため、連携を図りながら実施。給食センター連絡会に児童発達支援センターも参加して情報交換・共有を行っている。
那覇市	・食育計画を支援プログラムに記載し公表。 ・契約時、仕様書や給食食品発注指示書に法令の遵守（大量調理施設衛生管理マニュアル）、献立、アレルギー対応、食品衛生等の管理責任者の配置など記載し指示している。 ・食やアレルギー等に関する職員研修の実施。 ・食形態に工夫が必要な場合やアレルギーがある児童については、業者と密に連絡を取り合い対応している。
浦添市	外部搬入事業者への指示、施設への衛生管理等指導

<地方公共団体への質問>

Q7. 平成29年7月に作成された「児童発達支援ガイドライン」では、「設置者・管理者は、食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えることが必要である。」とされているが、対応を行っているか。

<ポイント>アレルギー児が在籍しているすべての地方公共団体が、対応していると回答。具体的には、アレルギー児の把握、除去食・代替食の提供、関係者間での情報共有などの対応が挙げられた。

認定地方公共団体	対応状況	対応方法	対応していない理由
名取市	1. 対応している	医師の指示書の共有、保護者面談の実施	
多賀城市	1. 対応している	利用者へのアレルギー等聞き取り調査、アレルギーがある場合は医師の指示書等提出依頼、給食業者へのアレルギー食個別対応依頼	
吉川市	2. 対応してはいない		搬入当初は対応していたが、現在は食物アレ

			ルギーのあるこどもが通所していないため。
千葉県	1. 対応している	対応食のある乳、卵、エビ・カニについては除去食を提供、保育士と看護師による保護者からの聞き取り、医師による指示書の提出依頼、業者との打合せ、除去対応ができない場合には弁当持参	
渋谷区	1. 対応している	アレルギー対応の仕様提示	
北区	1. 対応している	環境整備、児童の特性に応じた対応、衛生管理、委託契約等の締結、食を通じた子どもの健全育成	
練馬区	1. 対応している	給食マニュアルの作成の確認	
江戸川区	1. 対応している	アセスメント時に対応を保護者から聴取、アレルギー問診票の提出、ファイルに個人名を貼って対応	
立川市	1. 対応している	外部搬入事業者へのアレルギー除去食作成依頼	
武蔵野市	1. 対応している	除去食や刻み食等の提供	
日野市	1. 対応している	対応しているが、ケースによっては家庭からの持参にて対応している。	
福生市	1. 対応している	アレルギー除去食の提供	
西東京市	1. 対応している	アレルギー疾患生活管理指導表（医師診断書）に基づきアレルギー面談を実施、食物アレルギー及び緊急時対応申出書を提出頂いている	
多治見市	1. 対応している	利用面談時にアレルギーの聞き取り、治療を含め服薬について聞き取り、ショックを起こしたときの対応、緊急搬送先の確認、搬入先との情報共有	
岡崎市	2. 対応してはいない		各事業所でガイドラインに基づき対応しているため。
安城市	1. 対応している	食物アレルギー児の対応は全員が共通認識を持つ、年齢に応じて味付け・大きさ・量などの工夫	
日進市	1. 対応している	5つのアレルゲンに関しては除去食を提供。	
田原市	1. 対応している	除去食の対応、保護者の弁当持参、代替品の持参	
名張市	3. その他		実施については法人に行っているためどのような体制をとっているかは不明 提供元の認定こども園の利用児童は指示書等依頼している。
木津川市	1. 対応している	食事提供対象児童の保護者へアレルギーの有無を書面にて確認後、アレルギーがある児童については医師の診断書を提出いただく。診断書をもとに給食提供委託事業者へ対応の可否を確認の上、除去食の提供により対応している。	
交野市	1. 対応している	事前にアレルギーの有無の確認、アレルギー除去食の提供、食事中、他児とのテーブルの距離を空ける	
阪南市	1. 対応している	実施施設である指定管理者に、アレルギーに対応した除去食等の取組を行っていただいている。	

鳥取県	1. 対応している	・アレルギーについては書面で確認し、アレルギーがある場合は医師の指示書（生活管理指導表）を提出。生活管理指導表に基づき、アレルギー対応が必要な場合は、都度協議し代替食で対応 ・アレルギー除去食の対応ができる弁当業者と契約	
伊佐市	3. その他		食物アレルギーの子ども利用は最近はない。過去に該当児童が通園したときには、保護者が強く弁当を持たせたいことを希望したため、保護者の意思を尊重している。おやつについては、除去食や制限食で対応していた。
那覇市	1. 対応している	医師の指示所を基にアレルギー対象食品の除去食を提供するよう依頼した。	
浦添市	1. 対応している	個別支援計画の作成を指示	

<地方公共団体への質問>

**Q8. 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」を参考に取組を行ったか。**

<ポイント>アレルギー児が在籍しているすべての地方公共団体が、対応していると回答。具体的には、アレルギー児の把握、除去食・代替食の提供、関係者間での情報共有などの対応が挙げられた。

認定地方公共団体	対応状況	対応方法	対応していない理由
名取市	1. 取組を行った	職員向け研修の実施、医師の指示書に基づいた保護者との連携	
多賀城市	1. 取組を行った	職員全体で対応方法の確認、生活管理指導表の作成、活用、食事提供配膳までの3重チェック	
吉川市	1. 取組を行った	職員を対象にアレルギーに関する学習会、食物アレルギー症状への対応手順の確認	
千葉県	1. 取組を行った	事業所でマニュアルを作成、指定管理者への情報共有、給食申請時にアレルギーの有無を確認、家庭で食べたことのある食材の確認	
渋谷区	1. 取組を行った	アレルギー対応の仕様提示	
北区	1. 取組を行った	医師の確認と指示、代替食の利用	
練馬区	1. 取組を行った	ガイドラインの周知	
江戸川区	1. 取組を行った	アセスメント時に対応を保護者から聴取、アレルギー問診票の提出、ファイルに個人名を貼って対応	
立川市	1. 取組を行った	ガイドラインに沿ったマニュアルの作成、生活管理指導表によるアレルギー児の管理、食物アレルギー個別取り組みプランの作成、面談とそれに沿った対応	
武蔵野市	1. 取組を行った	除去食や刻み食等の提供	
日野市	1. 取組を行った	参考にしてマニュアル作成、緊急時の対応等フローチャート作成	
福生市	1. 取組を行った	保護者から聞き取りを行い、アレルギー除去食の提供	
西東京市	1. 取組を行った	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、アレルギー疾患生活管理指導表を作成、アレルギー対策の実施体制の構築	
多治見市	1. 取組を行った	利用面談時にアレルギーの聞き取り、治療法を含め服薬について聞き取り、ショックを起	

		こしたときの対応、緊急搬送先の確認、搬入先との情報共有	
岡崎市	2. 取組を行っていない		各事業所でガイドラインに基づき対応しているため。
安城市	1. 取組を行った	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応	
日進市	1. 取組を行った	5つのアレルゲンに関しては除去食を提供。	
田原市	1. 取組を行った	アレルギー疾患を有する子どもの把握、職員間での情報共有、安全に配慮した給食の提供	
名張市	3. その他		障害福祉室から児童発達支援センターへは行っていない
木津川市	1. 取組を行った	医師の診断と指示に基づく対応、年1回の以上のアレルギー状態の確認	
交野市	1. 取組を行った	職員内での研修実施	
阪南市	1. 取組を行った	ガイドラインに基づいて実施	
鳥取県	1. 取組を行った	生活管理指導表に基づく対応、対応マニュアルの作成	
伊佐市	1. 取組を行った	保護者からの入園児チェック表提出、面談後内容によって嘱託医に相談、嘱託医からの指示のも、主治医と連携	
那覇市	1. 取組を行った	給食事業者より食材が記載されている献立表を頂き、施設と双方で確認しアレルギー食の除去を行った。	
浦添市	1. 取組を行った	計画内において児童の特性に応じた対応の項目を設け、アレルギー対応食等の対応を記載し、指定管理者と事業者の契約に同様の内容を規定し取り組んでいる。	

<地方公共団体への質問>

**Q9. ※同一の地方公共団体内に、構造改革特区の特例措置（措置番号920）により3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている地方公共団体が存在している地方公共団体のみ**

3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立保育所と比較して、特に児童発達支援センターにおける外部搬入について効果があがった点又は課題となった点がありますか。効果又は課題があれば具体的にご記入ください。

また、もし課題が発生した場合、どのように対応していますか、具体的にご記入ください。

<ポイント>日進市と田原市が実施。効果として。公立保育所から外部搬入することによって、公立保育所と同等の給食が提供できる点が挙げられた。課題については回答がなかった。

<p>&lt;個別の回答&gt; ・日進市</p>	<p>&lt;効果&gt; 公立保育所から外部搬入することによって、公立保育所と同等の給食が提供できている。 &lt;課題&gt; — &lt;課題に対する対応&gt; —</p>
-------------------------------	--

<p>&lt;個別の回答&gt; ・田原市</p>	<p>&lt;効果&gt; 特になし &lt;課題&gt; 特になし &lt;課題に対する対応&gt; 特になし</p>
-------------------------------	--

<地方公共団体への質問>

**Q10. 外部搬入元の事業者は児童発達支援センター以外の他施設に、給食を提供していますか。している場合、搬入先をご記入ください。また、その場合、他施設と比較して児童発達支援センターに搬入する際のみ起こる問題点があるか。**

<ポイント>外部搬入元事業者が、児童発達支援センター以外にも給食を提供しているとする地方公共団体数は22。具体的なその他施設としては、保育園、幼稚園、小中学校、病院、障がい者施設、老人介護施設などが挙げられた。  
搬入にあたっての課題を挙げている地方公共団体数は1。課題として、メニューの内容が成人向けとなる点を挙げている。

認定地方公共団体	搬入先	児童発達支援センターへの搬入において生じる固有の問題点
名取市	幼稚園、保育所等	特になし
多賀城市	私立幼稚園、私立小学校、認定こども園	特になし
千葉県	保育園、幼稚園、小学校、中学校	特になし
渋谷区	私立保育園	—
北区	私立幼稚園、病院 等	特になし
練馬区	高齢者宅および高齢者施設等	メニュー内容が成人対応となる。
江戸川区	公立幼稚園、認可保育園、保育ママ	特になし
立川市	私立保育園・幼稚園など	—
武蔵野市	障害者施設等	特になし
日野市	高齢者宅や店頭販売	—
福生市	幼稚園、小学校	—
西東京市	幼稚園、産業給食	—
多治見市	公立保育園	—
岡崎市	老人介護施設等	—
安城市	公立保育園、認定こども園、小中学校	—
日進市	公立保育所	—
田原市	公立小学校、公立中学校、公立保育所、私立こども園	特になし
交野市	公立小学校、公立中学校	—
鳥取県	福祉型障害児入所施設、私立保育所	特になし
伊佐市	公立幼稚園、公立小学校、公立中学校	—
那覇市	福祉施設、私立保育所、学校	—
浦添市	幼稚園	—

<地方公共団体への質問>

Q11-1. 外部搬入の導入による費用節減額と、その内訳をご記入ください。特に、人件費の減少については、削減された人数についても記入ください。導入前後の直接的な比較が困難な場合は、現在の給食サービスを全て自園調理により提供した場合の想定と比較することにより回答ください。

<ポイント>20地方公共団体より回答があり、年間総額が約1.8億円の削減効果があった。そのうち、人件費が9割を占める。

<個別の内容>

	削減額の費目と内訳		
	費目	削減額	施設別内訳
多賀城市	人件費	400万円	
	調理器具等	40万円	
	光熱水費	60万円	
吉川市	設備費	1000万円	
	人件費	400万円	
北区	人件費	1482万円	
練馬区	人件費	700万円	児童発達支援センター1か所
江戸川区	人件費	4800万円	児童発達支援センター3か所
立川市	人件費	1200万円	
	光熱水費	10万円	
	需用費等	50万円	
武蔵野市	人件費(調理員)	218万円	6h×243日×@1,300×115%(社保)
	人件費(栄養士)	34万円	1h×243日×@1,400
福生市	人件費	600万円	
西東京市	人件費	203万円	
多治見市	人件費	200万円	
岡崎市	人件費	492万円	児童発達支援センター2か所
安城市	人件費等	391万円	児童発達支援センター1か所

日進市	人件費	600万円	児童発達支援センター1か所
木津川市	人件費	800万円	児童発達支援センター2か所
交野市	人件費	600万円	児童発達支援センター1か所
	工事費	200万円	
	備品費等	90万円	
阪南市	人件費	400万円	
鳥取県	委託料	17万円	
	人件費	267万円	
伊佐市	人件費	631万円	
那覇市	人件費	300万円	
	光熱費等	20万円	
浦添市	人件費	784万円	
合計		18,389万円	

	職員の純減数	
	施設名	純減数
多賀城市	児童発達支援センター	2人
北区	北区立児童発達支援センター	2人
練馬区	こども発達支援センター	1人
立川市	立川市ドリム学園	3人
武蔵野市	武蔵野市立みどりのこども館	1人
西東京市	西東京市児童発達支援センターひいらぎ	1人
多治見市	多治見市児童発達支援センター	1人
安城市	サルビア学園	1人
日進市	日進市子ども発達支援センター	2人
木津川市	相楽児童発達支援センター	2人
交野市	児童発達支援センター	2人
伊佐市	児童発達支援センター	2人
那覇市	児童発達支援センター	1人
合計	合計	21人

**Q11-2. 本特定事業の認定以降、サービスの向上（開園時間の延長、児童への処遇の向上など）を図る取組を行っていただければ、当該取組に係る予算額等のコストも含め具体的に記入ください。特に、雇用の増加を伴う場合は、増加人数についても記入ください。また、当該取組と、Q11-1で回答した節減分との関係が明らかである場合は、その関係について具体的に記入ください。**

＜ポイント＞8 地方公共団体で、サービスの向上を挙げており、経費削減によって得られた資源により保育士等を基準以上に配置し、療養サービスを提供している事例や、開園時間の延長を行っている事例もあった。

認定地方公共団体	効果
多賀城市	経費削減によって得られる資源により保育士等を基準以上に配置し、療養サービスを提供できており、療養支援に対する保護者の満足度も非常に高い。 また、栄養士や調理員を直接雇用しないだけでなく、調理以外の洗浄、殺菌、保管など自施設での設備管理の労力も軽減され、より手厚い利用者の支援につながっている。
西東京市	児童への支援の向上
岡崎市	アレルギー代替食の提供で、食物アレルギー児を受け入れる事が出来た。
木津川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援における指定基準を上回る児童指導員等を確保し、利用児童1名に対し1名の指導員を配置し、個別療育体制によるきめ細かなサービス提供を行っている。</li> <li>専門職における相談支援の充実、ペアレントトレーニングやソーシャルスキルトレーニングなどの専門的支援の実施。</li> <li>本来自園調理に必要な栄養士や調理士の代わりに臨床心理士や言語聴覚士を雇用が可能となり、各種専門的支援の実施が可能となった。</li> </ul>
交野市	開園時間の延長
伊佐市	パートだった保育士や児童指導員をフルタイム月給制に変更し、支援の充実と処遇改善を図ると共に、親子教室事業への協力もできるようになった。
那覇市	県内事業所の搬入により、地域産業の育成・振興が図られていると考えている。

浦添市	より療育業務に注力する取り組みを行っている。自園調理により提供した場合の想定と比較すると1クラス分の対応が可能となっている。
-----	--

<地方公共団体への質問>

**Q12. 本特定事業の実施により、地域への波及効果はありましたか（地域産業の育成・振興、地産地消の推進等）。具体的にご記入ください。**

<ポイント>地産地消の推進に寄与。

認定地方公共団体	波及効果
名取市	運営効率化により人的資源を療育等の充実に充てられることから、市の障がい児支援の中核機関としての役割を發揮できる。
多賀城市	経費削減によって得られる資源により保育士等を基準以上に配置し、療育サービスを提供できており、療育支援に対する保護者の満足度も非常に高い。 また、栄養士や調理員を直接雇用しないだけでなく、調理以外の洗浄、殺菌、保管など自施設での設備管理の労力も軽減され、より手厚い利用者の支援につながっている。
吉川市	当発達センターで給食を提供している児童は、1日当たり5～6名であり、地域産業の育成や振興にまでは及ばない。
江戸川区	児童発達支援センターと給食業者を分離することによる雇用の創出 小規模施設での療育が実施となることで、身近な拠点における療育の場を拡充 身近な場で療育を提供できる、地域の中核的な施設を担っている
立川市	市内事業所に弁当給食事業を依頼することによる経済効果は僅かですがあるかと思いません。
福生市	地域経済の活性化
岡崎市	児童発達支援センターの設置数が増加したことで、身近な地域における療育事業が拡大し、早期療育・早期支援が推進した。給食搬入業者が市内事業所であるため、地域産業の振興につながった。
安城市	児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入方式を実施したことで、地元で生産される食材の更なる需要を喚起し地場産業の振興と地産地消の推進に寄与した。
日進市	地産地消の推進
名張市	児童発達支援センターは1か所であるため利用児童のみの状況での地域への影響はあまりない。
木津川市	京都府相楽圏域を支援対象とし、地域における発達支援の課題解決に向けた取組みや事業を随時実施している。特に保育園や障害児通所施設、小中学校と連携した支援を行うことで、インクルージョンの推進を図っている。
伊佐市	児童発達支援センターの人員体制が厚くなったことで、地域の子育て支援事業への協力を得やすくなった。

<施設の所長への質問>

**Q13. 給食の外部搬入を行っている施設の概要**

<ポイント>外部搬入事業者について、民間事業者が23施設、給食センターが4施設、障害福祉サービス事業者が1施設、保育所・こども園が4施設となっている。通所時間や支援内容等を踏まえ、給食を提供。

認定地方公共団体	施設名称	外部搬入事業者	登録児童数	給食提供児童数	うち給食提供に配慮が必要な児童数	1日あたり通所児童数	職員数
名取市	なとり児童発達支援センター	民間企業	48	7	1	30	15
多賀城市	多賀城市児童発達支援センター	民間企業	20	20	1	20	35
吉川市	吉川市こども発達センター	公立保育所	31	7	7	7	11
千葉県	鎌ヶ谷市こども発達センター	民間企業	25	18	5	12	31
	浦安市こども発達センター	民間企業	49	25	8	30	23

	印西市立子ども発達センター	民間企業	67	27	11	19	20
渋谷区	渋谷区障害者福祉センター代々木の杜	民間企業	53	29	2	25	15
北区	北区立児童発達支援センター	民間企業	62	26	10	30	23
練馬区	練馬区立こども発達支援センター	民間企業	112	4	4	32	19
江戸川区	江戸川区発達相談・支援センター	民間企業	126	4	4	32	32
	江戸川区篠崎児童発達支援センター	民間企業	116	18	0	40	52
	江戸川区葛西児童発達支援センター	民間企業	110	40	7	25	27
立川市	立川市ドリーム学園	民間企業	25	22	2	25	19
武蔵野市	武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館	民間企業	20	20	1	20	18
日野市	日野市発達・教育支援センター	民間企業	41	29	2	29	35
福生市	児童発達支援センター	民間企業	30	30	1	9	13
西東京市	児童発達支援センターひいらぎ	民間企業	91	14	0	30	42
多治見市	多治見市児童発達支援センター	公立保育園	168	34	5	50	26
岡崎市	こども発達支援センターむつみ	民間企業	37	37	5	32	36
	児童発達支援センターきらら	民間企業	58	27	27	19	17
安城市	安城市立サルビア学園	給食センター	49	48	7	49	34
日進市	日進市子ども発達支援センターすくすく園	公立保育所	151	117	15	60	49
田原市	児童発達支援センター	給食センター	12	12	1	6	17
名張市	児童発達支援センターどれみ	民間こども園	51	38	38	20	15
木津川市	相楽児童発達支援センター	民間企業	50	17	1	10	11
交野市	交野市立児童発達支援センター	給食センター	64	46	12	26	23
阪南市	阪南市立たんぼぼ園	民間企業	70	15	8	24	25
鳥取県	鳥取県立中部療育園	福祉型障害児入所施設	26	7	0	20	17
	鳥取県立鳥取療育園	民間企業	13	6	3	5	25
伊佐市	伊佐市子ども発達支援センターたんぼぼ	給食センター	54	56	16	30	17
那覇市	那覇市こども発達支援センター	民間企業	15	4	4	4	22
浦添市	浦添市児童発達支援センターたんぼぼ	民間企業	97	17	0	19	14
<p>●給食を提供していない児童がいる場合その理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名取市 個々の食事状況が異なる(偏食等)ため、希望する方が少ない。</li> <li>・吉川市 外国籍のお子さんで、文化や宗教により、食べられるものに制限があるため、給食を提供していない。</li> </ul>							

・千葉県	食事提供が必要ない時間帯利用の児のため、アレルギーかつペースト状離乳食の児のため。家庭以外の場所で食事をとることへの不安が強く給食の場への拒否がある。
・北区	食事提供が必要ない時間帯利用の児のため。
・立川市	エビペン使用1名は弁当持参、経口摂取ができない胃ろう2名は注入液持参
・安城市	ビーガン（動物性の食品や製品を一切摂取または使用しないライフスタイル）。
・名張市	障害特性上、食べられる食材が特定されているため、「食べられるもの」を家庭より持参してもらっている。
・木津川市	食事提供が必要ない時間帯利用の児のため
・交野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食を導入しているため、食材・硬さ等から給食の提供は2歳児からとしている</li> <li>・2歳児の1人は、胃ろうのため、給食提供はなし</li> <li>・午後から通園している児童は、並行通園のため、昼食を済ませてから登園</li> </ul>
・鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が希望していない。（外部搬入の影響はない。）</li> <li>・胃ろう等での経管栄養の児童であるため（4人）</li> </ul>
・那覇市	給食提供の曜日を固定しているため（週1回）

#### <施設の所長への質問>

**Q14. 「児童発達支援ガイドライン（令和6年7月改訂）」では、「設置者・管理者は、食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えとともに、保護者と協力して適切な配慮に努めることが必要である。」とされている。これを踏まえた対応について。**

**<ポイント>実施するすべての施設において、ガイドラインを踏まえた対応が取られており、自己評価の実施、公表も行われている。**

認定地方公共団体	対応状況	対応方法等	自己評価の実施業況
名取市	1. 対応している	医師の指示書の共有、保護者面談の実施	1. 自己評価を実施し、公表もしている
多賀城市	1. 対応している	利用者へのアレルギー等聞き取り調査、アレルギーがある場合は医師の指示書等提出依頼、給食業者へのアレルギー食個別対応依頼	1. 自己評価を実施し、公表もしている
吉川市	3. その他	現在、アレルギー対応が必要な子どもが通所していないため、対応していない。	
千葉県	1. 対応している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任と看護師による保護者からの聞き取り</li> <li>・医師による指示書の提出依頼</li> <li>・業者との打合せ、</li> <li>・対応食のある乳、卵、エビ・カニについては除去食を提供。</li> <li>・除去対応ができない場合には弁当持参</li> </ul>	1. 自己評価を実施し、公表もしている
渋谷区	1. 対応している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材チェック表を保護者が記入</li> <li>・主治医の生活管理表の提出</li> <li>・栄養士と保護者、管理者での面談</li> <li>・アレルギー個別取り組みプラン作成</li> </ul>	1. 自己評価を実施し、公表もしている
北区	1. 対応している	・医師による診断及び指示、代替食の利用	1. 自己評価を実施し、公表もしている
練馬区	1. 対応している	ガイドラインに基づいて給食マニュアル（給食手順書）を作成している。	1. 自己評価を実施し、公表もしている
江戸川区	1. 対応している	アセスメント時に保護者様より聴取、アレルギー除去食の提供、職員にわかるよう個別ファイルにラベルを貼る	1. 自己評価を実施し、公表もしている

立川市	1. 対応している	外部搬入業者への発注の確認、アレルギー対応に関する確認	1. 自己評価を実施し、公表もしている
武蔵野市	1. 対応している	主治医からの指示書に基づき、保護者に確認の上、除去食を提供している。	1. 自己評価を実施し、公表もしている
日野市	1. 対応している	マニュアルの作成 委託先と相談・打合せ 職員への周知	1. 自己評価を実施し、公表もしている
福生市	1. 対応している	保護者から聞き取りを行い、アレルギー除去食を提供。	1. 自己評価を実施し、公表もしている
西東京市	1. 対応している	アレルギー疾患生活管理指導表（医師診断書）に基づきアレルギー面談を実施	1. 自己評価を実施し、公表もしている
多治見市	1. 対応している	搬入元の保育園で対応しているアレルギーについては対応できる	1. 自己評価を実施し、公表もしている
岡崎市	1. 対応している	外部委託との情報共有、栄養士、看護師管理者でマニュアル作成、献立内容の確認と代替食の確認、提供前に配膳員とクラス担任で口頭及び指差し確認	1. 自己評価を実施し、公表もしている
安城市	1. 対応している	献立に応じて当該児だけ自宅から代替食を持参、量の加減や品目の除去	1. 自己評価を実施し、公表もしている
日進市	1. 対応している	5つのアレルゲンに関しては除去食を提供	1. 自己評価を実施し、公表もしている
田原市	1. 対応している	医師の指示書に基づき対応、除去食の提供	1. 自己評価を実施し、公表もしている
名張市	1. 対応している	除去食の提供、栄養士による保護者面談や栄養指導	1. 自己評価を実施し、公表もしている
木津川市	1. 対応している	食事提供対象児童の保護者へアレルギーの有無を書面にて確認後、アレルギーがある児童については医師の診断書を提出いただく。診断書をもとに給食提供委託事業者へ対応の可否を確認の上、除去食の提供により対応している。	1. 自己評価を実施し、公表もしている
交野市	1. 対応している	事前にアレルギーの有無の確認、アレルギー除去食の提供、食事中、他児とのテーブルの距離を空ける、保護者の目の前で、除去食の配膳、アレルギー除去食の受け取り確認	1. 自己評価を実施し、公表もしている
阪南市	1. 対応している	当施設で調理をしていないこと、除去が必要な児童がいないことで取組まではしていない。利用開始時の児童の状況を全体周知はしている。	1. 自己評価を実施し、公表もしている
鳥取県	1. 対応している	アレルギーについて書面で確認し、アレルギーがある場合は医師の指示書（生活管理指導表）を提出。生活管理指導表に基づき、アレルギー対応が必要な場合は、都度協議し代替食で対応	1. 自己評価を実施し、公表もしている
伊佐市	3. その他	食物アレルギーの子どもの利用は最近はない。過去に該当児童が通園したときには、保護者が強く弁当を持たせることを希望したため、保護者の意思を尊重している。おやつについては、除去食や制限食で対応していた。対応は可能。	
那覇市	1. 対応している	医師の指示書を基にアレルギー対象食品の除去食を提供するよう依頼した。	1. 自己評価を実施し、公表もしている
浦添市	1. 対応している	アセスメント、本人支援（個別支援計画の作成）、モニタリング、家族支援（保護者との面談）、移行支援（保育園との情報共有）	1. 自己評価を実施し、公表もしている

<施設の所長への質問>

**Q15. 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」を参考に、取組を行ったか。**

<ポイント>実施するすべての施設において、ガイドラインを踏まえた対応を行っている。また、代替食等の対応を行えないアレルギー児には、給食でなく弁当持参としているところもあった。

認定地方公共団体	対応状況	対応方法	対応していない理由
名取市	1. 取組を行った	職員向け研修の実施、医師の指示書に基づいた保護者との連携	
多賀城市	1. 取組を行った	職員全体で対応方法の確認、生活管理指導表の作成、活用、食事提供配膳までの3重チェック	
吉川市	1. 取組を行った	職員を対象にアレルギーに関する学習会、食物アレルギー症状への対応手順の確認	
千葉県	1. 取組を行った	給食申請時にアレルギーの有無を確認、アレルギー疾患を有する子どもについて全職員で把握・共有、マニュアルを作成、家庭で食べたことのある食材の確認	
渋谷区	1. 取組を行った	保育園給食の業者に委託しており業者のガイドラインに沿って取り組んでいる。	
北区	1. 取組を行った	医師により確認と指示、代替食の利用	
練馬区	1. 取組を行った	生活管理指導票の活用	
江戸川区	1. 取組を行った	アレルギー対応問診票、除去申請書を提出していただく、エピソード研修、救急救命講習、アレルギー食対応	
立川市	1. 取組を行った	職員間でのアレルギー対応他、危機管理マニュアルの共有	
武蔵野市	1. 取組を行った	主治医からの指示書に基づき、保護者に確認の上、除去食を提供している。	
日野市	1. 取組を行った	マニュアル作成、緊急時のフローチャート様式等作成、関係職員との共有、研修の実施	
福生市	1. 取組を行った	保護者から聞き取りを行い、アレルギー除去食を提供。	
西東京市	1. 取組を行った	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、アレルギー疾患生活管理指導表を作成、アレルギー対策の実施体制の構築	
多治見市	1. 取組を行った	利用面談時にアレルギーや治療法を含め服薬の聞き取り、ショックを起こしたときの対応、緊急搬送先の確認、搬入先との情報共有	
岡崎市	1. 取組を行った	外部搬入の為、ガイドラインとのすり合わせ、施設にあったマニュアルの作成	
安城市	1. 取組を行った	アレルギー児の代替食を持ち込んだ場合のフローチャートの作成、アレルギー対応マニュアルの作成（誤飲、誤食の場合）、職員研修、用務員と担任・主任保育士による個別調理検討	
日進市	1. 取組を行った	5つのアレルゲンに関しては除去食を提供	
田原市	1. 取組を行った	給食では使用しない食材と位置づけている	
名張市	1. 取組を行った	除去を意識した献立、センターで初めて食べる食材を避ける、食札・食事形態の明確化と食器、献立食材の保護者とのダブルチェック	
木津川市	1. 取組を行った	医師の診断と指示に基づく対応、年1回の以上のアレルギー状態の確認	
交野市	1. 取組を行った	職員内での研修実施、給食マニュアル作成、家で食べたことのない食品の提供は避ける、アレルギーの検査結果を確認	
阪南市	1. 取組を行った	当施設で調理をしていないこと、除去が必要な児童がいないことで取組まではしていない。利用開始時の児童の状況を全体周知はしている。	
鳥取県	1. 取組を行った	生活管理指導表に基づく対応。	

伊佐市	1. 取組を行った	保護者からの入園児チェック表提出、面談後内容によって囑託医に相談、囑託医からの指示のもと、主治医と連携
那覇市	1. 取組を行った	医師の指示書を基にアレルギー対象食品の除去食を提供するよう依頼した。
浦添市	1. 取組を行った	外部搬入業者との契約、業務仕様書において必要時個別支援計画を立案し、アレルギー対応を実施するよう取り組んでいる。

<施設の所長への質問>

**Q16. 本特例措置による給食の外部搬入方式については、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図ること等が求められているが、貴施設としては、これらを実現するため、どのような取組を行っているか。**

<ポイント>マニュアルの作成、外部搬入事業者と協議できる態勢の整備など。

認定地方公共団体	取組内容
名取市	マニュアルやガイドラインの作成、職員の研修、外部搬入事業者への指示、アレルギー対象児の見える化（職員室内に園児写真とアレルギー掲示）
多賀城市	アレルギー対応に対し、外部搬入事業者への指示を行っている。対応食についても職員が取り違えないように、個人名と〇〇アレルギーと記載していただき、職員がわかりやすいように対応して頂いている。
吉川市	外部搬入業者を交えて給食に関する会議を開催、職員の学習会
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの作成</li> <li>・自園での汁物調理・提供</li> <li>・搬入後に特性に応じた再調理・加工の実施</li> <li>・職員会議及び研修</li> <li>・食育に関しては、保護者を対象に食に関する情報提供や学習会を実施している。</li> </ul>
渋谷区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー対応マニュアル作成</li> <li>・業者の栄養士との月1回の会議。摂食の様子や食材のかたさや大きさ等について話し合う。</li> <li>・STによる摂食機能評価と食形態の評価の実施</li> </ul>
北区	マニュアル・ガイドラインの作成、外部搬入事業者への指示
練馬区	マニュアルの作成
江戸川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と日々の連絡帳や定期的な面談を通して、日々の食事について共有を行っている</li> <li>・外部搬入の食事提供について、きざみや温め、偏食、宗教食など個別の対応について必要な場合はそれぞれの手順書を作成している。</li> <li>・数か月に1度言語聴覚士、半年に1度歯科医師による食事場面のアセスメントと職員へのFBを行っている。</li> <li>・食育の研修を、保護者様や職員に対して法人内所属の食育・栄養アドバイザーに依頼して実施。</li> </ul>
立川市	職員間でのアレルギー対応他、危機管理マニュアルの共有
武蔵野市	アレルギー除去申請書・医師の指示書の提出を含めたマニュアルの作成。食形態に応じた摂食指導の外部研修への職員参加。外部搬入事業者との打合せを実施し、アレルギー対応の確認。
日野市	マニュアルの作成 委託先と相談・打合せ 職員への周知
福生市	外部搬入事業者への指示
西東京市	職員への研修を実施
多治見市	職員の研修（摂食指導について）搬入元の保育園（調理師含む）との給食管理についての会議、保育園の管理栄養士からの指導等
岡崎市	外部搬入をしてもらえる業者が限られ、さらに児童発達施設への給食提供が初めてであった為、委託料の中でのできる事・できない事の確認を何度も話し合いました。日々提供されてくる味付けや食材のカットなど毎月報告書を作成し、改善等をはじめ障がい特性を理解していただく努力はしています。
安城市	アレルギー児の代替食を持ち込んだ場合のフローチャートの作成、アレルギー対応マニュアルの作成（誤飲、誤食の場合）、職員研修、用務員と担任・主任保育士による個別調理検討
日進市	・公立保育園の栄養士が献立を立てているが、当センターの栄養士も献立検討会に参加し、意見を述べている。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当センターの栄養士は、給食時間に全クラスを巡回し、全児童の摂食状況を確認している。</li> <li>・公立保育園の給食センターにて調理を行うが、当センターの調理員も派遣して、一緒に料理を行っている。</li> </ul>
田原市	アレルギー対応児がいた場合の対応マニュアル作成、対応について会議を開き職員で情報共有、必要に応じて刻み食（過去にはペースト食）対応、保護者・職員の食事についての研修の実施
名張市	毎月給食会議を実施し、利用児の状況を共有 言語聴覚士等による口腔機能のアセスを行い、食事形態の見直し 栄養士による栄養指導等家族や職員に向けて定期的にアナウンス（栄養士だよりの発行）
木津川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育推進計画や市が策定している「第二次すこやか木津川21プラン～健康増進計画・食育推進計画」を基本とし、利用児の発達状況や障がい特性に応じた対応を行っている。</li> <li>・衛生管理マニュアルを作成し、センター職員並びに外部搬入事業者と共有の上、調理から提供までの管理・運営について適切に対応できる体制を構築している。</li> </ul>
交野市	マニュアルの作成、職員の研修、児童の咀嚼・嚥下機能に配慮した加工、給食の写真を児童に提示
阪南市	現在契約している業者はアレルギー除去食に対応しているが、その他の配慮は行っていない。これまで問題やトラブルはなく、提供人数も少ないため、食事介助が必要な児童には保育士等が対応している。利用開始前には保護者へ給食弁当の説明を実施している。食育の観点では十分とは言えない面もあるが、現状では「食べる楽しさ」や「苦手なものを克服する取り組み」を可能な範囲で行っている。
鳥取県	外部事業者との委託契約の仕様書に記載、外部事業者との定期的な会議を開催。
伊佐市	市立学校給食センターであり、児童発達支援センターも市立のため十分に連携が行える。給食センター会議に参加し、職員研修も実施。
那覇市	ガイドラインを作成し、職員研修を実施している。また、障がいの特性等に応じた食事やアレルギー対応について外部搬入事業者に対し指示している。
浦添市	外部搬入業者に対しては、給食職位品発注指示書を用いて双方で確認を行っています。

＜施設の所長への質問＞

**Q17. 給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点での「メリット・効果」、「悪くなった点」について**

＜ポイント＞支援に人と時間を使うことができる、就学後の給食形態を当園利用時から経験でき、就学後の給食がスムーズに受け入れられるなどの効果が挙げられている。一方、外部搬入できる給食業者の選択肢が少ない、食事加工やアレルギー食への対応が学校の基準に準じて実施するほかないなどのデメリットが挙げられている。

認定地方公共団体	メリット・効果	悪くなった点
名取市	栄養士採用工数の削減。費用面。	
多賀城市	栄養士や給食を作る職員の配置がないので、人件費を抑えることができている。	
吉川市	児童発達支援事業所から児童発達支援センターとして開設することができた。	
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厨房設備の未設置によるスペースの転用</li> <li>・委託制度導入によるコストカット</li> </ul>	
渋谷区	食べられる食材が増えた、かじり取り等の練習ができるなど。給食があることで当施設を選ぶ利用者もいた。	配膳は職員が行っているが、人手が足りず休憩を取りにくい。
北区	効率的な人員配置	
練馬区	外部搬入により給食サービスが提供できることにより、支援時間を延ばしたクラス設定ができた。	
江戸川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食メニューのバリエーション増加</li> <li>・業務の簡素化</li> <li>・設備が簡易でも運用可能</li> <li>・管理栄養士等を配置しなくても良いのでその分指導員に予算を分配できる</li> <li>・安全性の高い食事が提供可能</li> <li>・アレルギーや嚥下機能に合わせてメニューを選択できる</li> </ul>	

	・同じようなメニューが多いので、子どもの体調変化や食事量の変化、偏食の程度などがわかりやすい。	
立川市	給食準備にかかる時間	
武蔵野市	児童発達支援事業から児童発達支援センターへ移行するために特区認定を受けている。児童発達支援事業を実施していた頃と同様の方式である外部搬入を継続できたことでセンターへの移行がスムーズであった。	
日野市	給食サービス以外に関しては因果関係があるのか分からない。でも利用児保護者は楽になったと思う。	
福生市	人件費の削減	
西東京市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設的に給食設備を設置できる環境ではなく、給食がネックでセンターの認可が難しい状況だった。外部搬入が認められたことで、センターを開設することができ、事業を拡大できたことで支援の幅が広がった。</li> <li>・保護者の負担の軽減につながった。</li> <li>・保育の必要な児童の利用がしやすくなった。(弁当持参でなくなったため)</li> <li>・外部搬入実施によって、施設運営面等悪くなった点は特にはない。</li> </ul>	
多治見市	お弁当ではわからない給食での姿を見ることができて、家庭支援の質が向上できた	給食費の徴収手続きの煩雑さ
岡崎市	昨年よりご飯がやわらなくなった。昨年より味が美味しくなった。野菜がたくさん使われている。いろいろなメニューがある。	<p>ご飯が団子のように固まっている日がある。野菜が固まっている日がある。</p> <p>味付けが大人。デザートが少ない。子ども向けのメニューではない日が多い。</p> <p>ご飯に焦げがあり、固まっている。</p>
安城市	食材発注等に係る事務軽減、調理時間の活用、個別調理に必要な時間の確保	急な子どもの欠席でも食数の変更に対応できない
日進市	比較困難	
田原市	施設に対する直接的な効果は特にはないが、家庭では経験できない様々な食材に触れられるなど児童にとってのメリットはある	
名張市	こども園の給食を提供することで同年代の摂取カロリーがとれ、アレルギー食や離乳食の対応が可能	
木津川市	調理に係る設備、人件費を抑制できたことで、児童発達支援では指定基準を上回る保育士等を配置し、児童1名に対し指導員1名が対応する個別療育を実施し、きめ細かなサービス提供を行っている。また、心理士や保健師を配置でき、専門的な相談支援を実施している。	
交野市	保護者の負担軽減。家以外の食事を食べるという課題には取組やすくなった	感覚過敏の児童が多いため、完食することが難しく、残食が多い。搬入時間が、遅くなる時がある。
阪南市	前管理者から外部業者を引き継いでおり、体制に変化はない。業者が給食を搬入してくれるため、職員は児童への支援に集中できる点が良い。	
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの搬入であっても、温冷は配膳車により温かい食事を提供できている。</li> <li>・輸送も丁寧で、これまでと変わらず安心安全に提供できている。</li> <li>・幼児食も都度の細かい要望にも配慮していただいている。</li> </ul>	
伊佐市	児童指導員、保育士の雇用環境が良くなったことで、職員の定着が図られ、安定した支援につながっている。	

那覇市	・利用児童の増加	
浦添市	・偏食で困っている児・保護者に対し、給食を取り入れることで食へのこだわりが軽減されるようになり、食べられる食材が増えたこと。	

<施設の所長への質問>

**Q18. 本特定事業における適用の要件や手続きの問題について**

<ポイント>衛生管理態勢に関するマニュアル化や責任者の配置の明確化等の要件を盛り込んで欲しいこと。

<個別の回答>

- ・名取市 児童発達支援の場合、児童の出席が安定しない。その場合、園内調理だと管理がとても大変になるため、外部搬入の方が在庫の管理がしやすい。
- ・交野市 認定までに時間がかかるため、早期に申請の準備をしなければならない
- ・那覇市 認定までの期間を短縮して頂きたい。

<施設の所長への質問>

**Q19. 本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案について**

<ポイント>他の市町においては、給食センターからの搬入が行えないこと。

<個別の回答>

- ・吉川市 通所している児童は、極度の偏食があったり、食器具の使用が困難だったり、座ってられないなどほぼ1対1で食事介助をしている。食習慣の重要性を認識しているからこそ、給食の外部搬入を行っているが、自事業所での調理でないため、食事提供加算の算定ができない。食事を提供している時点で食事提供加算の算定を認めていただきたい。
- ・浦添市 ・調理開始から食事の提供される時間の緩和

<施設の児童指導員又は保育士への質問>

**Q20. 給食業務の外部搬入の実施による「良くなった点」、「悪くなった点」について**

<ポイント>良くなった点として、お弁当から給食になったことで保護者の負担軽減になった、調理のための作業が少なくなり効率的になった、児童にとって経験のなかった食材にも挑戦できる機会になったなどが挙げられている。一方、偏食が強い子には厳しい時間となった、それぞれの食形態に合わせられない面があるなどの課題も指摘された。

認定地方公共団体	良くなった点	悪くなった点
名取市	・センター職員で管理する工数が減った。 ・委託先に任せられる点	毎日の搬入の手間
吉川市	給食を提供し、根気よく支援することで児童の食の幅が広がる。小学校入学に向けて、給食を食べる練習ができる。	
千葉県	・家庭から持参をしなくなり、楽になった。 ・皆で同じものを食べることで、食の幅が広がった。 ・児と同じものを食べることで、苦手な味や食の好みが見つかりやすい。 ・食べなかったものを食べられるようになった。保護者が弁当を作る負担が減った。	・野菜が少ない。 ・味が濃い。 ・年齢に合った量になっていない。 ・冷たい。 ・美味しくない。 ・値段が高い。 ・児には食べにくいのではないかとメニューがある。 ・食形態に限りがある。
渋谷区	・友達と同じものを食べているので良い影響を受けて食べられる食材が増えた。	・食具や皿等が同じものであるため、個々に合わせた工夫が少なく

		なっているように思う。(支援者側の課題でもあるが)
北区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅では単一食品しか食べられなかった児童が毎日少しずつ食べられる食品が増えた。</li> <li>・ 毎日メニューが違うため、児童は喜んで食べるようになった。</li> <li>・ 児童が自宅での食べるメニューが増えた。</li> <li>・ 友達と同じメニューなので、友達が食べる姿を見ることで意欲が出て、食べられる品目が増えた。</li> <li>・ 最初から一口大のため、配膳基準や食事介助がしやすい。</li> </ul>	
練馬区	<p>以前は、各自弁当持参であったが、児童皆が同じメニューの食事を提供できる。 児童の食材への反応が見やすい。児童にあった食形態について、保護者とやり取りできる。</p>	
江戸川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備が簡素化された。衛生面、安全面（アレルギー対応など）が担保された</li> <li>・ 様々な食材に触れられる機会が増えた点。アレルギーの配慮がされている点。</li> <li>・ お弁当の持参がなくなって、保護者の負担が少なくなった。</li> <li>・ 保護者の方たちがお弁当を作らなくて助かっている</li> <li>・ 弁当持参による保護者の負担軽減。児童が多様な食材に触れることができる。就学に向けて一斉に給食を食べる練習ができる。一律に児童に提供できるため職員の負担軽減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミが増えた(家庭から持ってきてもらっていた際は、食べ残しも含め全て持ち帰りだったため)</li> <li>・ お弁当の量が少なく感じる。偏食があり給食を食べられない児童がいる。</li> <li>・ 子どもが食いつくようなメニューが少なく、渋い。全員がアレルギー食(卵・乳除去)対応なため、和食中心のメニューが多く、子ども好きなメニューがでないこと。</li> <li>・ 栄養やアレルギー配慮があるお弁当なのは分かるが、和風(大人が好むような薄味や見た目)なため、子どもたちの食いつきが悪い。</li> </ul>
立川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1食分の予備食が確保できるようになった。</li> <li>・ 献立の食材がわかりやすくなった。</li> <li>・ おかずの品目が増えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1食分の量としては減少した。</li> </ul>
日野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々なものを食べる機会がある。</li> <li>・ みんなと同じものを食べていると食べられる子もいる。</li> <li>・ 何が食べられるか、苦手かを職員が知ることができる。</li> <li>・ その年齢の適量を知ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偏食が多い子は食べられないものも多い。</li> </ul>
西東京市	<p>保護者の負担軽減につながった。家庭で食べられないものを食べる機会が持てた。友達と同じものを食べることで、食への意識づけになる子もいた。</p>	<p>個々に合わせて食材を変化させるなど、偏食の状況に合わせられないことで指導がしにくい面がある。食べきる見通しが持ちにくい。</p>
多治見市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園での給食がイメージできる</li> <li>・ 園と同じ内容の食事を提供でき、給食の形態に慣れることにつながっていると思う</li> <li>・ 園と同じ給食を食べられるので、園の先生との話も共有できるようになった。</li> <li>・ 弁当を持参していたときは、生活リズムから作るのが難しいケースもあったためそれが解消できた。</li> <li>・ 公立の保育園と同じなので、家と違った味付けや硬さなどの食べ具合を共有することができた</li> <li>・ 就園に向けて給食に慣れることができる</li> </ul>	<p>曜日が固定になるので肉・魚等同じ食材になりやすい 特にな 家庭での食事が見えづらくなった (お弁当を持参していた保護者)</p>
岡崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お弁当を作る保護者の負担が減った</li> <li>・ 給食なので、他児と同じものを食べることで、他児への興味が増えた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 偏食のあるお子さんは、副菜によっては白いご飯しか食べられない日がある</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他児が食べている様子を見て苦手な物を食べてみようとする児が増えた</li> <li>・お弁当では使用しない様々な食材に触れることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たくさん食べるお子さんと量的に少なく、余分におにぎりやデザートを持ってくることがある</li> </ul>
安城市	事務量減、調理員確保不要、施設設備の保全不要	出来立てを提供できない、調理工程の香りの刺激がない、調理員が給食の様子を見られない、給食の評価を伝えにくい
名張市	職員が給食業務をすることはなく、外部搬入することにより安全かつ栄養等の管理がされていること。	
木津川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食提供の実績が無かったことから、児童発達支援センター化に合わせて給食提供を実施することに不安があったが、外部搬入によりスムーズに食事提供ができていていると感じる。</li> <li>・調理や管理に手をとられない事で、療育支援に注力することができる。</li> </ul>	
交野市	保護者の負担が減る。子どもによって何が苦手なのかわかりやすい。	学校給食のため、幼児向きではない。よく噛まないといけなものが多い。子どもの好きな肉のおかずの量が少ない。給食の準備に人手が取られる。残食が多い。硬くて刻んだりする必要がある。
阪南市	外部業者を引きついでいるので体制に変化なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一口大等の加工について、あらかじめサイズの詳細な調整の打ち合わせが必要</li> </ul>
伊佐市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤の職員が増え、支援が充実した。</li> <li>・献立表だけでなく食育につながる一口メモが載っていて、保護者にも食育情報を提供できている。</li> <li>・過敏な子どもたちの小学校へ入学後の給食問題が起こらなくなった。</li> </ul>	
那覇市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供の仕方など親へのアドバイスがしやすくなった。共有しやすい。</li> <li>・『給食の時間』を作ることができてよかった。食事の姿、様子が見られるようになった。</li> <li>・家族以外と同じものを食べる雰囲気、挑戦しようとする意欲が出てきた。</li> <li>・一緒に食事を摂っている他児を見ることで刺激になっている。</li> <li>・食事の形態を工夫してくれている。</li> </ul>	
浦添市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭料理とは違い。より園での給食に近いので、園での給食を想定して給食支援をすることができる。</li> <li>・メニューが豊富で沢山の野菜が使われている。</li> <li>・普段食卓には並ばない種類のおかずが提供される事で子どもたちにとってもよい、きっかけになる。</li> <li>・施設的环境上、料理することが出来ないため、ケイタリングという形がとれて助かる。</li> <li>・注文数もあまり多くなく、週1回のみ利用だが、安価で心よく引き受けてくれるので助かる。</li> <li>・当日の注文数の変更にも対応してくれて助かる。</li> <li>・栄養バランスの良い食事が提供できること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理時間から提供までの時間の関係で食事の提供時間が難しい。</li> <li>・提供時間が早くなり、昼食時間として早めになってしまう。</li> <li>・子どもが好きなハンバーグなども出してほしい。</li> <li>・もう少し、バリエーションがあるといい。(子供向きなメニュー)</li> <li>・給食スタート時間が少し早すぎる。</li> </ul>

<児童の保護者への質問>

**Q21. 給食業務の外部搬入の実施による「良くなった点」、「悪くなった点」について**

<ポイント>良くなった点として、色々な種類のおかずが出て良い、給食によって食べられるものが増えた、お弁当を作らなくても良く助かっている、アレルギーの成分表等をこまかく提示してもらえ

るなどが挙げられている。一方、悪くなった点として、料理中に館内に漂うおいしそうな匂いがなくなった、調理員とのコミュニケーションがなくなったなどが挙げられている。		
認定地方 公共団体	良くなった点	悪くなった点
名取市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー対応が助かる</li> <li>・自分で注文を管理できるので楽。</li> <li>・偏食なので色々食べるきっかけになっている</li> <li>・料金が安い</li> </ul>	元々外部搬入のため、特に分からない。
吉川市	わが子は偏食が著しく、家庭ではどうしても食べられるものをあげてしまう。センターに通い、先生方が根気よく食事介助をしてくれていることで、食べられる食材が増えています。家では、食べない食材も、センターでは頑張って食べるようになった。	
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お弁当を作る手間が減った。</li> <li>・先生と同じものを食べられて子どもも喜んでいいる。</li> <li>・様々な味付けや盛り付けを楽しめる。</li> <li>・給食のお弁当のふたを開けるわくわく感がある。</li> <li>・いろいろな食材、味を経験できるようになった。</li> <li>・バランスの整ったものを食べさせてもらえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温かくない。(弁当持参の時には冷めても美味しいメニューを意識して入れていた)</li> <li>・カレーなど冷めたら美味しくないのでメニューが多い。</li> </ul>
北区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリスマスなどイベント時にかわいい形など工夫してくれている。</li> <li>・給食ではスプーンやフォークを使いよく食べている。家でも使うようになってきた。</li> <li>・家で配膳、下膳のお手伝いをするようになった。</li> <li>・給食を用意してくれるので、親としてはすごく助かります。</li> <li>・給食だと家で食べないものも食べてくれることがある。</li> </ul>	
練馬区	自宅では提供できない食材が出て食べれたとき、自宅を出してみようと思った。	量が多い。高齢者のメニューとなる。偏食があるので食べられないことがあるため、給食の単価が高い。
江戸川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝作る手間が省けた・栄養のバランスがとれる</li> <li>・自分で作らないようなメニューもあり助かる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お弁当は給食と違い個別対応が難しいので、量が足りないのではと思うことがある</li> <li>・量が少ない・外部搬入によって冷たい給食になっているのでその辺はマイナス。</li> </ul>
日野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ではメニューがワンパターンになりがちなので、色々なものに触れ、食す機会になる。</li> <li>・魚や煮物なども食べられる。</li> <li>・我が子が和食やだしを好むとは知らなかった。</li> <li>・友達と同じものが食べられる。</li> <li>・汁物など温かいものを食べられる。</li> </ul>	・偏食が多くて、限られたものしか食べないので、お腹を空かしているときがある。
西東京市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食があることで、大変助かっている。</li> <li>・食べられる食材がひろがった。</li> <li>・食事の訓練になっている。</li> <li>・幼児用のお弁当箱がうれしい。</li> <li>・悪くなったところは特にない。</li> <li>・食べられるものは限られているが、丁寧に対応してもらっているため、特にいうことはない。</li> </ul>	
多治見市	保育園と同じ食事がとれる、園の子が食べているものと同じ食事ができ、量や内容が参考にできてよい、家で食べなかったものを食べるようになった、バランスの取れた食事・家では挑戦できない食事ができる、就園前に給食の練習ができる、園でどうやって食べているのか(同じ状況に近い)見れるのがうれしい、家庭だと食べないものでも給食だと食べる、家庭だと好きなものを出しがちだが、給食でいろいろな物が	出来立てではない

	出てきてよい、味付け、調理法も考えられてよい、栄養のバランスが考えられていること、嫌いなもの・苦手なものにもチャレンジできる	
岡崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お弁当を作る手間がなくなり負担が減った</li> <li>・食べたことない物も口にするようになった</li> <li>・お友達と同じものを食べることを喜んでいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偏食が多く、結局ご飯だけ食べておかずを食べないで帰ってくることもある</li> <li>・量が少ないので、デザートを足している</li> </ul>
安城市	給食対応が適切、給食の挨拶ができる	
名張市	家ではあまり食べないため給食に頼っていますとの意見が多かったです。	
交野市	家で出さない食事を食べる機会ができた。除去食を提供してもらえる。特にない。学校給食がどんなものか前もって知ることができた。	少ししか食べてくれない。残してしまう。給食費を払っているのもったいないと思う。子どもの好きなおかずが少ない。どんな味なのか親としてはよくわからない。
阪南市	体制に変化なし。給食弁当があるので助かっている。白米しか食べなかったが他児と食べることで少しずつたべれるようになってきた。	
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食が大好きでよく食べている。</li> <li>・特に可もなく不可もなく問題はない。</li> </ul>	
伊佐市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・献立以外に、季節の野菜のことやメニューのこと、郷土料理のことなど、教えてもらう情報が増えた。</li> <li>・小学校に入学するときの食の不安がなくなった</li> <li>・「家庭で作れる給食レシピ」をみながら、家庭で調理することもある。</li> </ul>	
那覇市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭だけでは取り組むことが難しいが、友だちと一緒に食べている様子を見ることが出来るのは良かった。</li> <li>・食べた事のない物も挑戦できた。</li> <li>・就学前に子どもの給食を摂る姿を確認することができて良かった。</li> </ul>	
浦添市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎回色々な種類の野菜と魚、肉で栄養バランスもすごく良いと思います。こどもも食べやすく、小さく工夫されているので美味しいです。</li> <li>・毎回、おいしい給食ありがとうございます。味もとてもおいしいです。</li> <li>・普段の生活の中では補えきれないであろうところで栄養面に関して、バランスよく献立を考慮して頂いているため週に一度いただいておりますが安心してこどもに食維持をさせることが出来ています。ありがとうございます。</li> <li>・バランスが良かった・様々な食材が入っていて助かる。・優しい味付けがうれしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おそらく、もう既にそのようにされていると思いますが、旬の物を季節に合わせて食べたいです。</li> <li>・フルーツの種類をふやしてほしい（デザート）</li> </ul>

## ④関係府省庁による調査結果

1. 関係府省庁名	こども家庭庁
2. 特例措置番号	939
3. 特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

### 4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入委託を行うに当たり、安全性の確保や障害児の発達状況に応じた食事提供の配慮がなされているかどうか等について、状況を把握するもの。
② 調査方法	構造改革特別区域の認定に係る地方公共団体(都道府県・市町村)及び児童発達支援センター並びに外部搬入事業所に対して、調査票を配布・回収し、その結果をとりまとめる。
③ 調査対象	構造改革特別区域の認定に係る地方公共団体(都道府県・市町村)及び児童発達支援センター並びに外部搬入事業所 ・地方公共団体(都道府県・市町村)・・・27自治体(都道府県2、市町村25) ・児童発達支援センター(施設)・・・28か所 ・外部搬入事業者・・・23か所
④ 調査の実施時期	調査票の配布: 令和7年10月22日 調査票の回収: 令和7年11月25日
⑤ 調査結果	<p>主な結果は以下のとおり。</p> <p><b>・個々の利用児童の発達段階に応じた食形態による給食提供</b>          個々の利用児童の発達段階に応じた食形態による給食提供について、各事業者において、提供可能な事業者が11事業者、提供不可能な事業者が12事業者であった。          なお、施設から個々の食形態の変更依頼があった場合、変更に対応できる11事業者のうち、その頻度について「変更の希望があった場合都度」が4事業者であったが、「月単位での変更」と回答した事業者が5事業者であり、また、「数日以内」が5事業者であった一方で、変更にかかる時間は「1ヵ月以内」が4事業者であった。</p> <p><b>・アレルギー児への対応</b>          外部搬入の実施期間中において、食物アレルギー疾患を有するこどもに対する給食の提供を行うに当たって、外部搬入に起因した問題が起こったと回答した施設はなかったが、外部搬入実施後の状況に対応した食物アレルギー疾患を有するこどもに対する給食への対応に係るマニュアルを作成していない施設が3施設、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」における生活管理指導表を使用を検討中又は使用していない施設が12施設であった。</p> <p><b>・食育への取組</b>          外部搬入実施後の取組として、「家庭におけるこどもの食に関する悩みなどを相談できる機会を設けている」、「野菜作りを行う等食材に目を向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施」などがあつた。一方で、外部搬入実施前には取り組んでいたが、外部搬入実施後に行わなくなった取組があると回答した施設のうち、その理由として、「自園調理を行わなくなったため」「コスト削減を削減するため」を挙げた施設がそれぞれ1施設あつた。</p> <p><b>・給食に係る情報のやりとりや課題の共有</b>          事業者と施設の間で、給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みがある施設が19施設、ない施設が9施設あつた。          また、給食内容等について定期的に検討する、施設と事業者側で構成する定期的な会議を設置している施設が12施設、設置していない施設が16施設あつた</p> <p><b>・その他</b>          外部搬入の評価としては、良い点として、「コストが削減された」、「メニューが多様化した」、「体調不良児、食物アレルギー疾患を有するこどもへの対応が容易になった」等が挙げられた。          一方で悪い点としては、「配膳時の時間が自由にできなくなった」、「保護者への支援が十分に行えなくなった」、「食育の活動が十分に行えなくなった」等が挙げられた。          また、外部搬入を実施するに当たって追加すべきと考えられる要件については、「障害児の発達段階にあわせた調理の実施」、「障害児の「食」の重要性を十分に考慮できているか」、「障害児支援に造詣が深い栄養士又は管理栄養士の配置」、「食物アレルギー疾患を有するこどもに係る対応のマニュアル化」、「事業者、施設からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置」等が挙げられた。</p> <p><b>・まとめ</b>          調査結果から外部搬入の実施に当たっては、以下の点が懸念される。          個々の利用児童の発達段階に応じた食形態による給食提供や食形態の変更に対応可能な事業者は約半数に留まっており、変更が可能な事業者においても、食形態変更には月単位の時間が必要であり、事業所によっては、利用児童ごとの細やかな発達段階の違いに迅速に対応することが難しい場合がある。          また、アレルギーへの重大な事故はないものの、アレルギー対応マニュアルを作成していない、ガイドラインに基づく生活管理指導表を使用していない施設があることから、リスク管理体制等のばらつきがあるといえる。また、給食に係る情報のやりとりについては、事業者と施設において情報共有の仕組みがない施設や、協議会を設置していない施設があることなど、施設によって事業者との連携体制が十分に構築されていない。</p>
⑥ 特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	有
⑦ 全国展開により発生する弊害の有無	有

⑤評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1

番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	児童発達支援センターにおける給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における児童発達支援センターについて、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

### 939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

#### 1. 特例を設ける趣旨

児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

#### 2. 特例の概要

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

また、本特例を適用するにあたっては、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意することとしています。

※「児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、障害児一人当たりにかかる通所支援コストが比較的高い

過疎地域等の児童発達支援センターにおいて、公営の給食センター等を活用することにより、児童発達支援センター及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

#### ①「調理機能を有する設備」

加熱、保存及び配膳や離乳食、食物アレルギー及び体調不良等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

#### ②「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」のうち、3（2）中「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」部分及び3（3）部分を指しています。

上記を踏まえ、児童発達支援センターの管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保するようにしてください。

#### ③「必要な栄養素量の給与等」

児童発達支援センターや他の施設、保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われるようにしてください。

#### ④「障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること」

障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができることをいいます。

#### ⑤「食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること」

食育に関する計画については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条第5項の趣旨を踏まえ、障害児ごとに策定する通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこと等を想定しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 障害児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

⑦規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
1	宮城県	名取市	なとり児童発達支援センター安心安全給食特区	名取市の全域	本市では、以前より取り組んできた児童発達支援事業を拡大継承しつつ、新たに保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業を行うため、福祉型児童発達支援センター（なとり児童発達支援センター）を開所することとした。当センターは障害のある児童の福祉の中核拠点としての役割を担うこととしているが、児童発達支援事業の定員は小規模である。 そのため、本特例措置を活用し、当センターで提供する給食を外部搬入することで、食事内容の充実や経費の削減を図るとともに、運営効率化によって削減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の向上を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第62回
2	宮城県	多賀城市	多賀城市児童発達支援センター安心安全給食特区	多賀城市	平成27年4月から設置予定の多賀城市児童発達支援センターは、通所定員30名と小規模であるため、当センターで提供する給食を、専門の調理機材を完備し栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や経費の削減を図るとともに、運営効率化によって削減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の充実を図っていく。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第35回
3	埼玉県	吉川市	吉川市こども発達支援センター給食搬入特区	吉川市の全域	現在吉川市では、発達障がいに対する認知度や早期段階で療育を受けるニーズが高まっており、要配慮児童やその家族を地域で支援する児童発達支援センターの整備が求められている。しかし、児童発達支援センターに求められる給食の施設内調理は、財政的に過大な負担が生じるため、児童発達支援センター設置の大きな障壁となっている。 特例措置を活用し、給食の外部搬入方式を導入することで、児童発達支援事業所から児童発達支援センターへ移行することができる。これにより、地域の中心的な療育施設として、要配慮児童やその家族に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備等を行い、市内の療育サービスの質の向上、総合的な支援体制の充実を図っていく。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第55回
4	千葉県	千葉県	元気いっぱいばら障害児給食特区	千葉県の全域	本県における障害児の数は身体障害・知的障害のいずれも毎年増加しており、障害児の人数に比べ施設が不足していることが重要な課題となっている。 そこで、本特例措置を活用し、給食調理業務の経費や業務面での負担を軽減することで、多くの事業主体による新規参入を促すとともに、障害児通所施設から児童発達支援センターへ移行した際の安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を図り、もって地域の障害児支援体制の充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第28回
5	東京都	渋谷区	渋谷区児童発達支援センター給食搬入特区	渋谷区の全域	本区における課題は、多様化・複雑化する子どもやその家族の課題に対する支援体制、障がい児とその家族を適切な支援機関につなぐ相談機能の不足であるため、児童発達支援センターを設置し、障がい児やその家族への支援、障がい児を預かる施設への援助・助言等を行う体制を拡充する。 本特例措置の活用により、調理スペースの最小化が図られ、限られたスペースで事業運営を行っている施設の有効活用が可能となるほか、事業運営コストの合理化を図り、センターの人員配置や事業拡大に資金を充てることが可能となり、経営の安定と質の高い療育の充実が期待される。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第60回
6	東京都	北区	北区児童発達支援センター給食搬入特区	東京都北区の区域の全域	現在、児童発達支援事業を実施している北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園については児童発達支援センターに移行し、障害児の相談・療育の拡充を図る予定である。しかしながら自園調理を実施するには、人材確保や少量の食材購入によるコスト増など運営にかかる負担が大きいことから、給食の民間事業者からの外部搬入により、コスト面の合理化を図り、もって療育面のサービス向上を図るものとした。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第52回
7	東京都	練馬区	練馬区立こども発達支援センター安心安全給食特区	東京都練馬区の全域	練馬区で開設する（仮称）こども発達支援センターは、児童発達支援センターとして、障害児の相談・療育を行う予定である。同センターでは一部の児童へ給食を提供するが、必要となる食数は10食前後である。そこで給食の民間事業者からの外部搬入により、コスト面の合理化を図り、もって療育面のサービス向上を図るものとした。	939	障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第29回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
8	東京都	江戸川区	児童発達支援センター給食搬入特区	東京都江戸川区の全域	江戸川区は、毎年約5,000人の子どもが出生している子育て世代が多い区である。これまでの早期発見・早期療育などの取組により、児童発達支援事業へのニーズが年々高まっている。 児童発達支援センターの給食を外部搬入することで、調理室スペースの最小化と訓練室・相談室の拡充をほか、運営コストの合理化にもつながることで、センター全体の経営の安定と利用者のために療育の質の向上を図ることができる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第45回
9	東京都	立川市	立川市児童発達支援センター給食搬入特区	立川市の全域	本市では、通所定員25名の児童発達支援事業所を直営で運営しているが、令和7年5月の(仮称)子育て・健康複合施設開設をきっかけに、児童発達支援センターへ移行する予定である。 移行後も民間の事業所が調理した給食を提供する外部搬入方式を継続することで、運営コストの合理化を図り、もって療育の質の向上や相談支援の更なる充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第65回
10	東京都	武蔵野市	武蔵野市児童発達支援センター給食搬入特区	武蔵野市の全域	武蔵野市では、平成21年に開館した「みどりのこども館」において、療育相談や児童発達支援を行うなど発達段階に応じた支援体制を構築している。しかし、近年は、発達に不安を抱える子どもの増加や療育の普及に伴い、療育相談や毎日型の児童発達支援のニーズが増加している。そのため、施設の一部を児童発達支援センターに移行し、機能を拡充することとしているが、児童発達支援センターに義務付けられている施設内調理室の整備等が課題となっている。 本特例措置を活用し、給食の外部搬入を実施することで、調理スペースを最小化するとともに、相談室の拡充や毎日通園の定員の増員を図る。また、運営コストを合理化し、設備や人員配置等に費用をかけ、療育の質の向上や相談支援等の支援体制の更なる充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第46回
11	東京都	日野市	日野市児童発達支援センター給食搬入特区	東京都日野市の全域	日野市では、平成26年にエール(日野市発達・教育支援センター)を開設し、福祉と教育が一体となって0～18歳までの発達に支援が必要な子どもたちへ相談等「切れ目のない支援」を実施している。しかし、関係機関との連携により相談者は増加し、個別のニーズに合わせた支援を実現していくには児童発達支援センターへ機能の移行を図り、あわせて施設内に調理スペースを整備することが課題となっている。 そこで本特例措置を活用し給食の外部搬入を活用することで、運営コストの省力化と専門員の配置に注力し、支援体制の強化と充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第49回
12	東京都	福生市	福生市児童発達支援センター給食搬入特区	福生市の全域	本市において、児童発達支援事業を利用する障害児は急増しており、需要の増加に迅速に対応すべく児童発達支援センター(以下「センター」という。)を設置することとしたが、施設面及びコスト面においてセンターでの給食の提供が困難な状況である。 特例措置の活用により、給食の外部搬入を実施することによって、センターを利用する児童への給食の提供が可能となるだけではなく、運営経費の大幅削減が図られ、経費及び人的資源をセンターに求められている療育事業の充実と充てることができ、市民の福祉の向上に寄与することが可能となる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第62回
13	東京都	稲城市	稲城市児童発達支援センター給食搬入特区	稲城市の全域	本市での児童発達に関する需要は年々増加していることから、児童発達支援センターの機能を内包する発達支援センター分室を開設することとしたが、旧保育施設を改修して小規模で開始するため、施設内での給食調理は設備、運営コスト、人員ともに負担が大きくなっている。 特例措置の活用により、調理スペースの最小化や相談・支援に関わる人員への注力が図られ、既存の公共施設の有効活用による、限られたスペースでの事業運営が可能となる。また、相談支援等の機能性や利便性を高めるため、相談・支援に関わる専門職の充足を図ることにより、利用者の利便性だけでなく、関係機関との更なる連携が図られ、児童発達支援の中核として支援の向上も期待される。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第62回
14	東京都	西東京市	西東京市児童発達支援センター給食搬入特区	西東京市の全域	こどもの発達センターひいらぎは、西東京市における児童発達支援のセンター的な役割を果たしており、児童発達支援センター化することを目指している。しかし、そのためには、児童福祉法の規定による必要な基準において、施設内調理室での給食提供が課題となっている。よって、給食を外部搬入することにより、既存の施設設備を有効に活用し、児童発達支援センター化を進めていくものである。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第52回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
15	岐阜県	多治見市	多治見市児童発達支援センター安心安全給食特区	多治見市の全域	<p>多治見市の児童発達支援事業では、幼稚園・保育園と児童発達支援事業所の併行通園を主とした療育体制をとり、園での集団生活により児童が持つ力が十分発揮されるよう支援を行っている。</p> <p>今後、療育ニーズの多様化等に対応するため、児童発達支援センター新設が決定。新設後も引き続き園での生活を主とすることを想定しており、児童発達支援センターは中核的な施設として更に事業所と連携し児童に対しきめ細かい支援を行うことが求められる。</p> <p>そこで特例措置を活用し、新設される児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を行い、人件費や調理機器設置等の費用を削減することで、療育サービスの充実を図る。</p>	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第59回
16	愛知県	岡崎市	岡崎市児童発達支援センター給食搬入特区	岡崎市の全域	<p>本市では、障害児通所支援事業の利用希望者が大きく増加しており、児童発達支援センターの増設が必要だが、設置要件である給食の施設内調理は、費用・管理面での負担が大きく、設置に当たり、大きな障壁となっている。</p> <p>そこで、本特例措置の活用により、給食調理業務の費用・管理面での負担を軽減することで、市の人口規模に応じた設置数に近づけ、中核的な療育拠点の拡充を図るほか、安定した給食提供を行うことや事業所の費用節減、人的資源の療育事業への注力が可能となることから、きめ細やかな療育を提供し、運営の合理化が期待される。</p>	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第60回
17	愛知県	豊川市	豊川市児童発達支援センター給食外部搬入特区	豊川市の全域	<p>豊川市では障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターを市直営で設置する方針として整備が開始された。児童発達支援センターの役割に発達特性に応じた食行動の支援を行う給食提供がある。整備を進める中で、小規模施設での調理室の面積確保や調理員の確保、食材購入等調理業務の安定・効率化の課題が挙げられた。</p> <p>特例措置を活用し、自園調理から外部搬入へと転換を図ることで、これらの課題が解決され、限られた財源を障害児支援に活用することができ、さらに食材の一元購入の体制ができることで地域農業の活性化に寄与する。</p>	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第66回
18	愛知県	安城市	安城市豊かな子どもを育む給食特区	安城市の全域	<p>安城市は、少子・高齢化の潮流の中にありながらも保育対象児童は増加しており、多様なニーズに対応した子育て支援や支援を必要とする子どもや保護者への対策を重要な施策として取り組んでいる。市立保育所及び児童発達支援センターの給食を外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理の合理化、食材の一元購入や調理員の合理的配置による経費節減を図り、そこから生まれる財源により子育て支援施策の充実を図る。また、食育や地産地消に取り組むことで、最小の経費で最大の効果が期待され、より安全・安心な給食の提供ができる。</p>	920(一部) 939	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
19	愛知県	日進市	日進市子ども発達支援センター安心安全給食特区	日進市の全域	<p>市内公立保育園から給食を搬入することにより、安全で安心の給食を効率的に提供できる。搬入後、刻み、再加熱等個々の児童に対応した処理については、センター内調理室で行うことにより、きめ細やかな給食を提供する。</p>	939	障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第28回
20	愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	田原市の全域	<p>田原市では、保育所の給食は、地域の食材を使い安全・安心に配慮した栄養バランスの良いメニューや郷土料理を提供する学校給食センターを活用し、地域に対する誇りや愛着を育む食育や、地産地消の促進を図っている。</p> <p>これまで、特例措置を活用し、公立保育所で給食の外部搬入を行ってきたが、新たに児童発達支援センターにも給食の外部搬入を行うこととし、引き続き、乳幼児期からの正しい食習慣の定着につなげ、児童の健やかな成長を促進する。また、多様な保育ニーズに対応するため、保育所運営の合理化・効率化を図り、子育て支援の環境整備を推進する。</p>	920(一部) 939	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
21	三重県	名張市	名張市ばりっ子発達支援給食特区	名張市の全域	<p>本特例措置を活用し、外部搬入方式により運営することで、事業運営の合理化、運営法人の経営の安定やサービス等の維持向上が図られる。</p> <p>また、児童発達支援センターにおいて地産地消や食育を推進することにより、正しい食習慣が形成され、成長期に必要な栄養バランスのとれた食事を安定的に提供することができ、児童の健やかな成長を促すことができる。</p>	939	障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第29回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
22	京都府	木津川市	相楽児童発達支援センター給食搬入特区	木津川市の全域	本市では、地域の中核的な療育施設として児童発達支援センターの設置が急務であるが、設置要件のうち、施設内調理による給食提供の実施は費用・管理面の負担が過大となり、障壁となっている。 このため、本特例措置を活用し調理業務の効率化と安定した食事提供体制の確保を図り、節減された経費等を利用して、より市民ニーズに即した発達支援や相談支援の提供が期待できる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第62回
23	大阪府	交野市	交野市立機能支援センター(児童発達支援センター)安心安全給食特区	交野市の全域	本市では、令和2年度末までに児童発達支援センターの設置を検討している。設置場所としては市直営の機能支援センターにおいて必要な機能を付加し、児童発達支援センターとすることが前提となっている。機能支援センターには給食設備がなく、設備を新設することは、職員配置や設備面で多大な負担となることから、特例による給食の外部搬入が可能となる事で、限られた人的資源を子どもの成長・発達における療育水準の充実の維持などに充当することができる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第50回
24	大阪府	阪南市	阪南市児童発達支援センター安心安全給食特区	阪南市の全域	指定管理者制度で運営している障がい児通園施設は、地域の拠点として、子どもたち一人ひとりの発達の特性に応じた集団及び個別療育を展開している。平成28年4月から施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育施設として児童発達センター化を予定している。現在行っている週2回の給食の外部搬入方式を継続、拡充することで、アレルギー対応等、より食事内容の充実を図り、食育を推進する。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第38回
25	鳥取県	鳥取県	鳥取県児童発達支援センター安心安全給食特区	鳥取県の全域	鳥取県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を認め、運営面における給食業務の負担を軽減することで、給食業務の効率化、安定化を図り、また児童発達支援センターの新規設立、療育の向上等を促し、地域における障がい児の支援充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第33回
26	広島県	広島県	広島県児童発達支援センター安心安全給食特区	広島県全域	広島県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を認めることで、児童発達支援センターの設備基準における調理室の基準を緩和し、調理業務の効率化を図る。これによって療育業務への職員を充実させるとともに、身近な地域の障害児の療育拠点として期待される児童発達支援センターの新規設立を促進し、地域における障害児の支援充実に取り組む。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第56回
27	大分県	大分県	大分県児童発達支援センター安心安全給食特区	大分県の全域	身近な地域の障がい児の療育拠点として期待される児童発達支援センターにおいて給食を提供する場合は自施設内調理によることとなるため、職員配置、食材調達及び専門的な調理機器の設置など管理運営費等の経営面の負担が大きくなり、新規に児童発達支援センターの運営を考えている事業所にとっても参入の障壁となっている。 給食センターを関連する施設で調理したものを外部から搬入することが可能になれば、調理業務の効率・安定化が図られ、人的資源等を療育事業の充実に充てることができ、新規参入の促進にも寄与し、障がい児福祉の向上が期待できる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第35回
28	鹿児島県	伊佐市	伊佐市子ども発達支援センター安心安全給食特区	伊佐市の全域	伊佐市子ども発達支援センターにおける児童の給食(昼食1回)について、各種調理機材が完備し、栄養士や調理師等が充実している市立学校給食センターから搬入する。地元食材を多く利用した安心・安全な給食を提供しつつ、子ども発達支援センター運営の合理化及び安定化につながり、支援内容の充実をはかることができる。また、感覚過敏や食へのこだわりを抱える児童が、少人数で丁寧な支援を行う子ども発達支援センターで学校給食に慣れることで、就学後のスムーズな学校生活へとつなげていく。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第34回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
29	沖縄県	那覇市	那覇市こども発達支援センター給食搬入特区	那覇市の全域	<p>那覇市こども発達支援センターでは、障害の多様化や障害児通所支援が年々増加しているため、支援を拡充させる必要があるが、施設面及びコスト面において、センターにある調理室では給食を調理し提供することが困難である。</p> <p>そこで、本特例措置を活用し給食の外部搬入を実施することで、事業運営の合理化や組織力の向上及び食育を含む療育サービスの向上を図る。</p> <p>これにより、身近な地域における療育拠点としての機能が充実し、早期支援・早期療育につながることで、本市における児童発達支援体制の更なる充実を図られる。</p>	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第59回
30	沖縄県	浦添市	浦添市児童発達支援センター給食搬入特区	浦添市の全域	<p>本市では、近年の発達支援事業ニーズの高まりを受け、障がい福祉関連複合施設内に児童発達支援センターを設置しているが、本施設内で給食の調理ができる調理室の整備等が課題となっている。</p> <p>本特例措置を活用して給食を外部搬入することで、調理室スペースの簡略化に加え、運営コストの合理化にもつながり、センター全体の経営安定と地域の中核的な支援拠点としての療育の質の向上、相談支援体制の強化などを図ることが可能となる。</p>	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第53回

# ⑧特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

<平成24年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
<p>平成24年 下半期 (H25.3.6)</p>	<p>その他 (平成28年度 に評価を行う)</p>	<p><u>関係府省庁の調査</u>によれば、給食の外部搬入により<u>一部施設において障害児には不向きな調理となったとの意見が確認されたが、事業を実施している施設数が少ないため、今回の調査結果のみをもって弊害の有無を結論づけることは困難であるとのこと</u>であった。すなわち、全国展開により外部搬入を行う施設が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、障害児に対する給食の安全性を確保するため慎重な対応が必要であるとのことであった。</p> <p><u>評価・調査委員会</u>による調査では、外部搬入により<u>施設の運用費用が削減できていること、児童・保護者の満足感が向上していること等の効果が確認された</u>。また、食事提供に当たり配慮が必要な児童は年齢や障害の種類・程度が異なっていたが、外部搬入実施前から食事介助や刻み等の個別対応を行っていたことなどから、<u>外部搬入実施後も個別対応を取ることができており、全児童について特段の問題は生じていないことが確認された</u>。</p> <p>以上より、<u>全国展開に向けた弊害は確認できていないものの、全国展開の判断に必要な活用実績が十分でないことから、十分な事例の蓄積を待つ必要がある</u>。そのため、内閣官房及び関係府省庁は、本特例措置について、<u>地方公共団体等に対し周知や情報提供に努めることとし</u>、評価・調査委員会は、その結果により、改めて評価を行う。評価時期については、事例の蓄積には一定期間必要であり、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価時期も踏まえ、平成28年度とする。</p>	<p>本特例措置の評価に当たっては十分な事例の蓄積が必要であることから、内閣官房及び関係府省庁は、本特例措置について、地方公共団体等に対し周知や情報提供に努める。評価・調査委員会は、その結果を踏まえ、<u>平成28年度に改めて評価を行う</u>。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

<平成29年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年 (H30.4.24)	その他 (特例措置920 の評価結果を 踏まえ評価を 行う)	<p><u>関係府省庁</u>の調査によれば、事業を実施する施設が少ない中で<u>給食の安全確保において憂慮すべき事案が発生するとともに、アレルギー児や体調不良児への対応が不十分</u>であることや、二次調理の必要性等の課題があるとのことであった。このため、<u>多様な対応が必要となる障害児に対する給食の安全性を確保するためには慎重な対応が必要である</u>とのことであった。</p> <p><u>評価・調査委員会</u>による調査では、外部搬入により<u>施設運営費用の削減、療育サービスの拡大等の効果が発現している</u>とともに、発達段階や障害特性、アレルギー、体調不良に対して、<u>食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応</u>を行っていることが確認された。</p> <p>このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている<u>特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」</u>の評価を踏まえ、検討することされた。</p> <p>特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、「<u>関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。</u>関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。</p>	<p>関係府省庁は、<u>児童発達支援センターの食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。</u></p> <p>関係府省庁は、これらの取組を踏まえた児童発達支援センターの<u>対応、運営改善の状況及び障害児の種類や重度も考慮したリスク低減策</u>について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。</p> <p>評価・調査委員会は、<u>2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」</u>の評価も踏まえ、改めて評価を行う。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

< 令和3年度 >

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
令和3年度 (R4.5.13)	その他 (特例措置920 の評価結果を 踏まえ評価を 行う)	<p><b>評価・調査委員会の調査</b>では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の外部搬入事業の実施により、経費（人件費等）の削減や地産地消の推進が図られており、経費削減によって得られた経営資源を活用して保育士等を基準以上に配置し、療育サービスの向上に取り組む自治体もみられた。</li> <li>・各自治体では、厚生労働省作成のガイドラインを参考に独自のガイドラインやマニュアルの作成、外部搬入事業者も含め関係者で構成する会議の開催、また、アレルギーのある児童には給食ではなく弁当の持参で対応するなど、給食の外部搬入方式を導入する上での取組がみられる。</li> <li>・なお、本特定事業が成功するためには、安全・安心な給食を提供できる外部搬入事業者があること、調理施設とセンターとの連携などが挙げられている。</li> <li>・給食の提供にあたって、平成29年7月に作成された「<u>児童発達支援ガイドライン</u>」では、医師の指示書に基づき除去食や制限食で対応できる体制を整えることとされているが、<u>回答のあったほぼすべての自治体では、外部搬入事業者と連絡調整を行い「対応している」ことが確認された。</u>加えて該当施設の所長からの回答により、同ガイドラインで求められている取組（施設における自己評価の実施及び公表）が実施されていることも確認された。</li> <li>・「<u>保育所におけるアレルギー対応ガイドライン</u>」は平成31年4月に改訂されていることから、<u>新たな取組の実施などその対応状況を確認したところ、回答のあったほぼすべての自治体で対応している又は対応予定であることが確認された。</u></li> <li>・施設の児童指導員又は保育士への質問では、<u>良くなった点として、お弁当から給食になったことで保護者の負担軽減になった、児童にとって経験のなかった食材にも挑戦できる機会になったなどの点が挙げられている。</u></li> <li>・<u>児童の保護者からは、良くなった点として、給食によって食べられるものが増えた、お弁当を作らなくてもよく助かっているとの意見があった。</u></li> <li>・<u>経費削減により、療育サービスの向上が図られていることが確認された。</u>また、児童発達支援ガイドラインや保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの内容を踏まえ、回答のあった多くの自治体で、外部搬入事業者等と連携し、アレルギー児に対する適切な対応が実施されていることが確認された。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（次項へつづく）</p>	<p>全国展開が適当かの判断につき、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」とほぼ同様の事項となっていることから、<u>当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。</u></p>

# 特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>(つづき)</p> <p><b>関係府省庁の調査</b>では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事内容について、「給食の献立が多様化された」「アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった」等、外部搬入により得られた効果がある一方で、<u>食物アレルギーのある子どもに対する給食の提供を行うにあたって、アレルギー対応食の取り違いや、アレルゲン食材を使用した献立で納入されるなど、ひやりはっと事例が4例起きていたことが確認された。</u></li> <li>・また、<u>外部搬入に関する確認事項等の書面の取り交わしがなされていない自治体も多く、さらにマニュアル等の手順の未整備など、食物アレルギーのある子どもや体調不良の子どもへの対応等が十分に行われていない状況にある。</u></li> <li>・<u>アレルギー対応食の取り違いやアレルゲン食材が含まれた内容で納入されるという命にかかわるような重大な事案が生じていること、また、特区の認定が20自治体（うち4自治体は未実施）と非常に少なく、全国展開のニーズはあまりないと考えている。とのことであった。</u></li> </ul> <p>医療・福祉・労働部会においては、<u>全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うことが適当と判断する。</u></p>	

## 特例措置番号2001の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 . . . . . 1
- ② 調査結果の概要 . . . . . 2
- ③ 評価・調査委員会による調査結果【審議事項】 . . . . . 4
- ④ 関係府省庁による調査結果【審議事項】 . . . . . 17
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1 . . . . . 18
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル . . . . . 19
- ⑦ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 . . . . . 22
- ⑧ 参考：特例措置の評価・調査経緯 . . . . . 24

# ①評価対象となる規制の特例措置の概要

(平成27年8月措置)

特例措置番号 2001

## 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

※3歳以上については、公立・私立問わず平成22年6月から全国展開済（現行制度で対応可）

### これまで

満三歳未満の園児に対する給食の提供について、公立保育所では特区内に限り、保育所外で調理し搬入することが認められているが、公立幼保連携型認定こども園の給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

**関係法令：** 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項  
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項

### 取り巻く環境の変化

公立幼保連携型認定こども園において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立幼保連携型認定こども園及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

※平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけでなく公立幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

### 構造改革特区の活用

公立幼保連携型認定こども園の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

### 主な要件

- ① 当該公立幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
- ② 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ③ 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- ④ 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- ⑤ 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑥ 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

認定  
計画数

14 件（累計）

11 件（令和7年8月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

### 実際の取組事例

香川県綾歌郡綾川町

安心・安全の給食特区（令和元年8月認定）

本特例措置の活用により、給食の効率的な提供や経費を削減し、その財源を保育事業や子育て家庭支援に充てることで、子育て支援の充実が図られるほか、地域内のこども園・小学校等で、こどもの発達段階に応じたバランスの取れた給食を提供することにより、一体的な食育の推進が期待される。



## ②調査結果の概要

特例措置番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
過去の評価時期	H28、H29、R3
調査対象の件数（回収数）	9件（回答数：9件、未回答：0件）

1. 本年度の調査結果の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価・調査委員会の調査では、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の外部搬入事業を実施することにより、材料の給食センターでの一括購入、人件費、光熱水費、消耗品費等の節減効果がみられる。また、地元食材を多く使用することにより、地産地消にもつながっている。</li> <li>・実施しているすべての地方公共団体において、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」などを参考に、取組が実施されていることが確認された。具体的には、食物アレルギー児や体調不良児への対応については、アレルギーマニュアルの作成、給食センターで除去できないものは自園調理にて別メニューで提供、除去の必要がない食材や調味料を選択して使用するなどの取組がみられる。</li> <li>・発達段階に応じたきめ細かな対応については、離乳食調査票により個々の成長状況の把握、発達に合わせて細かく刻む、つぶしたりするなどの対応がみられる。</li> <li>・食育の推進については、年齢ごとの食育計画の作成、園において野菜を栽培する、町の栄養士が園を訪問し給食の食材などについて体験活動を実施するなどの取組がみられる。</li> </ul> </li>   <li>● こども家庭庁の調査では、給食の外部搬入を実施している施設では <ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食について、実施していると回答した施設は3割強であったが、複数段階に分けて実施している施設は2割弱であった。</li> <li>・食物アレルギー疾患を有するこどもを受け入れている施設は8割であり、そのうち、こどもに応じて個別に対応している施設は6割、弁当持参等の対応を取っていた施設は2割であった。自園調理を行う施設と比べると、その割合は少ない。 (参考) 自園調理を行う施設：受入は9割弱、そのうち個別対応実施は9割強</li> <li>・体調不良児への個別対応を実施している施設は2割であった。</li> <li>・食事の内容に配慮が必要な障害児を受け入れている施設は3割超であり、そのうち、こどもに応じて個別に対応している施設は2割であった。自園調理を行う施設と比べるとその割合は少ない。 (参考) 自園調理を行う施設：受入は2割、そのうち個別対応実施は7割弱</li> <li>・食育への取組として、調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対して関心又は感謝の気持ちを持つための取組や保育（皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど）の機会を設けるなど、食育の取組が行われていたが、自園調理を行う施設よりもその割合は少ない。</li> <li>・外部搬入の実施により、「コスト削減につながっている。」「保育所と小学校・中学校などと一貫的な給食の提供ができるようになった」「献立が多様化した」が良い点としてあげられた。</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 本年度の評価において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- こども家庭庁の調査では、複数段階に分けて実施が必要となる離乳食の提供について、外部搬入を実施している施設では、そもそも離乳食を提供していない、または段階的な対応をする体制を取れずに、一段階のみの離乳食の提供となりやすいという課題が確認された。また、食物アレルギー疾患を有するこどもや食事の内容に配慮が必要な障害児に対しても、外部搬入を実施している施設では、こどもに応じて個別に対応している施設が少ないという課題が確認された。

## 3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 評価・調査委員会の調査では、
  - ・ 給食の外部搬入事業を実施することにより、材料費等の節減効果、地産地消の推進効果が確認された。
  - ・ 食物アレルギー児や体調不良児への対応として、アレルギーマニュアルの作成、給食センターで除去できないものは自園調理にて別メニューで提供、除去の必要がない食材・調味料を選択して使用するなどの取組がみられた。
  - ・ 発達段階に応じたきめ細かな対応については、離乳食調査票により個々の成長状況の把握、発達に合わせて細かく刻む、つぶしたりするなどの対応がみられた。
  - ・ 食育の推進については、年齢ごとの食育計画の作成、園において野菜を栽培する、町の栄養士が園を訪問し、給食の食材などについて体験活動を実施するなどの取組がみられた。
- こども家庭庁の調査では、乳児期の発達段階に合わせた食事の提供は、発育・発達に重要な取組であることから、発達段階に応じた離乳食が提供されることが必要であるが、外部搬入の場合には個別の対応が難しいことが確認された。
- また、食物アレルギー疾患を有するこどもや食事の内容に配慮が必要な障害児については、特別の配慮が必要な食事の提供や受入が難しく、結果としてインクルーシブ保育を困難にすることに繋がりがねないという懸念が確認された。

### ③評価・調査委員会による調査結果

番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
特定措置の内容	公立幼保連携型認定こども園の給食について、園外で調理し搬入することを可能にする。

【規制の特例措置に共通の質問項目】

＜地方公共団体への質問＞

特区計画について（Q1～Q4）（発出数9、回答数9）

＜ポイント＞すべての地方公共団体で良好な進捗状況となっており、実施している地方公共団体においては、計画当初から期待していた効果が発現している。

都道府県	認定地方公共団体	進捗状況	効果の発現	効果が発現しているかわからない理由
山形県	最上町	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
福井県	坂井市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
岐阜県	北方町	1. 予定より進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
三重県	志摩市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
滋賀県	甲賀市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
兵庫県	市川町	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
兵庫県	福崎町	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
香川県	綾川町	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	1. 計画当初から期待していた効果が発現している	
愛媛県	伊予市	2. 予定どおりに進んでいる／実施している	4. わからない	令和8年度から事業実施予定

Q5. 構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望

（回答なし）

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

＜地方公共団体への質問＞

Q6. 食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実にを行うほか、代替食を提供することが求められている。貴地方公共団体では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っているか。

＜ポイント＞実施しているすべての地方公共団体において、除去食または代替食の提供を行っている。

＜個別の内容＞

最上町	入園児及び進級時に全児童にアレルギーの有無を確認する用紙の提出を依頼している。町給食センター（外部搬入事業者）において、アレルギー児用の個別の献立表を作成し、給食提供時は食缶を個別に提供している。年度初めに関係者会議を開催。同ガイドラインに基づき対応方針を確認している。
坂井市	市内公立園共通のアレルギー対応マニュアルを作成し、対応アレルゲンや対応内容の統一を図り、調理現場でのアレルゲン混入等を予防している。
北方町	保護者確認のうえ、園にて懸念のある食材を取り除いた状態で給食を提供しているほか、必要に応じて保護者に代替食を持ってきてもらうなどの対応をしている
志摩市	各施設共通の食物アレルギーの対応マニュアルに沿って提供を行っている。（医師の診断に基づき除去食や代替食の提供を行っている。）

甲賀市	「甲賀市保育園等におけるアレルギー対応マニュアル」を作成し、マニュアルをもとに組織的に対応する。安全性を最優先した献立作成を行い、アレルゲンの除去、代替え食を提供するように努める。
市川町	アレルギー児には、保護者、医療機関、担任、調理員、給食センターと連携をとり合い、適切な対応をしている。原因となる食品の除去をした不足分に関しては、他の野菜で代替をする。給食センターで除去できないものは、自園調理にて別メニューで提供できるようにしている。
福崎町	園のアレルギー対応マニュアルに基づき、入園前には全児アレルギー等についての調査をし、対象児の保護者との面談で、必要に応じて受診のうえ個別調査票と生活管理指導表を提出してもらい対応している。事前に保護者に献立表・成分表を確認してもらい、園で対応が可能な場合は除去食を提供、対応が難しいときは自宅から代替え食を持ってきてもらっている。
綾川町	綾川町のガイドラインを作成し、原因食品の除去や代替え食を提供している。アレルギー個別対応シートやアレルギー疾患生活管理指導表を活用して、個別に管理対応している。

<地方公共団体への質問>

**Q7. 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を参考に、取組を行ったか。**

<ポイント>実施しているすべての地方公共団体において、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインなどを参考に、対策を行っている。具体的には、地方公共団体や園における対応マニュアルの作成、職員への周知徹底、アレルギー児の把握、アレルギー食材を献立に入れない工夫、搬入元または園による除去食や代替え食の提供、家庭からの持参などの対策がみられる。

<個別の内容>

認定地方公共団体	対応状況	具体的な取組み 又は、取組みを行っていない理由
最上町	1. 取組を行った	町給食センター（外部搬入事業者）において、令和5年度にアレルギー対策室を増築。保護者より病院を受診していただき、医師の指示書などの提出を受け、ガイドラインに沿ったアレルギー対応を行い、代替え食の提供をおこなっている。
坂井市	1. 取組を行った	市内公立園共通のアレルギーマニュアルの作成、改正
北方町	1. 取組を行った	① 給食調理場で作成する給食はアレルゲンの少ない食材を使用している ② 保護者確認の上、園にてアレルギー食材を取り除いて給食を提供している ③ 必要に応じて保護者に代替え食を持ってきてもらう
志摩市	1. 取組を行った	医師の診断書に基づく対応の実施の徹底
甲賀市	1. 取組を行った	① マニュアルの作成 ② 生活管理指導表の活用 ③ アレルギー食材を献立に入れない工夫
市川町	1. 取組を行った	園長、栄養士、調理員へのガイドラインの周知徹底
福崎町	1. 取組を行った	① 職員の共通理解の下、組織的に対応する ② 生活管理指導表の活用による保護者との連携 ③ 園で初めて食べることを避ける ④ 職員による誤食防止についての体制づくり ⑤ 食材を使用するイベントの管理
綾川町	1. 取組を行った	① 原因食材の除去や代替え食の提供 ② アレルギー疾患生活管理指導表の活用

<地方公共団体への質問>

**Q8. 3歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められる。どのような対応や工夫を行っているか。**

<ポイント> 実施しているすべての地方公共団体において、園児の発育状況に応じた対応が行われている。

<個別の内容>

最上町	低月齢の1歳児で、給食接種が難しい場合は離乳食対応し、食材が大きい場合は調理ハサミでカットして提供。町給食センター（外部搬入事業者）において、調理の工程を年齢に合わせて変えている。
-----	--

坂井市	離乳食調査票にて個々の成長状況について把握している。園を通じて園児の喫食状況を毎月確認し、献立に反映している。
北方町	園児の発育状況に合わせて刻みや潰し、煮沸したお湯で伸ばすなどの対応をとっている
志摩市	必要に応じてとろみを加えたり、食べやすい大きさにカットするなどの工夫を行っている。
甲賀市	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応ガイドラインをもとに安全を最優先した献立を作成する。
市川町	歯科健診の実施。健診結果に応じた対応について、園に判断・対応を委ねている。
福崎町	個々の発達状況を考慮し、1口大にカットしたり、固さに配慮したりしている。
綾川町	食事介助の際に、咀嚼段階に応じて個別にカットして提供している。

<地方公共団体への質問>

<b>Q9. 家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっているが、どのような対応や工夫を行っているか。</b>	
〈ポイント〉 実施しているすべての地方公共団体において、食育の推進に向けた取組が行われている。	
〈個別の内容〉	
最上町	保育活動で畑作業を取り入れ、野菜に触れる機会を設ける。畑で作った食材を使ってのクッキング活動を計画実施。
坂井市	各園で作成する年齢ごとの食育計画の把握、毎月食に関する掲示物等の教材の作成、5歳児を対象とした食育出前講座の実施
北方町	「献立作成会議」により地域性や季節性に考慮した食材を使用しながら調理方法に配慮し、発育・発達段階に適した献立作成がされている
志摩市	各施設単位で食育推進計画を作成し、保育年齢や地域性に応じた食育の実施を行っている。
甲賀市	献立表、給食だよりの配布により栄養バランスや食事マナーを保護者へ啓発する。和食の日の啓発。伝統野菜の展示等。
市川町	手作りおやつを提供。季節のメニュー、果物など、
福崎町	保健センター及び給食共同調理センターの栄養士と連携し、園児への食育教室や保護者への食育講座などの食育事業を実施している。
綾川町	毎月食育の日に食育タイムを実施。給食にでる野菜や季節の野菜に触る体験などを実施。給食メニューで季節の料理や行事食などを紹介している。

<地方公共団体への質問>

<b>Q10. 3歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められているが、この点について、どのような対応や工夫を行っているか。</b>	
〈ポイント〉実施しているすべての地方公共団体において、関係者による会議を開催し、情報共有を図るなどの取組がみられる。	
〈個別の内容〉	
最上町	毎年、入所式前に給食センター（外部搬入事業者）主催で給食担当者会議を設け、本年度の給食提供について確認する（給食外部搬入事業者・栄養士・調理師・施設職員・担当課）。年3回、給食センター（給食外部搬入事業者）と幼児施設の職員による会議を実施。毎日の給食摂取状況を施設で記録し、給食センター（給食外部搬入事業者）に毎月報告。
坂井市	毎月1回給食会議を開催し、園長、調理師、市担当者と献立やその他の情報を共有している。また、外部搬入業者（学校給食センター）に保育担当課職員を配置し現場での調整を行っている。
北方町	「献立作成会議」にはこども園の担当者も参加し、意見の交換を行っている
志摩市	未就学児専用の給食センターを直営で運営することにより、年齢に応じた給食の提供を実施している。また、給食センターに配属されている栄養士と各保育所の調理員による給食担当者会議を毎月開催し、常に情報共有を図っている。
甲賀市	月1回の献立検討会議を実施し連携を行う。必要があれば直接園へ訪問を行う。
市川町	年3回の給食会議の開催。園長、栄養士、調理員の日常での細かなやり取り。
福崎町	給食担当者会や運営委員会を開催し情報交換をしている。また、毎月の園長会で気づいたことや要望等を集約し、給食共同調理センターと情報共有している。
綾川町	毎月1回、外部搬入事業者、こども園給食担当職員、町管理栄養士による献立検討会を実施している。

**Q11. 栄養管理・衛生について、地方公共団体独自の基準を設けているか。**

＜ポイント＞実施しているすべての地方公共団体において、独自の基準を設けていない。

認定地方公共団体	進捗状況	
最上町	2. 設けていない	
坂井市	2. 設けていない	
北方町	2. 設けていない	
志摩市	2. 設けていない	
甲賀市	2. 設けていない	
市川町	2. 設けていない	
福崎町	2. 設けていない	
綾川町	2. 設けていない	

＜地方公共団体への質問＞

**Q12. Q6～Q11の問い以外の課題とその改善策について**

(回答なし)

＜地方公共団体への質問＞

**Q13-1. 外部搬入の導入による費用節減額とその内訳（人件費の減少については削減された人数）について**  
 （導入前後の直接的な比較が困難な場合は、現在の給食サービスを全て自園調理により提供した場合の想定と比較）

＜ポイント＞ 5地方公共団体から回答があり、人件費や調理業務委託費等の削減を確認。

＜個別の内容＞

・北方町	費目	費目別削減額（万円）	内訳
	人件費	380	3名分
	合計	380	
・志摩市	費目	費目別削減額（万円）	内訳
	人件費	400	認定こども園 7人→5人
	合計	400	
・甲賀市	費目	費目別削減額（万円）	内訳
	賄材料費	16	8（各園あたり）×2（園）
	人件費	340	認定こども園 7人→5人
	合計	356	
・福崎町	費目	費目別削減額（万円）	内訳
	人件費	2400	各園配置職員（栄養士・調理員）
	合計	2400	
・綾川町	費目	費目別削減額（万円）	内訳
	業務委託料	300	
	合計	2400	

＜地方公共団体への質問＞

**Q13-2. 本特定事業の実施による効果として、福祉サービスの向上が図られているか。その効果の内容は如何。**

＜ポイント＞ 保育施設の充実、加配対応（発達支援や特別な配慮が必要な子どもたちに対して、個別に対応するために保育士を追加で配置すること）の充実を行っている地方公共団体を確認。

＜個別の内容＞

最上町	就学時において、給食への抵抗がほぼ見られない。 アレルギーの状況を早くから把握できるため、就学時の混乱が少ない。
-----	---

綾川町	保育施設の充実、加配対応（発達支援や特別な配慮が必要な子どもたちに対して、個別に対応するために保育士を追加で配置すること）の充実
-----	--

<地方公共団体への質問>

**Q14. 地域への波及効果について**

<ポイント> 食材の一括発注により地産地消が推進された。

<個別の内容>

最上町	地産地消で地域の食糧の提供を受けている。
坂井市	新鮮な地元の食材を提供することが可能になった（地産地消の推進）
北方町	給食の食材として地元食材の使用を推進するとともに、生産者との連携により安心・安全な食材の確保、生産者・生產品の拡大、地産地消の推進に寄与している
甲賀市	小売業者の賄材料配送の効率化
市川町	地産地消の推進
福崎町	地産地消の推進が図られている。
綾川町	なし

<地方公共団体への質問>

**Q15. 自園調理を行っている保育所（公立幼保連携型認定こども園を含む。）と、3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立幼保連携型認定こども園を比較して、特に外部搬入に関し、問題点があるか。また、その問題に対しどのように対応しているか。  
（※同一の市町村内に、自園調理を行っている公立保育所（公立幼保連携型認定こども園を含む。）と3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立幼保連携型認定こども園が混在している市町村のみ回答）**

<ポイント> おやつが市販になりやすい、搬入時間の変更に融通が利かないと回答があった。

<個別の内容>

認定地方公共団体	課題	課題に対する対応
坂井市	特になし	特になし
志摩市	特になし	—
甲賀市	自園調理園と比べておやつが市販品になりやすい。	園児や保護者の声は検食簿を通して外部搬入事業所（市立保育園・直営）や市へ届き、献立や調理へ反映をさせている。
綾川町	自園調理も外部搬入も共通献立で提供しているため、給食の質については大きな違いは感じない。 ただ、自園調理の方が提供時間に融通が効くため、園の行事に合わせて多少の変更が可能である。外部搬入は配送にかかる時間があるため、提供時間に対する細かな対応は難しい。	—

<地方公共団体への質問>

**Q16. 公立幼保連携型認定こども園以外に、3歳未満児に外部搬入により給食を提供している施設はあるか。ある場合、何らかの問題となる事態が生じたことはあるか。また、問題となる事態が生じた際に、どのような措置を取ったか。**

<ポイント> 問題は確認されなかった。

<個別の内容>

認定地方公共団体	3歳未満児への給食提供の有無	問題発生の有無	問題に対する措置
志摩市	有	無し	—
綾川町	有	無	—

<こども園の園長への質問>

**Q17. 食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実に**

<b>行うほか、代替食を提供することが求められている。貴園では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っているか。</b>	
<b>&lt;ポイント&gt;実施しているすべての園において、除去食または代替食の提供を行っている。</b>	
<b>&lt;個別の内容&gt;</b>	
最上町	市販のおやつを与える場合は、家庭で食べているお菓子の袋を持参していただき同じものを与えるようにしている。（園による代替食の提供も行っている）
坂井市	給食の代替食はセンターより配送されるが、日々のおやつでの対応が会計任用の用務員が対応するため不安がある。多数の職員で確認をしている。
北方町	保護者確認のうえ、園にて懸念のある食材を取り除いた状態で給食を提供しているほか、必要に応じて保護者に代替食を持ってきてもらうなどの対応をしている。
志摩市	入園面接時に、「アレルギー等についての調査票」などを参考にし、アレルギーにより園での特別な配慮が必要な場合、保護者から申し出てもらう。また、健康診断や保護者からの申請により、子どもの状況を把握する。（医師の診断に基づき除去食や代替食の提供を行っている。）
甲賀市	保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導票を活用し、組織的に対応する。献立表、アレルギー配合表にて食材を確認し、除去・代替え対応を行う。提供時には給食担当者、園長、担当保育士にて確認を行う。また、緊急時のエピペンの取り扱いや職員間役割分担について把握し、状況に応じた準備を行う。体調不良児につきましては欠席か原則帰宅対応になります。
市川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーに関する調査票を保護者に出してもらう。</li> <li>・医師の指示を受け、除去食を提供する。</li> <li>・個別の献立を作成する。</li> <li>・配膳時は、机、トレイ、ふきんなどアレルギー児専用のもを使う。</li> <li>・体調不良（嘔吐）の場合、マニュアルどおり処理を行う。また食器は別にし、袋に入れ返却する。</li> <li>・医療的ケア児については、病院でのカンファレンスや指示書の内容を保護者・園・給食センター・教育委員会で共有し、対応している。</li> </ul>
福崎町	他の子どもたちが食べているものと入れ替わったりすることがないように、個々にお盆を作ったりテーブルを分けたりしている。わかりやすく明記している。担当職員だけで無く、皆で状況を把握できるよう、情報の共有を行う。園で対応が可能な場合は除去食を提供、対応が難しいときは自宅から代替え食を持ってきてもらっている。
綾川町	綾川町のガイドラインを作成し、原因食品の除去や代替食を提供している。アレルギー個別対応シートやアレルギー疾患生活管理指導表を活用して、個別に管理対応している。

**<こども園の園長への質問>**

<b>Q18-1. 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」を参考に取組を行ったか。</b>		
<b>&lt;ポイント&gt; 実施しているすべての園において、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインなどを参考に、対策を行っている。具体的には、職員への周知徹底、アレルギー児の把握、園による除去食や代替食の提供、エピペンの使用研修の実施などの対策がみられる。</b>		
<b>&lt;個別の内容&gt;</b>		
認定地方公共団体	対応状況	具体的な取組み 又は、取組を行っていない理由
最上町	1. 取組を行った	献立作成時点で、給食外部搬入事業者よりアレルギー児への使用食材をすべて書き出した個別シートのファイルを回覧することで、複数の目で確認できるようになった
坂井市	1. 取組を行った	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 誤食を防ぐため、食器の色を変え、職員朝礼での全員周知を行っている</li> <li>② アレルギー対応食受け渡し簿作成し、複数人でチェックを行っている</li> </ol>
北方町	1. 取組を行った	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 給食調理場で作成する給食はアレルギーの少ない食材を使用している</li> <li>② 保護者確認の上、園にてアレルギー食材を取り除いて給食を提供している</li> <li>③ 必要に応じて保護者に代替食を持ってきてもらう</li> </ol>
志摩市	1. 取組を行った	<ol style="list-style-type: none"> <li>① アレルギー疾患を有する子どもの把握</li> <li>② 保護者へ生活管理指導表の配付</li> <li>③ 医師による生活管理指導表の記入</li> </ol>

		④ 関係職員と保護者との面談 ⑤ 園内職員による共通理解
甲賀市	1. 取組を行った	除去、代替え対応
市川町	1. 取組を行った	①エピペンの研修 ②原材料表示の詳細確認 ③職員による体制づくり ④訪問看護師との連携 ⑤災害対応
福崎町	1. 取組を行った	① 職員の共通理解の下、組織的に対応する ② 医師による生活管理指導表に基づき、保護者と連携を取る ③ 園で初めて食べることを避ける ④ 職員による誤食防止についての体制づくり ⑤ 食材を使用するイベントの管理
綾川町	1. 取組を行った	① 原因食材の除去や代替食の提供 ② アレルギー疾患生活管理指導表の活用

<こども園の園長への質問>

**Q19. 3歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められる。この点について、どのような対応や工夫を行っているか。**

<ポイント> 発達に併せて細かく刻んだり、つぶしたり、自園で別メニューを調理するなどの取組がみられる。

<個別の内容>	
最上町	1歳児の低月齢時も、給食摂取が可能になるまで離乳食提供。また、1.2歳児の配膳器具に調理ハサミを準備し、摂取状況に応じてその場で刻んで提供している
坂井市	具材が大きい子には合わせて細かくカットしている。
北方町	園児の発育状況に合わせて刻みや潰し、煮沸したお湯で伸ばすなどの対応をとっている
志摩市	発達に応じた食材の大きさや硬さの工夫
甲賀市	喫食状況を観察し、園児や保護者の声は検食簿を通して外部搬入事業所(市立保育園・直営)や市に届け、献立や調理へ反映をさせている。
市川町	・離乳食では、しっかりかんで食べることができるように大きさや硬さの工夫をしてもっている。 ・連絡帳等で家庭での様子を把握し、保護者との話し合いにより、対応を考えている。乳児の食事調査票(保護者記入)をもとに、調理員と細かく打ち合わせを行い、メニューを考えている。月齢だけではなく発達状況を重視し、個別対応している。
福崎町	4月当初は、ほとんど全員の給食を細かくはさみで切ってから提供しています。子どもの様子を見ながら切る大きさを考えています。
綾川町	年に1回歯科検診を行い、歯科医や保護者と連携している。

<こども園の園長への質問>

**Q20. 宗教上の理由により、食事に制限のある園児に対し、個別の対応を行っているか。また、対応している場合はどのような対応を行っているか。**

<ポイント>		
認定地方公共団体	対応状況	対応を行っている場合は、どのような対応を行っているか
最上町	1. 制限のある園児はいない	
坂井市	1. 制限のある園児はいない	
北方町	1. 制限のある園児はいない	
志摩市	1. 制限のある園児はいない	
甲賀市	1. 制限のある園児はいない	
市川町	3. 制限のある園児に対応している	保護者の思いに寄り添い、園でできることは協力するようにしている。
福崎町	1. 制限のある園児はいない	
綾川町	2. 制限のある園児はいるが、対応していない	

<こども園の園長への質問>

**Q21. 家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっている。これらの点について、どのような対応や工夫を行っているか。**

〈ポイント〉 園で野菜などを育て、子どもたちと一緒に収穫する取組がみられる。	
〈個別の内容〉	
最上町	年間行事の中でクッキング活動を計画実施している。以上児による畑活動に参加させてもらっている。
坂井市	具材の大きさや硬さなど喫食状況を家庭と共有し、食事は楽しいと感じられるようにしている。
北方町	「献立作成会議」により地域性や季節性に考慮した食材を使用しながら調理方法に配慮し、発育・発達段階に適した献立作成がされている
志摩市	楽しい食事時間の提供
甲賀市	園だよりにて情報提供。食事のマナーなど。栽培体験、クッキングの見学など（未満児）
市川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園だよりや食育だよりなどで食事の大切さを伝える。簡単に作れる朝ごはん等の専門の方による調理実習を保護者研として行っている。</li> <li>・地域の人とともに、菜園活動を行ったり、その野菜を使って、クッキングをしたりし、一緒に味わう機会を設けている。保護者研修時に給食や無添加のおやつ等の試食会を行っている。さらに、その様子をホームページ等で知らせている。</li> </ul>
福崎町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園で野菜を育てたり、クッキングをしたりすることで、子どもたちの食への関心を高めている。</li> <li>・栄養士さんを招いて親子で食育教室を行っている。</li> <li>・食事の姿勢がものすごく悪いので、そこから始めています。人形に同じ姿勢をさせて、どこがおかしいか話し合っています。</li> </ul>
綾川町	栽培活動をしたり、クッキング保育をすることで食に興味を持てるように工夫している

#### 〈こども園の園長への質問〉

**Q22. 3歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められている。これらの点について、どのような対応や工夫を行っているか。**

〈ポイント〉実施しているすべての地方公共団体において、関係者による会議を開催し、情報共有を図るなどの取組がみられる。

〈個別の内容〉	
最上町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、入所式前に給食担当者会議を設けて本年度の給食提供について確認する（給食外部搬入事業者・栄養士・調理師・施設職員・担当課）</li> <li>・年3回、給食外部搬入事業者と保育施設の職員による会議を実施</li> <li>・毎日の給食摂取状況を施設で記録し、給食外部搬入事業者に毎月報告</li> </ul>
坂井市	月1回の給食会議などに意見を提出している
北方町	「献立作成会議」にはこども園の担当者も参加し、意見の交換を行っている
志摩市	月に1回幼保給食センターの管理栄養士や各施設調理員による給食会議を持ち、情報共有している。
甲賀市	喫食状況を観察し、園児や保護者の声は検食簿を通して外部搬入事業所（甲賀市立甲賀西保育園・直営）や市に届け、必要であれば、直接連絡を取っている。
市川町	公立園の担当者、教育委員会担当者、給食センター、調理員が会を持ち、情報提供や共通理解を図っている。
福崎町	給食担当者会や運営委員会、園長会や職員会議での話し合い等で、共通理解を図っている。
綾川町	月に1回、外部搬入事業者の方と担当給食職員と栄養士や園長で献立や食材について話し合いを行っている

#### 〈こども園の園長への質問〉

**Q23. 給食業務の外部搬入の実施によって、良くなった点について。どのようなメリット・効果があったか。また、悪くなった点について。**

〈ポイント〉良くなった点として、多様なメニューの提供が可能になった、栄養バランスの取れた食事となった、人件費の削減などが挙げられている。悪くなった点として、配送時間の変更ができない、欠席の連絡が遅れると対応できなくなるなどが挙げられている。

〈個別の内容〉		
認定地方公共団体	良くなった点（メリット・効果など）	悪くなった点
最上町	給食外部搬入が15年以上経過しており、導入以前との比較対象が難しい	
北方町	・人件費の削減	

	・給食費が安価なため保護者の経済的負担の軽減につながる	
志摩市	調理員の人員削減	
甲賀市	甲賀市政施行時より外部搬入を実施していたため、	比較が困難
市川町	多様なメニューの提供や栄養バランスの取れた食事が食べられるようになった。	
福崎町	調理をしないことで、園の衛生がきれいに保てている。	届いてから、食材を細かくするなどの手間がかかる。 食事の配送時間の変更ができない。
綾川町	離乳食など細かい打合せ、アレルギー食について話し合っている	欠席した時に少し連絡が遅くなると、休みが伝えられず給食を無駄にする場合がある

<こども園の園長への質問>

**Q 2 4. 本特定事業における適用の要件や手続きの問題について**

(回答なし)

<こども園の園長への質問>

**Q 2 5. 本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案について**

(回答なし)

<こども園の職員への質問>

**Q 2 6. 給食業務の外部搬入の実施によって、給食のサービスは向上したと思うか。**

1. 向上した
2. 変わらない
3. 低下した

<ポイント> 4 地方公共団体の園の職員から「1. 向上した」と回答があった。「3. 低下した」という回答はなかった。

<個別の内容>

認定地方公共団体	給食サービスについて	理由
最上町	2. 変わらない	
坂井市	1. 向上した	
北方町	1. 向上した	
志摩市	2. 変わらない	
甲賀市	比較が困難	
市川町	1. 向上した	
福崎町	1. 向上した 2. 変わらない	
綾川町	2. 変わらない	

<こども園の職員への質問>

**Q 2 7. 給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなったか。また、悪くなった点について。**

<ポイント> 良くなった点として、多様なメニューの提供が可能になった、栄養バランスの取れた食事となった、人件費の削減などが挙げられている。悪くなった点として、配送時間の変更ができない、園での刻み対応が必要となるなどが挙げられている。

<個別の内容>

認定地方公共団体	良くなった点	悪くなった点
最上町	自園調理時の給食を食べさせたことがないので、わからない。	
坂井市	なし	・ 1ヶ月ごとの変更になるため、離乳食やアレルギー対応に不便がある。 ・ 収穫した野菜をクッキングでしか使えないため食育につなげにくい

北方町	人件費等コストの削減など	
志摩市	違いがわからない	
甲賀市	比較が困難	
市川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消や世界の料理など、工夫を凝らしたメニューがあり、家庭では食べられないメニューが食べられる。</li> <li>・家庭で取りにくい食材に触れることができる。</li> <li>・どの園でも平等に同じものが食べられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材が小さく切っているため、小さい子でも食べやすいメリットもあるが、年長児にすると咀嚼をしなくても簡単に食べられること、はしで挟んで食べるには食材が小さく挟みにくいというデメリットもある。</li> </ul>
福崎町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼小中と同じセンターから届いているため小学校入学時にも慣れ親しんでいるため安心して食事ができる。</li> <li>・保育者の負担（掃除や食品管理）軽減</li> <li>・行事食など季節にあった食材が出て子どもたちと話題にしながら美味しくいただける。</li> <li>・害虫（害獣）などの心配が少なくなる。</li> <li>・施設の衛生管理の負担が減る。</li> <li>・給食を調理する手間がはぶけ、その分職員が保育にまわることができる。</li> <li>・調理のための設備や職員がいらない点。</li> <li>・職員（給食にたずさわる）が少なくすむ。</li> <li>・時間通りに配達される。</li> <li>・園で作らないため、衛生面が徹底されている。</li> <li>・園で準備（献立を考えるなど）や片づけをすることが減ったこと。</li> <li>・栄養を考えた献立を立ててもらえる。</li> <li>・調理したものが届き、食べた後はそのまま返却できるので、食材の発注や調理、食器等の洗浄などの手間がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼小中同じメニューなので幼児が食べにくいメニューの時間がある。</li> <li>・刻み食がないので、園の方で刻んでいる。</li> <li>・時間通りに来るが、早く食べさせてあげたい子を待たせてしまっている。</li> <li>・アレルギーや離乳食など細やかな対応が難しい。</li> <li>・アレルギー除去を園でしなければならない。</li> <li>・個々に合わせて食材を小さく切る、つぶすなどの対応が必要である。</li> <li>・交通状況により到着時間が左右される。</li> </ul>
綾川町	保冷・保温がしっかりしている（適温提供）	配送時間が小学校や他園との兼ね合いで融通がきかない。遅くなることもある。

<園児の保護者への質問>

Q28. 給食業務の外部搬入の実施によって、給食のサービスは向上したと思うか。

1. 向上した
2. 変わらない
3. 低下した

<ポイント> 2 地方公共団体の園児の保護者から「1. 向上した」と回答があった。「3. 低下した」という回答はなかった。

<個別の内容>

認定地方公共団体	給食サービスについて	理由
最上町	2. 変わらない	
坂井市	2. 変わらない	
北方町	2. 変わらない	当初から外部搬入のため
志摩市	1. 向上した	
甲賀市	比較が困難	
市川町	1. 向上した	
福崎町	2. 変わらない	
綾川町	2. 変わらない	

<園児の保護者への質問>

Q29. 給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなったか。また、悪くなった点について。

<ポイント> 良くなった点として、衛生管理の徹底、アレルギー児対応の充実などの回答があった。悪くなった点として、食中毒発生時の影響拡大への懸念、給食室での調理の様子がみえなくなったなどの回答があった。

〈個別の内容〉		
認定地方公共団体	良くなった点	悪くなった点
最上町	・ 自園調理時の給食を食べさせたことがないので、	わからない。
坂井市	・ バランスを考えられている ・ 除去食が助かる	幼児食になったが硬さがあっていない。
北方町	・ 工夫された豊富なメニューが提供されている ・ 給食費が他園より安い	
志摩市	発達に応じた対応をしてもらえる	
甲賀市	市政施行時より外部搬入を実施していたため、比較が困難なため	
市川町	・ 家庭以上のレパートリーでいろんな料理・食材を味わえる。 ・ 季節のものを食べさせてもらえる。	
福崎町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内公立学校の給食を一括で背負うことで、給食費の負担が少ない。</li> <li>・ 幼稚園、小学校、中学校へと進級していく上で、同じ給食センターの給食を食べられるという安心感がある。</li> <li>・ 子どもが複数人いた場合、同じ給食を食べるので、こども間での給食の感想や、夕食の献立も考えやすい。</li> <li>・ 実施前の状況がわからない。</li> <li>・ 供給が安定している。</li> <li>・ 他園のみんなと同じものを食べられる。</li> <li>・ 衛生管理が徹底されている。</li> <li>・ 職員の負担の軽減ができて子どもと接する時間が増える。</li> <li>・ 経費削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内の給食を一括で背負うことで個人的なアレルギー等の対応に限度があり、各園内での作成の方が対応がやりやすくなるのかなと感じる。</li> <li>・ 食中毒などが発生した場合、町内全域の学校へ広がる恐れがある。</li> <li>・ 食事が冷めやすい。</li> <li>・ 0歳児に中学生と同じメニューであるのが不安だった。</li> <li>・ アレルギーや離乳食の進み具合に合ったメニューの提供が難しいのではないか。</li> <li>・ 食中毒発生時の影響が大きくなる。</li> <li>・ 月齢に合わせた食事対応が難しい。</li> <li>・ 年齢による食事の形態が同じになり、個別性がなくなる。</li> <li>・ 冷めること。</li> </ul>
綾川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アレルギーの対応をしっかりとしてくれる。</li> <li>・ 月齢よりも食事の進みが遅い場合も対応してもらえた</li> <li>・ 配送車の到着をたのしみに待っている</li> </ul>	給食室での調理の様子が見えなくなった

#### 〈外部搬入事業所への質問〉

**Q30. 食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、囑託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実にを行うほか、代替食を提供することが求められている。貴事業所では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っているか。**

〈ポイント〉 アレルギー児の情報把握、給食センター内にアレルギー対策室の設置、献立表におけるアレルギー食材の表示、除去食や代替食の提供、園の調理員への代替食提供依頼などの取組がみられる。

〈個別の内容〉	
最上町	令和5年度にアレルギー対策室を増築。保護者より病院を受診し指示書などを提出していただき、ガイドラインに沿った対応をおこない、代替食や除去食の提供を行っている。
坂井市	アレルギー調理専用の調理室を設置し除去食及び代替食の提供を行っている。対応アレルゲンを特定原材料等28品目に絞り、1料理に対し1種類の対応としている。対応食は個人ごとに専用容器に入れ、園名や氏名、対応内容を記載したラベルを添付し園に配送している。
北方町	単価は上がるがアレルゲンの少ない食材（例えば卵を使用していないハンバーグなど）をしようすることで、保護者や施設の負担減や、安心した給食の提供につながっている
志摩市	医師の診断に基づき除去食や代替食の提供を行っている。
甲賀市	献立検討会議にて、保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導票を活用し、組織的に対応する。安全を最優先した献立表の作成し、調理作業工程・環境の構築。体調不良児につきましては欠席が原則帰宅対応になります。

市川町	卵・乳は作業工程の最終段階で使用する場合のみ除去の対応としており、加工品等を含め使用する食材については、アレルギーの原因となる物質を含まない商品を選定、使用している。しかし、全てには対応しきれず、その場合は、調理所配置栄養士がアレルギー疾患生活管理指導表に基づき、各こども園調理員に指示し代替食提供をしてもらっている。
福崎町	アレルギー対応をしていないため、各園にアレルギー（医師診断）報告書を提出してもらい、献立表にアレルギー物質をマーカーして個々に渡している。また、希望者には成分表も渡している。
綾川町	綾川町のマニュアルに基づいた指示により対応している。 個別専用容器で提供（誤提供リスク軽減）

<外部搬入事業所への質問>

**Q31. 3歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められる。これらの点について、どのような対応や取組を行っているか。**

<ポイント> 月齢に応じた食材の形態・形状での離乳食の提供、3歳未満児が食べにくい食材は食べやすいように切り方や献立内容に配慮するなどの取組がみられる。なお、一部地方公共団体では、外部事業所から搬入された給食を、園においてさらに細かく刻んでいる。

<個別の内容>	
最上町	おかずを細かく切って提供したり、デザートをゼリーなど食べやすいものに変更し給食の提供を行っている。
坂井市	月齢に応じた食材の形態形状の離乳食の提供を行っている。 3歳未満児が食べにくい食材は細かく切るなど切り方や献立内容に配慮している
北方町	未満児用に別メニューを用意するなどしている（例えば小骨の多い鮎の日は未満児のみ骨のない白身魚にするなど）。
志摩市	未就学児の発達に即した献立の作成や食材のカットの大きさや柔らかさになるよう心掛けている。
甲賀市	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応ガイドラインをもとに安全を最優先した献立を作成する。
市川町	繊維の多いものや弾力のあるもの、葉物など、食べる時に注意が必要な食材については、咀嚼機能の発達を妨げないように、細かく切って調理するなどの工夫をしている。また、窒息事故が起こらないよう固さに配慮しながら、月齢にあわせた給食の提供を行っている。
福崎町	取り組んでいない。（園児向け給食を園において刻んでいる）
綾川町	献立会議にて協議し、可能な範囲で年齢別の対応などを行っている。

<外部搬入事業所への質問>

**Q32. 家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっている。これらの点について、どのような対応や工夫を行っているか。**

<ポイント> 献立に地域性や季節性を考慮した食材を取り入れる、給食センターの見学などの取組がみられる。

<個別の内容>	
最上町	県産、地元産の食材を使用し、給食の提供を行っている。
坂井市	行事食を取り入れた献立作成を行っている 保護者や園児向けの食に関するおたよりや掲示物の作成している
北方町	「献立作成会議」により地域性や季節性に考慮した食材を使用しながら調理方法に配慮し、発育・発達段階に適した献立作成している。
志摩市	定期的に地場産物をより多く取り入れた給食を提供するなど、食育の推進を心掛けている。
甲賀市	給食を活きた教材として必要に応じて配信する。また、献立表にてバランスなど栄養について保護者に伝える。食事マナーや偏食については喫食時に伝える。
市川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>旬の食材や地元で採れる野菜を使用するなどして「食材」で季節を感じてもらう。</li> <li>行事食を取り入れることで、その意味や由来を知ってもらい、特別な献立で「食べる楽しみ」につなげていく。</li> <li>給食の献立を家庭で一緒に話し合ってもらい、食育への関心につなげる。</li> </ul>
福崎町	県産、地元産の食材を使用し、給食の提供を行っている。 3歳から5歳児は、園児だけでなく保護者対象の食育教室を行っている。
綾川町	搬入先のこども園へ出向き給食センターの紹介を行ったり、園児を給食センターの見学に招いたりしている。

<外部搬入事業所への質問>

**Q33. 3歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められている。貴事業所では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。**

<ポイント>実施しているすべての地方公共団体において、関係者による会議を開催し、情報共有を図るなどの取組がみられる。

<個別の内容>

最上町	給食主任者会議や給食連携会議を行い、情報共有を図っている。そのほか、気になる事があれば随時連絡をもらい協議、対応を行っている。
坂井市	月に1回外部搬入業者、こども園、市町村担当者等が献立内容や調理内容に関する検討会を行っている。外部搬入事業者の園への訪問や保育所職員への聞き取りにて切り方や味付け等が園児の発達にあっているかを見直す。
北方町	「献立作成会議」等の会議にて保育施設との意見交換等を実施している
志摩市	給食センターに配属されている栄養士と各保育所の調理員による給食担当者会議を毎月開催し、常に情報共有を図っている。
市川町	年3回(学期ごとに1回)会議を行い、給食における課題や意見交換などを重ね、共通理解、共通認識を図っている。調理所が提供している食材の見直しや改善も図る機会となり、今後、更に有意義な会議となるよう充実を図っていく。
福崎町	各園の給食担当者との会議を年1回、各園長と各園の保護者代表者との会議を年1回実施し意見交換を行っている。また、毎月の園長会で給食に対する意見書をもらい回答している。
綾川町	月1回の献立会議(町栄養士・こども園職員・事業所職員)にて、献立内容やアレルギー離乳食対応などを協議している。その他必要に応じて園と直接やりとりをするなど密な連携を心がけている。

## ④関係府省庁による調査結果

1. 関係府省庁名	こども家庭庁
2. 特例措置番号	2001
3. 特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

### 4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入事業を実施するにあたり、令和3年度調査を経て論点となっていた事項を含め、適切な給食の提供がなされているかについて、その実態を把握するもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食の提供</li> <li>・食物アレルギー疾患を有するこどもへの対応</li> <li>・体調不良児への対応</li> <li>・食事の内容に配慮が必要な障害児への対応</li> <li>・食育への対応</li> <li>・その他食事の提供に関わる評価及び課題 等</li> </ul>
②	調査方法	構造改革特区の認定区域において、3歳未満児を対象に外部搬入事業を実施する公立幼保連携型認定こども園、ならびに全国で3歳以上児への外部搬入を行う保育所を対象として、こども家庭庁が自治体を通じて調査票を送付し、各施設がオンライン上で直接回答する方式で調査を実施する。また、比較検証のため、外部搬入を実施していない幼保連携型認定こども園についても同様の内容で対照調査を行う。
③	調査対象	①構造改革特別区域認定区域内において、3歳未満児を含め、外部搬入により食事を提供している幼保連携型認定こども園(悉皆) ②3歳以上児に対して外部搬入により食事を提供している幼保連携型認定こども園(悉皆) ③自園調理を実施している幼保連携型認定こども園(悉皆) ※認定自治体は11自治体、回答対象施設数は不明。
④	調査の実施時期	令和7年10月28日～令和7年12月12日 主な結果は以下のとおり。
⑤	調査結果	<p><b>・離乳食の提供について（外部搬入実施施設のみ設問）</b>          離乳食について、実施している施設は<b>3割強</b>となっており、複数段階に分けて実施している施設は<b>2割弱</b>であった。（なお、前回調査時は離乳食について実施している施設が5割、複数段階に分けて実施している施設は2割。）</p> <p><b>・食物アレルギー疾患を有するこどもへの対応</b>          食物アレルギー疾患を有するこどもの受け入れについて、外部搬入を実施している施設では<b>8割</b>であり、そのうち、こどもに応じて個別に対応している施設は<b>6割</b>、弁当持参等の対応を取っていた施設は<b>2割</b>であった。一方で、自園調理を行う施設では<b>9割弱</b>であり、そのうち、こどもに応じて個別に対応している施設は<b>9割超</b>であった。（なお、前回調査時は外部搬入を実施している施設では約5割、自園調理を行う施設では8割超。）</p> <p><b>・体調不良児への対応について</b>          体調不良児への個別対応について、外部搬入を実施している施設では、<b>2割</b>であり、一方で、自園調理を行う施設では<b>2割超</b>であった。</p> <p><b>・食事の内容に配慮が必要な障害児への対応について(新規設問)</b>          食事の内容に配慮が必要な障害児の受け入れについて、外部搬入を実施している施設では<b>3割超</b>であり、そのうち、こどもに応じて個別に対応している施設は<b>2割</b>であった。一方で、自園調理を行う施設では<b>2割</b>であり、そのうち、こどもに応じて個別に対応している施設は<b>7割弱</b>であった。</p> <p><b>・食育への対応</b>          食育への対応については、外部搬入を実施している施設において、          ・調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対して関心又は感謝の気持ちを持つための取組を実施している施設 <b>3割</b>          ・調理保育(皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど)の機会を設けている施設 <b>7割</b>          ・お誕生日会等いつもと違った食事スタイルの給食を行っている施設 <b>3割弱</b>          であった。          一方で、自園調理を行う施設において、          ・調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対して関心又は感謝の気持ちを持つための取組を実施している施設 <b>6割弱</b>          ・調理保育(皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど)の機会を設けている施設 <b>8割弱</b>          ・お誕生日会等いつもと違った食事スタイルの給食を行っている施設 <b>8割</b>          であった。</p> <p><b>・その他</b>          外部搬入の評価としては、良い点として、          ・「コスト削減につながっている」          ・「保育所と小学校・中学校などと一貫的な給食の提供ができるようになった」          ・「献立の多様化」          が挙げられた。          一方で悪い点としては、          ・「献立の画一化」          ・「アレルギー児、体調不良児への対応が困難になった」          ・「小骨の多い魚やのどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった」          ・「配膳などの時間が自由にできなくなった」          が挙げられた。</p> <p><b>・まとめ</b>          調査結果から外部搬入の実施に当たっては、以下のとおり、課題と考える。          乳幼児の発達段階に応じた離乳食の提供ができていない施設が全体の2割弱であり、<b>本来きめ細やかな対応が必要となる離乳食の提供について、外部搬入を実施している施設では、そもそも離乳食を提供していない、または一律の離乳食の提供となりやすいことが課題</b>である。とりわけ、<b>乳幼児期の発達段階に合わせた食事の提供は、発育・発達に重要な取組であり、発達段階に応じた離乳食が提供される体制とすることが必要</b>である。また、<b>食物アレルギー疾患を有するこどもや食事の内容に配慮が必要な障害児に対しても、外部搬入を実施している施設ではこどもに応じて個別に対応している施設は少ないことが課題</b>と考えられる。          外部搬入の実施により、特別の配慮が必要な食事の提供体制の構築が難しく、結果としてインクルーシブ保育を困難にすることに繋がりがかねないことが懸念される。</p>
⑥	特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	有
⑦	全国展開により発生する弊害の有無	有

⑤評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1

番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条第1項</li> <li>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項</li> </ul>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼保連携型認定こども園における3歳未満園児に対する給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園について、次の掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行うことができる。</p> <p>一 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、調理室を備えないことができる。この場合、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は備えなければならない。</p> <p>3 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園において、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行う場合には、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意すること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

## 2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

### 1. 特例を設ける趣旨

幼保連携型認定こども園においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入が原則認められていませんが、一定の要件を満たす場合、公立の幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

※平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけでなく幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

### 2. 特例の概要

構造改革特別区域内の公立幼保連携型認定こども園について、次の要件に該当する場合、当該公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

この場合において当該公立幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとしします。

- (1) 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができ

ること。

- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

また、本特例を適用するにあたっては、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意することとしています。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

#### ①「公立幼保連携型認定こども園」

迅速かつ的確な指揮・監督を行い、衛生面等における安全性を担保するため、当該認定を受ける主体である市町村が設置主体である公立幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

#### ②「当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により」

他の施設とは、公営の給食調理場等を想定しています。本事業は、公立幼保連携型認定こども園についてその運営の合理化を進める等の観点から、公営の給食調理場等を活用することにより、公立幼保連携型認定こども園及び給食調理場相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

#### ③「食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること」

食育に関する計画とは、市町村が策定している食育の計画等や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき各幼保連携型認定こども園に作成が求められている食育の計画等を指します。

#### ④「調理機能を有する設備」

再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない設備を想定しています。

#### ⑤「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件」

「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児第0601第4号）」を指しています。

### 4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

下記の点についてそれぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております

- ・ 保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示

すため、有する設備、衛生管理や防火への対応等

- ・ 当該特例に係る公立幼保連携型認定こども園の管理者が衛生面、栄養面等の注意を果たし得るような体制及び契約、受託者が園児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示す食事の提供体制等

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

委託契約書の写し、設備を備える部屋の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

⑦規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
1	山形県	最上町	食育機能の統合による次世代育成すこやか特区	山形県最上郡最上町の全域	本町では、幼・小一環教育の理念に基づいた指導基準「最上町新幼児教育課程」を策定し、その効果的な運用を図っているが、幼保一体型を見据えた保育・教育サービスを図るための充実にむけ、「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」を通して「健康な育ちのための食育」「地産地消の食育」を基本目標に掲げた総合的な食育機能を本町の学校給食センターに形成し、本町独自の一貫した食育を推進するものである。	920(一部)2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第10回
2	福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	坂井市の全域	坂井市では多様化した保育ニーズに対応するため、乳児保育、障害児保育、延長保育等様々な事業を行っているが、少子化等の影響から定員割れが続いている。そこで特区を活用し、公立保育所及び新設する認定こども園の給食を調理余力のある三国学校給食センターからの外部搬入とすることで、調理業務の効率化・合理化を進め、さらなる保育サービスの充実を図るとともに、地産産の米や野菜類を用いた郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを提供するなどし、幼児期から中学校までの一貫した食育の実施と地産地消の推進に貢献する。	920(一部)2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
3	岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	恵那市の全域	恵那市では、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでおり、地球全体で子育てを支え、守り育てる環境の整備が急務となっている中、地産地消や食農教育を推進している。学校給食センターでは、積極的に地域で栽培された農作物を利用しているが、公立こども園は園の規模が異なるため、単独での地元農作物の利用が難しい状況にある。このため、公立こども園の給食を学校給食センターから供給し、地域の食材を利用することで、食農教育を推進するとともに、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図り、子ども達の健やかな成長を育む。	920(一部)2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第15回
4	岐阜県	北方町	心豊かな給食特区	岐阜県本巣郡北方町の全域	北方町では、交通の利便性、アパート等住宅の建築により転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て世帯である。そのため、保育に対する需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」及び「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育園、幼保連携型認定こども園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えるとともに、保育園における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第18回
5	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなこなめっ子給食特区	常滑市の全域	本市では、保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を市の重要施策と位置づけて取り組んでいるが、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の調理室設備の老朽化と、増加する保育需要により、園内調理でのきめ細かな対応が困難な状況にある。このため、学校給食センターから給食の外部搬入を実施することにより、給食の調理業務の効率化を推進し、保育サービスを拡大し子育て支援を更に充実させるとともに、食育と地産地消にも積極的に取り組む。	920(一部)2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
6	三重県	志摩市	志摩市なごやか給食特区	志摩市の全域	本市では、少子化による保育所・幼稚園の児童数減少と施設の老朽化が問題となっている。そのため、市全体としての効率的な運営と、現在の子育て事情にあった保育所・幼稚園のあり方を検討し「保育所・幼稚園等再編計画」を策定し、計画に基づき再編を進めてきた。本特例措置を活用することにより、削減された経費を他の保育サービスに当てることにより、幼児教育・保育内容や食育の充実が期待されるほか、幼保一体計画の推進を図ることができる。	920(一部)2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第13回
7	滋賀県	甲賀市	甲賀市給食外部搬入特区	甲賀市の全域	甲賀市では、核家族化、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、特に3歳未満児の保育ニーズが増大しており、保育サービスや子育て支援施策の充実を図る必要がある。本特例措置を活用して、1つの保育所で一括して給食の調理を行い、各保育所・認定こども園へ搬入することにより、調理員配置や材料購入等の合理化を図り、それにより削減された経費で保育士の確保等、保育サービスや子育て支援施策の充実を図ることで、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整え、仕事と子育ての両立を支援する。さらに、食材の一括購入を通して地元産の食材を積極的に取り入れ、地産地消の促進や地域の活性化を図る。	9202001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第46回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
8	兵庫県	市川町	市川町安心安全給食特区	兵庫県神崎郡市川町の全域	市川町は、現在、公立保育所3園において、市川町安心安全給食特区として学校給食共同調理所から外部搬入を行っているが、少子高齢化の進行に伴い、公立の子育て支援施設の再編を行うこととし、その一環として就学前施設再編計画により、平成31年3月に公立保育所3園と幼稚園1園を廃止し、4月に幼保連携型認定こども園を2園開設することとしている。幼児期の食育について、地産地消、栄養士による指導、料理教室など、安心安全な食の提供を継続するためには、衛生面安全面で設備の整った学校給食調理所から給食を外部搬入するほうが効果的であることから、新たに設置される認定こども園でも給食を外部搬入することとし、引き続き、働く親のニーズに添ったサービスの提供に努める。	2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第19回
9	兵庫県	福崎町	福崎町健康づくり給食特区	兵庫県神崎郡福崎町の全域	本特例措置を活用することで、給食外部搬入方式を可能とし、発育・発達段階に応じた栄養管理や乳幼児期からの一貫した食育の推進を図り、子どもの健康づくりの一助とする。また、地元産食材の供給に取組み、新鮮でより安全安心な給食を提供する。外部搬入方式による一体的運営で削減された経費を保護者のニーズに応じた子育て支援施策の財源とし、保育サービスの充実に努める。	2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第22回
10	香川県	綾川町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡綾川町の一部(綾上、羽床地域)	現在、町立山田こども園(公立幼保連携型認定こども園)及び町立羽床上こども園(公立保育所型認定こども園)の給食については、調理を綾川町綾上学校給食調理場(調理業務民間委託)で行い、搬入することにより、効率的な提供ができ、経費の削減につながっている。その財源を保育事業や子育て家庭の支援に充てることで、子育て支援の充実に図られている。さらに、羽床地域の町立羽床こども園(公立保育所型認定こども園)を追加することでさらなる経費の削減につなげる。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第48回
11	愛媛県	伊予市	伊予市安全で安心な公立保育所等の給食特区	伊予市の全域	市街地や県都松山市からも遠く、著しい過疎化・高齢化により人材不足が顕著な地域において、調理員の確保は困難であり、かろうじて自園調理を行っている。また、厳しい財政事情の中、多様な保育ニーズに対応しなければならない。特区申請地域の調理員を、保育2施設に集約することで、人員不足の解消と一定の財源が確保され、安全・安心な給食の将来にわたる安定的な提供が可能になることはもちろん、豊富な経験を持つ優秀な調理員の集約により、多様な保育ニーズにもより適切で柔軟な対応が図られる等の効果が期待される。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第65回

# ⑧特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年度 (H30.4.24)	その他 (特例措置920の評価結果を踏まえ評価を行う)	<p><u>関係府省庁</u>の調査によれば、給食の外部搬入により一部施設においてアレルギー児や体調不良児への対応や発達段階に応じた食事の提供等について不十分な実態が確認されたが、実施する施設が少なく、全国展開により外部搬入が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、児童に対する給食の安全性を確保するため、引き続き実施状況を把握するとともに、慎重な検討が必要であるとのことであった。</p> <p><u>評価・調査委員会</u>による調査では、実施する施設が少なく効果は限定的であるが、調理の合理化等の効果が発現しているとともに、<u>発達段階やアレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応</u>を行っていることが確認された。</p> <p>このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている<u>特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」</u>の評価を踏まえ、検討することされた。</p> <p>特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、「<u>関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。</u></p> <p>関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。</p>	<p><u>関係府省庁は、認定こども園の食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。</u></p> <p>関係府省庁は、これらの取組を踏まえた認定こども園の対応、運営改善の状況及びリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。</p> <p>評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

< 令和3年度 >

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
令和3年度 (R4.5.13)	その他 (特例措置920の評価結果を踏まえ評価を行う)	<p><b>評価・調査委員会の調査</b>では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の外部搬入事業を実施することにより、<u>材料の給食センターでの一括購入、人件費、光熱水費、消耗品費等の節減効果がみられる。また、地元食材を多く使用することにより、地産地消にもつながっている。</u></li> <li>・<u>食物アレルギー児や体調不良児への対応については、アレルギーマニュアルの作成、給食センターで除去できないものは自園調理にて別メニューで提供、除去の必要がない食材（卵白不使用麺）や調味料を選択して使用するなどの取組がみられる。</u></li> <li>・<u>発達段階に応じたきめ細かな対応については、離乳食調査票により個々の成長状況の把握、発達に合わせて細かく刻む、つぶしたりするなどの対応がみられる。</u></li> <li>・<u>食育の推進については、年齢ごとの食育計画の作成、園において野菜を栽培する、町の栄養士が園を訪問し給食の食材などについて体験活動を実施するなどの取組がみられる。</u></li> </ul> <p><b>関係府省庁の調査</b>では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部搬入を実施する園であっても、離乳食については外部搬入を実施していない園が5園（10園中）、離乳食の外部搬入を実施している園においても、通常4段階ある離乳食対応について2園が2段階・3段階の対応。</li> <li>・アレルギー児への対応について、いずれの園もアレルギー対応食を調理しているが、5園がその日の献立内容に応じて弁当を持参。</li> <li>・<u>食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成しているのは9園、生活管理指導表を使用しているのは5園。</u></li> <li>・<u>体調不良児に対する給食の対応に係るマニュアルを作成している園は0園。自園調理を実施している園では17%の園が作成。などとなっている。</u></li> <li>・<u>乳幼児の発達段階に合わせた食事の提供、アレルギー児等への対応等について課題がみられる。</u> としている。</li> </ul> <p>医療・福祉・労働部会においては、<u>全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うことが適当と判断する。</u></p>	<p>全国展開が適当かの判断につき、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」とほぼ同様の事項となっていることから、<u>当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。</u></p>

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る  
評価意見（案）

令和7年度

令和8年2月6日

構造改革特別区域推進本部  
評価・調査委員会

## 令和7年度評価意見等

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見等
910	病院等開設会社による病院等開設事業	厚生労働省	法律	その他 (事業の実施状況等を踏まえ、令和12年度までに改めて評価を行う。)
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	府令	全国展開 (速やかに府令・通達の改正等を行う。)
939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	府令	全国展開 (「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(特例措置番号920)」の全国展開についての議論を踏まえ、速やかに府令・通達の改正等を行う。)
2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	府令・省令	全国展開 (「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(特例措置番号920)」の全国展開についての議論を踏まえ、速やかに府令・省令・通達の改正等を行う。)

## 評価意見（案）

①	別表1の番号	910
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。
⑤	評価	その他 （事業の実施状況等を踏まえ、令和12年度までに改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規患者数や手術件数は伸びていないこと、本特定事業が成功するためには、新規患者の獲得と地域医療との連携が重要なことが確認された。</li> <li>・また、本特例措置の適用希望が少ないことについては、行える医療行為が限定的かつ特殊であるとの指摘もあった。</li> <li>・なお、特定事業者からは、株式会社であるメリットとして、①株式の発行による資金調達が認められる、②診療所単独での損失がある状態で運営する株式会社として補填しながら継続できると回答があった。</li> </ul> <p>関係府省庁の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社による医療経営に係る特区制度について、11自治体から「知らない」との回答があった。</li> <li>・既存の株式会社立医療機関からは、①株式会社立であることのメリットとして、経営基盤が安定していること、資金調達がしやすいことなどの回答があり、②デメリットとして、病院独自の意思決定が難しく、迅速な経営判断ができないこと、補助金等が認められていないことなどの回答があった。</li> <li>・特定事業者からは、新たな診療領域の拡大については、あくまでもCAL組織増大術に付帯する形でのみ認められたため、診療領域の拡大による新たな患者誘因効果は限定的であるとの回答があった。</li> </ul> <p>評価・調査委員会においては、次のような意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
⑦	今後の対応方針	事業の実施状況等を踏まえ、令和12年度までに改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

①	別表1の番号	920
②	特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	府令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	全国展開 (速やかに府令・通達の改正等を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の外部搬入事業の実施により、食材の一括購入、一括調理による経費の削減、地元食材を活用することによる地元農業への経済効果、地産地消の推進による食育面での効果がみられた。また、施設の構造上、自園調理ができず2歳未満児の受入れができなかったところ、外部搬入が可能になったことにより受入れ可能となった施設も確認された。</li> <li>・離乳食をはじめ3歳未満に必要な個別対応については、保育所の調理員が個別に対応することなどにより約8割の地方公共団体が「課題が克服された」としている。</li> <li>・保育士からの評価として、地産地消メニューにより地元の食材を口にする機会が多くなった、学校給食と同じなので就学後も食べ慣れた給食が食べられることから3歳児への進級時に移行がスムーズであるなどの回答があった。</li> <li>・保護者からの評価として、バランスが良いメニューなので良い、家でなかなか作らない料理や栄養の計算された献立が食べられる、こどもが苦手なものでも食べられることが助かっているとの回答があった。</li> </ul> <p>関係府省庁の調査では、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①離乳食の提供</li> <li>②食物アレルギー疾患を有するこども・体調不良児・障害児への対応</li> <li>③食育への対応</li> </ol> <p>について外部搬入実施施設と自園調理の施設とでは一定の差がある状況が確認された。</p> <p>評価・調査委員会においては、次のような意見が出された。</p>
⑦	今後の対応方針	速やかに府令・通達の改正等を行う。
⑧	全国展開の実施内容	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業の全国展開
⑨	全国展開の実施時期	令和9年4月1日に実施

## 評価意見（案）

①	別表 1 の番号	939
②	特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	府令
④	特区における規制の特例措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	<p>全国展開            （「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号 920）」の全国展開についての議論を踏まえ、速やかに府令・通達の改正等を行う。）</p>
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の外部搬入事業の実施により、経費（人件費等）の削減や地産地消の推進が図られており、経費削減によって得られた経営資源を活用して保育士等を基準以上に配置し、療育サービスの向上に取り組む地方公共団体もみられた。</li> <li>・各地方公共団体では、関係省庁作成のガイドラインを参考に独自のガイドラインやマニュアルの作成、外部搬入事業者も含め関係者で構成する会議の開催、また、アレルギーのある児童には給食ではなく弁当の持参で対応するなど、給食の外部搬入方式を導入する上での取組がみられる。</li> <li>・給食の提供にあたって、平成 29 年 7 月に作成された「児童発達支援ガイドライン」では、医師の指示書に基づき除去食や制限食で対応できる体制を整えることとされているが、アレルギー児が在籍しているすべての地方公共団体において、対応していることを確認した。加えて該当施設の所長からの回答により、同ガイドラインで求められている取組（施設における自己評価の実施及び公表）が実施されていることも確認された。</li> <li>・アレルギー児が在籍しているすべての地方公共団体において、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を参考に取組が実施されていることが確認された。</li> <li>・施設の児童指導員又は保育士への質問では、良くなった点として、お弁当から給食になったことで保護者の負担軽減になった、児童にとって経験のなかった食材にも挑戦できる機会になったなどの点が挙げられている。</li> <li>・児童の保護者からは、良くなった点として、給食によって食べられるものが増えた、お弁当を作らなくてもよく助かっているとの意見があった。</li> <li>・経費削減により、療育サービスの向上が図られていることが確認された。また、児童発達支援ガイドラインや保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの内容を踏まえ、回答のあった多くの自治体で、外部搬入事業者等と連携し、アレルギー児に対する適切な対応が実施されていることが確認された。</li> </ul> <p>関係府省庁の調査では、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①個々の利用児童の発達に応じた給食提供</li> <li>②食物アレルギー疾患を有するこどもへの対応</li> <li>③給食に係る情報のやりとりや課題の共有</li> </ol> <p>について自治体や施設によって対応に差がある状況が確認された。</p> <p>評価・調査委員会においては、次のような意見が出された。</p>

		・
⑦	今後の対応方針	「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号 920）」の全国展開についての議論を踏まえ、速やかに府令・通達の改正等を行う。
⑧	全国展開の実施内容	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業の全国展開
⑨	全国展開の実施時期	令和9年4月1日に実施

①	別表 1 の番号	2001
②	特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	府令・省令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。
⑤	評価	<p>全国展開  （「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」の全国展開についての議論を踏まえ、速やかに府令・省令・通達の改正等を行う。）</p>
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食の外部搬入事業を実施することにより、材料の給食センターでの一括購入、人件費、光熱水費、消耗品費等の節減効果がみられる。また、地元食材を多く使用することにより、地産地消にもつながっている。</li> <li>・実施しているすべての地方公共団体において、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」などを参考に、取組が実施されていることが確認された。具体的には、食物アレルギー児や体調不良児への対応については、アレルギーマニュアルの作成、給食センターで除去できないものは自園調理にて別メニューで提供、除去の必要がない食材や調味料を選択して使用するなどの取組がみられる。</li> <li>・発達段階に応じたきめ細かな対応については、離乳食調査票により個々の成長状況の把握、発達に合わせて細かく刻む、つぶしたりするなどの対応がみられる。</li> <li>・食育の推進については、年齢ごとの食育計画の作成、園において野菜を栽培する、町の栄養士が園を訪問し給食の食材などについて体験活動を実施するなどの取組がみられる。</li> </ul> <p>関係府省庁の調査では、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①離乳食の提供</li> <li>②食物アレルギー疾患を有するこども・体調不良児・障害児への対応</li> <li>③食育への対応</li> </ol> <p>について外部搬入実施施設と自園調理の施設とでは一定の差がある状況が確認された。</p> <p>評価・調査委員会においては、次のような意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
⑦	今後の対応方針	「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」の全国展開についての議論を踏まえ、速やかに府令・省令・通達の改正等を行う。
⑧	全国展開の実施内容	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業の全国展開
⑨	全国展開の実施時期	令和9年4月1日に実施

## 規制の特例措置の評価時期に係る意見(案) 関連資料

- ① 対象となる規制の特例措置の概要 . . . . . 1
- ② 対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1 . . . . . 3
- ③ 【関係省庁提出】調査スケジュール(案) . . . . . 6
- ④ 規制の特例措置の評価時期に係る意見(案)【審議事項】 . . . . . 8
- ⑤ 参考：今後の評価項目スケジュール . . . . . 9

特例措置番号 816

# 学校設置会社による学校設置事業

## これまで

国、地方公共団体及び学校法人のみが、学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）を設置できる。

関係法令：学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等

## 取り巻く環境の変化

学校と地域産業との連携、不登校児童生徒などへのこれまでの取組の推進など、学校教育の活性化に向けた各地域独自の教育上のニーズが高まっている。

## 構造改革特区の活用

株式会社が学校を設置することができる。

## 主な要件

- ① 地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うこと。
- ② 学校設置会社が、文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- ③ 学校設置会社は業務及び財産の状況を記載した書類を備えておかななければならないこと。
- ④ 学校設置会社の経営悪化等学校経営に支障が生じた、又は生ずるおそれがある場合には、地方公共団体は在学生の修学の継続が確保できるよう転学の斡旋など必要な措置を講ずること。
- ⑤ 地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度評価を行うこと。

認定  
計画数

52 件（累計）

21 件（令和8年1月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

## 実際の取組事例

淡路市

淡路市教育特区（平成23年11月認定）

構造改革特区制度「学校設置会社による学校設置事業(816)」の特例を適用することで、廃校となった学校施設を利活用した株式会社立の広域通信制単位制高等学校を設置した。

生徒や関係者が地域の行事に参加することによる人的交流の促進、商業施設等の消費の拡大、加えて、スクーリング時の公共交通機関の利用促進や体験学習等において地域住民が生徒等と積極的に関わることによる住民活力の増進、国際交流活動の促進、グローバル人材の育成、地域の発展、地域経済の活性化を目標としている。



特例措置番号 837

# 国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化

## これまで

国立大学法人が業務の範囲外の目的で土地・建物を貸し付けるにあたっては、文部科学大臣の認可が必要。

関係法令：国立大学法人法（平成15年法律第112号）第33条の3

## 取り巻く環境の変化

イノベーションを創出し、地域の活性化を図るためには、民間企業等の研究開発成果の迅速な社会実装や、適時をとらえた事業実施が必要。

## 構造改革特区の活用

革新的な研究開発成果の社会実装に係る施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の土地等の貸付けを行う場合は、文部科学大臣の認可を事前の届出をもって代えることができる

## 主な要件

- ① 貸付対象の土地は、国立大学法人が所有し、将来的な使用予定はあるものの、当面使用されることが予定されていないこと。
- ② 国立大学法人の業務に支障の無い範囲内であること。
- ③ 貸付けの対価が国立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てられること。
- ④ 貸付け目的が、革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した施設整備等を行おうとするものであること。

認定  
計画数

1 件（累計）

1 件（令和8年1月末現在）

活用自治体：つくばスーパーシティ型市国家戦略特別区域



【現在活用中の計画一覧】

## ②対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。</p> <p>第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（以下「学校設置会社」という。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。</p> <p>2. 学校設置会社は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の全てに適合していなければならない。</p> <p>（1） 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>（2） 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>（3） 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。</p> <p>学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>（1） 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>（2） 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>（文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金に処される。）</p> <p>4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。</p> <p>また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のおっせんその他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>なお、上記措置を円滑に講じることができるよう、予め必要な準備を行うべきである。</p>

	<p>6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあつては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあつては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。</p> <p>なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。</p> <p>7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。</p> <p>9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。</p> <p>(1) 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））</p> <p>(2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））</p> <p>(3) 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））</p> <p>(4) 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））</p> <p>(5) 学校設置会社が設置する学校について、授業等著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））</p> <p>10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。</p> <p>11. 認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して恒常的に適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</p> <p>(1) 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有すると認められる職員を担当部に配置すること。</p> <p>(2) 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する恒常的な指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</p>
同意の要件	<p>地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。</p> <p>1. 上記「特例措置の内容」に記載されている2. (1)及び11. の事項の内容が確保されていること。</p> <p>2. 認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. (2)及び(3)の事項の内容が確認されること。</p> <p>3. 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること。</p> <p>4. 文部科学省令で定める基準その他関係法令等を遵守していること。</p> <p>5. 既に認定を受けて学校設置事業を運営している学校設置会社にあつては、当該事業が適切に運営されていること。</p>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	837
特定事業の名称	国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国立大学法人法（平成15年法律第112号）第33条の3
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国立大学法人が業務の範囲外の目的で土地・建物を貸し付けるにあたっては、文部科学大臣の認可が必要。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、国立大学法人がその所有に属する土地等を当該土地等において革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者に円滑かつ迅速に貸し付けることが、当該構造改革特別区域におけるイノベーションの創出に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、国立大学法人法第33条の3の規定による土地等（国立大学法人の業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、当該国立大学法人の所有に属する土地等であって、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないもの。）の貸付に係る文部科学大臣の認可を文部科学大臣への事前の届出をもって代えることができることとする。</p> <p>2. 「革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者」とは、科学技術・イノベーション基本法（平成7年法律第130号）第2条第1項に規定するイノベーションの創出（科学的な発見又は発明、新商品または新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな活動を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出すること）に資する革新的な研究開発や研究開発の成果を活用した新たな事業の創出・施設の整備を行おうとする者をいう。</p> <p>3. 構造改革特別区域法第4条第10項に規定する関係行政機関の長の同意を文部科学大臣及び財務大臣から得るために、文部科学大臣及び財務大臣が必要と認める資料を添付するものとする。</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画及び添付書類により、「国立大学法人法第33条の3における土地等の貸付に係る文部科学大臣の認可基準」（平成29年2月21日文部科学大臣決定）第4及び第6から第13までに記載する事項並びに貸付けの対価を法人の研究基盤の強化や施設整備などの教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てる目的で行われること等が満たされていることが確認できること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

## 調査スケジュール(案)

1. 関係府省庁名	文部科学省
2. 特例措置番号	816
3. 特定事業の名称	学校設置会社における学校設置事業

### 4. 調査スケジュール

①	調査スケジュール	<p>調査票作成・送付 令和11年8月～9月          調査実施 令和11年9月～10月          調査票回収 令和11年10月          とりまとめ 令和11年12月</p>
②	理由	<p>評価・調査委員会の令和5年度評価意見を踏まえ、構造改革特別区域推進本部で決定された「構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針(令和6年6月11日決定)」において、当該特例措置については「是正」することとされ、次期評価の実施時期について以下の方針が示された。</p> <p>「関係府省庁は、認定地方公共団体、学校設置会社等に対して、法令違反・不適切事例の再発防止のための周知・指導の徹底を図るとともに、今般の是正措置が弊害の予防等につながったかも含め、改善状況について確認・検証の上、評価・調査委員会が適当と認める時期に評価を実施する。」</p> <p>この決定を受け、これまで認定地方公共団体等に対し、法令違反・不適切事例の再発防止に向けた周知・指導を行い、是正措置の徹底を図ってきたところである。</p> <p>については、これら是正措置の改善状況等を確認・検証するためにも、上記の調査スケジュールに基づき調査を実施することが適当である。</p>
③	その他留意すべき事項	

## 調査スケジュール(案)

1. 関係府省庁名	文部科学省
2. 特例措置番号	837
3. 特定事業の名称	国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化

### 4. 調査スケジュール

①	調査スケジュール	調査票作成・送付 令和11年8月～9月 調査実施 令和11年9月～10月 調査票回収 令和11年10月 とりまとめ 令和11年12月
②	理由	<p>本特例措置において実施される事業の効果は、事業開始後、ある程度の期間が経過するまでは、十分な実績を得ることができず、弊害の発生の有無等を判断することは困難であることから、特区において適用が見込まれ、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえれば、本特例措置に係る評価のための調査については、特区認定の日から4年後を目途とした上記調査スケジュールにより行うことが適当である。</p>
③	その他留意すべき事項	<p>令和7年2月時点の認定は1件のみ。</p> <p>参考: つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画 (令和7年11月28日認定) 抜粋</p> <p>国立大学法人筑波大学が、土地等の貸付けを行う場合の文部科学大臣の認可を事前の届出をもって代えることができる特例を活用して、新たなモビリティサービス等、先端的サービスの社会実装に向けた拠点の整備を促進することを目的とし、革新的な研究開発の成果を活用した施設整備等を行おうとする者に同大学構内の土地の貸付けを行う。【令和7年度中に実施予定】</p>

## 構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期に係る意見（案）

令和8年2月6日  
構造改革特別区域推進本部  
評価・調査委員会

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところである。当該評価の実施時期については、本委員会において検討を行い、構造改革特別区域推進本部長に意見を提出しているところである。

この度、未評価又は前回評価から時間が経過している規制の特例措置について、関係府省庁の長から提出のあった調査スケジュールに基づき、評価時期の検討を行った。

その結果、当該規制の特例措置の評価時期について、本委員会の意見は以下のとおりとする。

### ○改めて評価時期を検討したもの

特例措置番号	特定事業名	評価時期
816	学校設置会社による学校設置事業	令和 年度

### ○初めて評価時期を検討したもの

特例措置番号	特定事業名	評価時期
837	国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化	令和 年度

## ⑤ 参考：今後の評価項目スケジュール

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)
評価・調査委員会の評価事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病院等開設会社による病院等開設事業(910)</li> <li>○公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(920)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職業能力開発短期大学の修了者の大学編入学特例(836)</li> <li>○特定法人による農地取得事業(1014)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業(1231)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特産酒類の製造事業(709(710、711)) ※711(単式蒸留焼酎又は原料用アルコール)が評価対象</li> <li>○清酒の製造場における製造体験事業(712)</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【状況に応じて評価対象】</p> <p>令和5年度の政府の今後の対応方針により、以下の特例措置は、5年毎に状況の把握を行い、活用例(413)や売り上げ(1010)が大幅に増加傾向に転じる等の変化が確認された段階で、改めて評価を行うこととした。そのため評価対象とするか状況の把握が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業(413)</li> <li>●地方競馬における小規模場外設備設置事業(1010)</li> </ul> </div>

## 構造改革特別区域基本方針の改正等について

- ① 規制の特例措置の在り方に関する評価基準について（案） . . . . . 1
- ② 国家戦略特別区域及び総合特別区域の規制の特例措置の  
構造改革特別区域への移行について（案） . . . . . 3
- ③ 関係府省庁が自ら全国展開する規制の特例措置について（案） . . . . . 4
- ④ 参考：第65回国家戦略特別区域諮問会議資料3 . . . . . 5

# ①規制の特例措置の在り方に関する評価基準について（案）

## ■現状

- 構造改革特区制度は、平成14年の創設以来、令和7年度までの約23年間で約200件の規制の特例措置を設け、その多くが全国展開されるなど、様々な規制改革を実現してきた。
- 現在、56件の特例措置が設けられているが、その中には、特例措置を設けた当時には一定の意義があったものの、その後の技術動向、ニーズの変化又は制度整備の進展等により、規制の特例措置を講ずる必要性が失われ、特例措置として存続させる合理性が認められない事例が見られた。
- 特例措置の在り方については、構造改革特別区域推進本部のもとに設置される評価・調査委員会にて検討しているが、評価の基準を定める構造改革特別区域基本方針においては、このような特例措置を廃止する評価基準が存在しない。

## ■今後の対応

構造改革特別区域基本方針を改正し、「廃止」に係る評価基準を追加する。  
(令和8年4月1日施行予定)

## ■改正案 構造改革特別区域基本方針 2. (3) ② i) 評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準  
規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

※改正（追記）部分は朱字表記

### ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認められる場合
- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

### イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

### ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

### エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

### オ) 廃止

以下のいずれかの場合。

- a 弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合
- b 弊害の有無にかかわらず、技術動向、ニーズの変化又は制度整備の進展等により、規制の特例措置を講ずる必要性が失われ、特例措置として存続させる合理性が認められない場合

## ② 国家戦略特別区域及び総合特別区域の規制の特例措置の構造改革特別区域への移行について（案）

### ■ 第65回国家戦略特別区域諮問会議（令和6年12月24日）にて示された取組の方向性

- 第65回国家戦略特別区域諮問会議（令和6年12月24日）にて、安心・安全で暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、これまでの成果や課題を踏まえ、3つの柱を軸に、地域の意欲を国が阻害することのないよう、地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進めることが打ち出された。
- 柱のひとつとして「これまでの成果の全国への普遍化」があり、具体的には「特例措置の全国展開の更なる推進」や、直ちに全国展開が困難な特例措置については、「全自治体が活用可能な構造改革特区の特例措置化」を検討するなどの取組が示された。

### ■ 取組について

#### 構造改革特別区域へ移行する規制の特例措置

移行前特区制度	特定事業の名称	特例措置の内容	法令等	関係府省庁
総合特別区域	ガス融通事業（1143）	コンビナート地域内の事業者が、その製造するガスを当該コンビナート地域内の他の事業者に通ずることを、可能とする。	省令	経済産業省
国家戦略特別区域	構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業（2002）	小規模保育事業B型又は小規模保育事業C型の基準において、満三歳以上限定小規模保育事業の実施を可能とする。	府令	こども家庭庁
国家戦略特別区域	地方裁量型認可化移行施設設置事業（2003）	待機児童が多い都道府県が、独自の創意工夫の下、保育の質の確保・向上を図りつつ、積極的に待機児童解消に取り組めるよう、保育士不足のため、認可保育所、認定こども園又は保育所型事業所内保育事業としての事業を維持できず休止し、再度、これらの事業を開始することを目指して認可外保育施設として事業を続ける施設等について、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことにより、保育の受け皿整備を図る。	通知	こども家庭庁

#### 今後の予定

- 3月中旬 構造改革特別区域推進本部を開催（持ち回り）、「構造改革特別区域基本方針改正案」の作成について決定。
- 3月下旬 構造改革特別区域基本方針改正案の閣議決定。

### ③関係府省庁が自ら全国展開する規制の特例措置について（案）

#### ■規制の特例措置の自ら全国展開に対する対応について

- 関係府省庁が自ら全国展開するとして規制の特例措置については、構造改革特別区域基本方針別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、同基本方針別表2として決定し、必要な法令の改正等を行う。

#### ■今後の政府の対応方針について

#### 全国展開とした規制の特例措置

特定事業の名称	特例措置の内容	法令等	関係府省庁
保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業（1108）	水素ガススタンドを設置する際に、現行規制で必要とされている保安統括者等の選任を不要とする。	省令	経済産業省
燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業（1109）	燃料電池自動車の再検査を行う際に、取り外すことなく検査することを可能とする。	省令	経済産業省
液化ガスの容器における充てん率変更事業（1129-1(1112)）	高圧ガス容器について安全性が確保される場合、高圧ガスの容器の充てん率を変更することを可能とする。	省令	経済産業省

#### 今後の予定

- 3月中旬 構造改革特別区域推進本部を開催（持ち回り）、「構造改革特別区域基本方針改正案」の作成について決定。
- 3月下旬 構造改革特別区域基本方針改正案の閣議決定。

---

# 特区制度の振り返りと今後の展開

## 特区制度と地方創生

---

2024年12月24日  
内閣府  
地方創生推進事務局



# 特区制度と地方創生（経緯）①

- **構造改革特区制度**は、**地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備**を内閣一体となって行っていくものとして2002年に法制定
- **総合特区制度**は、**国と地域の政策資源を集中**させることにより、産業の**国際競争力の強化**となる**拠点形成**と、地域資源を最大限活用した**地域の活性化を推進**するものとして、2011年に法制定し、**国際戦略総合特区**と**地域活性化総合特区**を指定
- その後、**国家戦略特区制度**が、**産業の国際競争力の強化**とともに、**国際的な経済活動の拠点形成**を図り、**経済の発展及び国民生活の向上に寄与**するためのものとして2013年に法制定

2002年

地域の特性に応じた規制改革を実施

## 構造改革特区

規制の特例措置は  
全ての自治体が活用可能

実現に向けて  
省庁間で調整

特例措置 56  
全国展開 145

特区認定数(累計実績) 1424

2011年

先駆的取組に  
国と地域の政策資源を集中

## 総合特区

規制の特例措置(指定区域)  
+ 財政支援

実現に向けて  
国と地方の協議会で議論

特例措置 20  
全国展開 31 ※

特区指定数 23

2013年

大胆な規制・制度改革  
による経済再生

## 国家戦略特区

民間有識者が参加するWG、  
諮問会議で調整

規制の特例措置は  
特区指定区域が活用可能

特例措置 67  
全国展開 93 ※

特区数(政令指定) 16

令和6年12月現在

# 特区制度と地方創生（経緯） ②

国家戦略特区では、2014年の第1次区域指定後、「志の高い、やる気のある地方の自治体」が、規制改革により地方創生を実現できるよう「**地方創生特区**」として、第2、3次指定を2015、16年に行い、近年でも**デジタル田園都市国家構想の先導役**として、2022年に**スーパーシティ**、**デジタル田園健康特区**、本年6月には地域課題に連携して取り組む**連携“絆”特区**や、**金融・資産運用特区**に関連した追加指定を行ったところ

## 【国家戦略特区の指定区域（2024年6月現在）】

- **1次指定**  
[平成26年5月1日]
- **2次指定**  
[平成27年8月28日]
- **3次指定**  
[平成28年1月29日]
- **スーパーシティ**  
[令和4年4月15日]
- **デジタル田園健康特区**  
[令和4年4月15日]
- **連携“絆”特区**  
[令和6年6月26日]
- **北海道**（「金融・資産運用特区」創設に伴う指定）  
[令和6年6月26日]



## スーパーシティ【つくば市、大阪府・市】(R4.4～)

データ連携基盤を活用し、複数分野での先端的サービス実装に取り組む

【主な規制・制度改革事項等】

- パーソナルモビリティの最高速度の引き上げ・実装
- 空飛ぶクルマの社会実装に向けた制度整備
- データ連携基盤の利活用

など



## 連携“絆”特区【福島県・長崎県、宮城県・熊本県】(R6.6～)

共通課題を抱える自治体間の連携により、地域課題解決に取り組む

【主な規制・制度改革事項等】

- ドローン配送等の新技術の早期実装（レベル4飛行でのオンデマンド配送の実装、圧縮水素貯蔵量上限の緩和等）
- 半導体関連産業の拠点形成（外国人材の受入れ円滑化等）

など



# これまでの主な成果①

特区制度は、全国的な規制・制度改革を推進する規制改革推進会議等、他の枠組みとの連携を図りつつ、

- ① 規制・制度面で課題に直面している地域からの提案窓口
- ② 改革意欲の高い地域と国が協力・連携して、規制・制度改革を進める枠組
- ③ 全国一律での実現が難しい規制・制度改革について、各特区法に基づいて特例を創設し実証を行う枠組
- ④ 特区認定が、地域内での連携・モチベーションやブランド価値向上にも資する

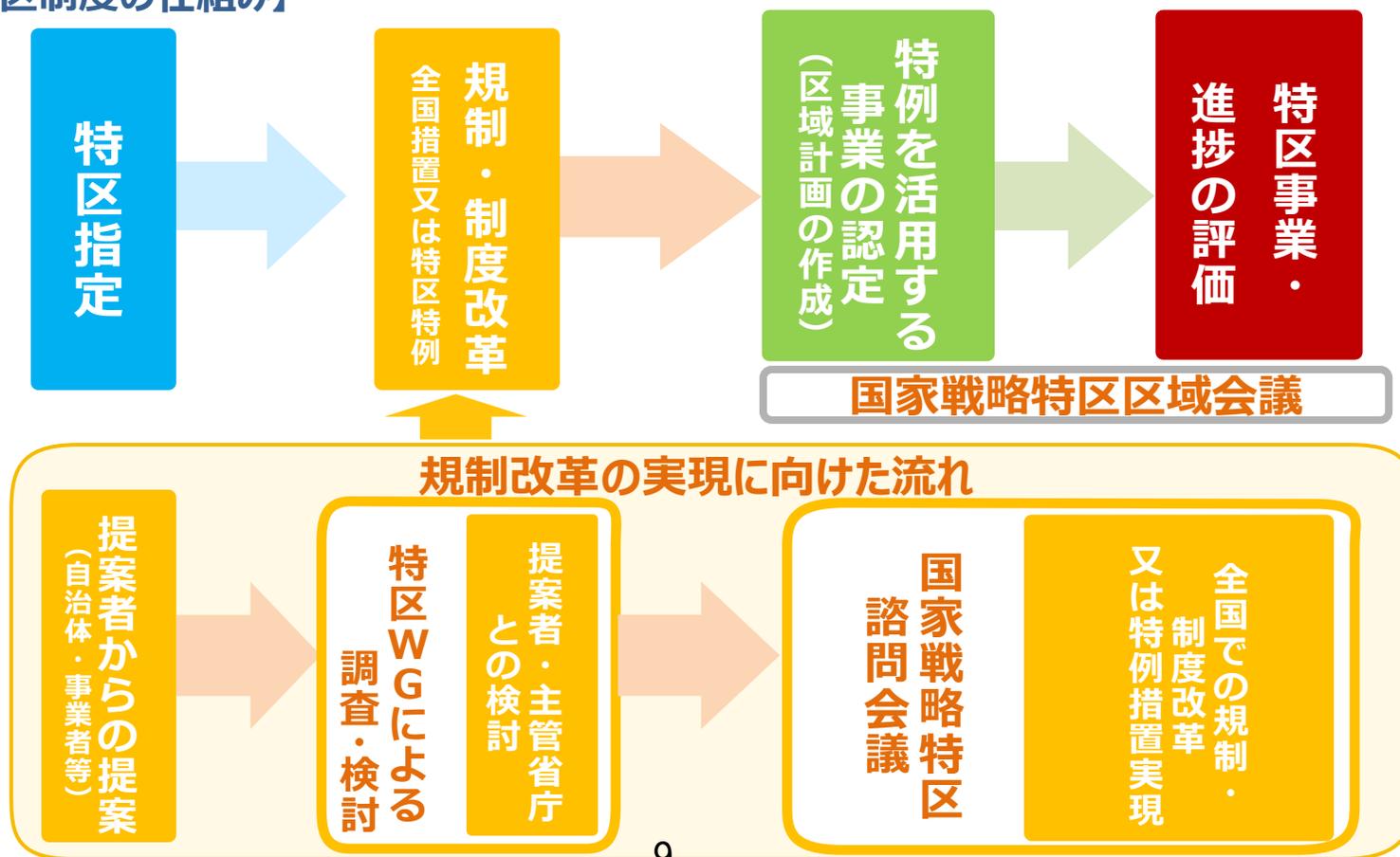
等の特徴・意義を有する制度



# これまでの主な成果②

- 特に、国家戦略特区では、総理を議長とし民間有識者も参加する特区諮問会議や民間有識者主体のワーキンググループが規制・制度改革の議論を推進
- 内閣府のサポートを得ながらも主に提案者と各省庁の間で調整を行っていたこれまでの特区と比較し、特例措置の創設に関する調整を行いやすくなったとの自治体の声あり

## 【国家戦略特区制度の仕組み】



# これまでの主な成果③

- 3つの特区制度の運用を通じ、**保育、教育、観光・商工業、農業、医療、人材、交通・都市再生**など、地方の生活環境と経済活性化に関連する幅広い分野で、**地域の実情を踏まえた規制・制度改革**を実現
- 全体では2024年12月時点で**269※の全国措置化、特例措置も320件**（320の内177は全国措置化(269の内数)）

※ 構造特区は、特区での議論を通じ最初から全国措置化されたものはカウントできず、含まれていない

<参考> 特区を活用した取組の一例（分野別の主な活用事例は参考資料2-1、特例一覧は参考資料2-2）

## 学校設置会社による 学校設置事業

～株式会社による学校設立が可能に～

施設基準、毎年度の評価、経営支障時の就学継続措置等、一定の要件を満たせば、株式会社が学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）を設置することができる特例。

不登校やグローバル、デジタルなど学校教育の多様化するニーズや、地方の廃校活用によるスクーリング参加など地方創生にも貢献。

【認定計画数（累計）】52件  
（全国24都道府県で活用）

## 構造改革特区 （2003年度）

教育



## 特定農業者による 特定酒類の製造事業

～特定農業者による特定酒類の最低製造数量基準を撤廃～

農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒又は果実酒を製造する場合、最低製造数量基準を適用しない特例。

事業者の新規参入や新たな観光資源の創出、6次産業化に寄与。



【認定計画数（累計）】210件（全国43道府県で活用）

## 地域農畜産物利用促進事業

～地域産物を使った農家レストランの農用地区域内設置を容認～

農業者が自ら生産した農畜産物または同一地域内で生産された農畜産物を主たる材料として調理し提供する場合に、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする特例。

農業の6次産業化の推進、所得向上、雇用の確保に寄与。



【活用件数（全国展開前）】15件  
内訳：新潟市：4件、東京圏：1件、愛知県：3件、  
関西圏：4件、養父市：1件、沖縄県：2件

## 国家戦略特区（2014年度）

全国展開（2019年度）

農業

## 「地域限定保育士」の創設

～地域のニーズに応じた集中的な保育士の確保～

試験を実施する自治体内のみで勤務可能※となる特別な保育士資格を設け、多様な法人による試験事務の実施を可能とする特例。

2023年度末までに約8,600人が資格を取得し、地域における保育士確保に寄与。

※資格を取得し、登録を受けて3年経過後は全国で勤務可能

【活用自治体】神奈川県、大阪府、沖縄県、仙台市、成田市



## 構造改革特区 （2003年度）

観光・商工業

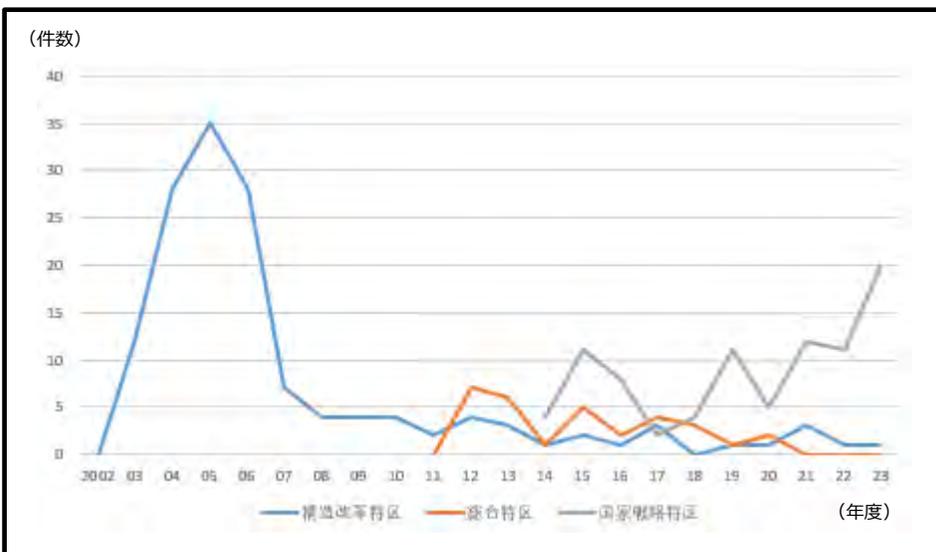
## 国家戦略特区 （2015年度、2017年度）

保育

# 取組を踏まえた主な課題（反省）①

- 特区の特例はあくまでも弊害の有無を確認する実証プロセスであり、**最終ゴール**は（地域ブランドとして有用性の高い一部特例を除き）**全国展開**を目指すこととしている。近年、全国展開件数は、国家戦略特区では増加傾向にある（図1）ものの、**特例化から長期間を経ても、全国展開されていない特例**も残っている（措置化から5カ年度以上を経た特例は3特区で計114件、全体の約36%、図2）
- 特に総合特区、国家戦略特区は、特区指定区域しか特例を活用できないこともあり、結果として**全国への裨益効果が限定的**となっている（P2左下表、参考資料2-3）

【図1】各特区制度における全国展開件数の推移



※ 構造改革特区は、特例措置後に全国展開された件数（最初から全国展開された件数はカウントができないため含まない）

【図2】特例措置化と全国展開

<令和6年12月現在>

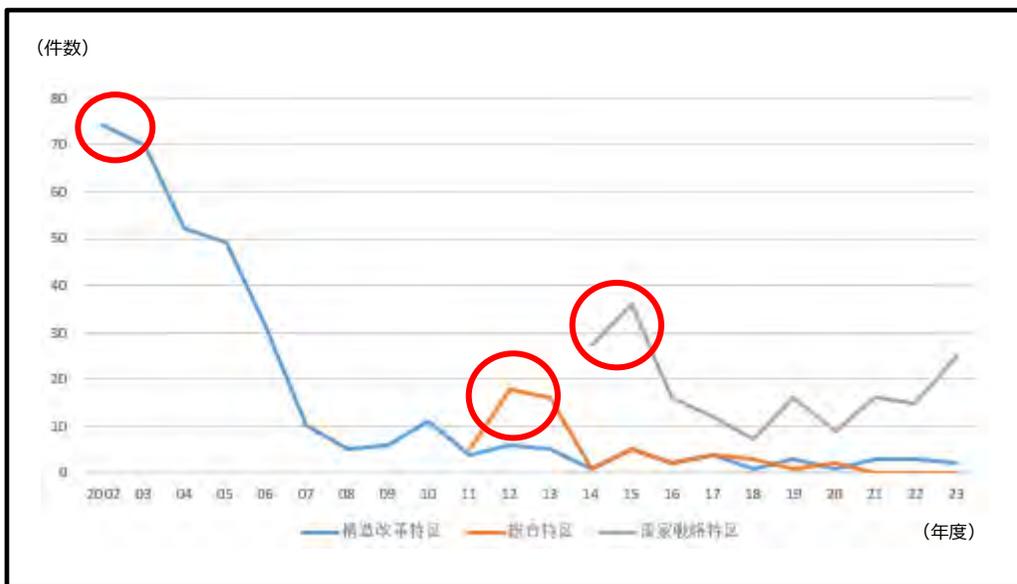
	構造改革特区	総合特区	国家戦略特区	特区全体
特例措置化	203件 ※	25件	94件	322件 ※
その後全国展開	145件 (72.1%)	5件 (20%)	27件 (28.7%)	177件 (55.3%)
現在も特例	56件 (27.9%)	20件 (80%)	67件 (71.3%)	143件 (44.7%)
うち特例化から5カ年度経過	51件 (25.4%)	20件 (80%)	43件 (45.7%)	114件 (35.6%)
うち複数区域で活用	18件 (9.0%)	0件 (0.0%)	21件 (22.3%)	39件 (12.2%)

※ 規制制度の変更等に伴う廃止2件を含む。なお、割合は廃止2件を除いて算出

# 取組を踏まえた主な課題（反省）②

- 規制・制度改革の措置化は、特に構造・総合特区では制度の創設当初に多い傾向（図3）が見られる。また国家戦略特区では、地域によって規制・制度改革の提案や活用に差が見られる（図4）
- これらは、制度創設又は特区指定当初の取組により、一定の改革が実現できたと評価できる面もあるが、特に規模の小さな自治体や事業者にとっては、新規提案を発掘し、主務官庁にエビデンスを提示し、時には利害関係者から厳しい指摘を受けながらも、粘り強く交渉を続けて規制改革を実現していくハードルの高さや、一方で発案者のメリットの小ささを指摘する声もある

【図3】各特区制度における措置件数の推移



※ 特例措置件数と全国展開件数の合算（特例措置から全国展開されたものは2段階で計上。構造改革特区は、最初から全国展開されたものはカウントできないため含まない。規制制度の変更等に伴う廃止された特例措置も含む）

【図4】国家戦略特区指定12区域の評価（令和5年度）

区域名	1. 進捗状況				2. 新規の特例活用事業			3. 新規提案
	達成	進行中	要推進	合計	規制改革事項数	（うち初認定）	事業数	件数
東京圏	81	22	3	106	3	0	7	19
東京都	62	19	2	83	2	0	6	13
神奈川県	13	1	1	15	0	0	0	1
千葉県（3次指定）	2	1	0	3	0	0	0	1
成田市	4	1	0	5	1	0	1	4
関西圏	28	4	0	32	0	0	0	12
大阪府	19	1	0	20	0	0	0	12
兵庫県	3	2	0	5	0	0	0	0
京都府	6	1	0	7	0	0	0	0
新潟市	7	0	0	7	0	0	0	0
養父市	9	0	0	9	0	0	0	3
福岡市・北九州市	31	18	1	50	4	2	12	17
福岡市	21	17	1	39	2	1	10	15
北九州市（3次指定）	10	1	0	11	2	1	2	2
沖縄県	6	1	0	7	2	1	2	3
仙北市（2次指定）	1	0	1	2	0	0	0	0
仙台市（2次指定）	13	3	0	16	1	0	2	4
愛知県（2次指定）	14	0	0	14	1	0	1	0
広島県・今治市（3次指定）	11	0	0	11	1	0	1	5
広島県	6	0	0	6	1	0	1	3
今治市	5	0	0	5	0	0	0	2
つくば市（スーパーシティ）	2	7	0	9	3	1	5	9
加賀市・茅野市・吉備中央町（デジタル田園健康特区）	0	4	0	4	2	0	2	13
加賀市	0	3	0	3	1	0	1	4
茅野市	0	0	0	0	0	0	0	4
吉備中央町	0	1	0	1	1	0	1	5
合計	203	59	5	267	13	4	32	79

※ 第63回国家戦略特別区域諮問会議資料4より抜粋

# 取組を踏まえた主な課題（反省）③

- また折角、提案を行っても、特に利害関係者の多い案件などは主務官庁との調整が難航し、**規制・制度改革がなかなか実現できなかったり**、実現しても**条件が付加**されるなどの結果、措置の**活用が思うように進まない**ケースもある（図5）
- 更に新規提案や特例活用が抑制されている背景として、**特区制度の活用方法や他の規制改革制度との関係が分かりにくい**、といった指摘も聞かれる

※ 国家戦略特区の内容について約6割が「あまり知らない」「全く知らない」と回答（令和6年1月時点）（図6）

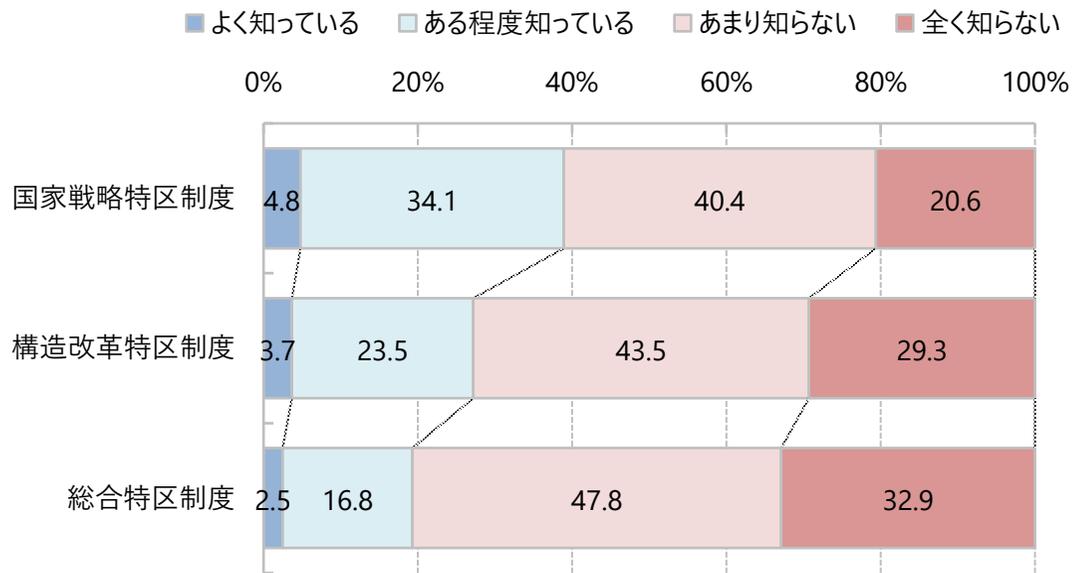
【図5】特例措置の活用状況

<令和6年12月現在>

	構造改革特区	総合特区	国家戦略特区	特区全体
特例措置	56件	20件	67件	143件
複数区域で活用	21件 (37.5%)	0件 (0.0%)	26件 (38.8%)	47件 (32.9%)
単独区域で活用	15件 (26.8%)	16件 (80.0%)	19件 (28.4%)	50件 (35.0%)
活用実績なし	20件 (35.7%)	4件 (20%)	22件 (32.8%)	46件 (32.2%)

※ 過去に活用されていたものも含めて計上

【図6】特区制度の内容の認知度



※n=2,089（地方自治体職員向けのML経由 1395、内閣府のFB経由694）

（出典）令和5年度国家戦略特区の活用促進及び成果等の発信に関する調査分析業務報告書

# 今後の方向性（案）

規制・制度改革は、国でしかできないこと。安心・安全で暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、これまでの成果や課題を踏まえ、以下の**3つの柱**を軸に、地域の意欲を国が阻害することのないよう、**地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める**

3つの柱	取組の方向性
これまでの成果の 全国への普遍化	<ul style="list-style-type: none"><li>特例措置の全国展開を更に推進</li><li>直ちに全国展開が困難なものは、全自治体が活用可能な構造改革特区の特例化を検討</li><li>活用が伸び悩む特例措置の要件を再検証</li></ul>
新たな挑戦への サポート強化	<ul style="list-style-type: none"><li>新規の規制・制度改革提案へのサポート（エビデンス収集等）</li><li>規制・制度改革を活用した新たな取組・事業へのサポート</li></ul> <div data-bbox="1183 711 2005 925" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>総合経済対策2024における先行取組（参考資料2-4）</p><ul style="list-style-type: none"><li>✓ 先端的服务に関する調査・実証</li><li>✓ 新しい地方経済・生活環境創生交付金による財政支援</li><li>✓ <u>利子補給金制度の拡充（対象事業分野や事業規模に関する要件緩和）</u></li></ul></div>
産官学金労言の 理解・連携促進	<ul style="list-style-type: none"><li>特区の活用促進につながる情報発信強化（地域の好事例など）</li><li>自治体・事業者など現場の声の聞き取り</li><li>規制・制度改革関係制度の連携強化（参考資料2-5）</li></ul>

今後、地域の声に耳を傾け、  
国家戦略特区ワーキンググループ等も活用して、取組を検討・推進

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和8年2月6日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
いざわ けんじ 伊澤 賢司	EY 新日本有限責任監査法人公認会計士
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
くぼ けんたろう 久保 賢太郎	TMI 総合法律事務所弁護士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

## 構造改革特別区域基本方針

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定  
令和 7 年 6 月 24 日一部変更

**2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針****(1) 基本理念****③評価の実施**

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 68 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

#### ④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。なお、評価・調査委員会は、効果的な調査審議等を行うため、必要に応じ、特区制度を担当する内閣府特命担当大臣の下で開催する有識者によるワーキンググループ（以下「WG」という。）に協力を求めることができる。

### (2) 提案の募集に関する基本方針

#### ③評価・調査委員会による調査審議

### i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

### ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

### iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

## (3) 評価に関する基本方針

### ① 評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

### ② 評価基準

#### i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

##### ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合

- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認められる場合
- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

#### **イ) 特区において当分の間存続**

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

#### **ウ) 拡充**

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

#### **エ) 是正**

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

#### **オ) 廃止**

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

### **ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準**

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行

う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置
- b 全国で実施することとなった規制改革
- c その他提案を実現するための措置

イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

### ③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

### ④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

## ⑤ ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下「ニーズ調査」という。）を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

## ⑥ 評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第48条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

### i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の2か月前

までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

## ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

## iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

## ⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥ま

での事項に準じて評価を行うものとする。

#### **⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価**

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

#### **⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価**

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

### **(4) 規制の特例措置に準じた措置に関する基本方針**

法に定める特区制度の対象となる規制は、法令で定められているものであるが、法附則第 5 条を踏まえ、特区制度における本基本方針の適用に当たっては、訓令又は通達による規制についても、法令で定められている規制と同一の扱いとする。

### **(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針**

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

### **(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能等の強化に関する基本**

## 方針

地域の実態に合わせた規制改革を進める上で、全国各地の民間事業者や地方公共団体が直面している現行制度の問題について、特区制度上の措置とならないもの（全国的措置や、現行制度において実現が可能であることの確認等）を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、様々な提案の実現を図るため、法第47条の規定を踏まえ、専任の担当者を配置するなど、情報提供、相談機能等の強化を図るほか、法第10条の趣旨を踏まえ、新たな規制・制度改革や規制の特例措置の全国展開の実現に必要なデータ、事例等の収集や検証、先進的な取組の実現に必要な実証、地域における多様な関係者の連携促進に向けた情報発信やノウハウ支援など、地域のチャレンジを促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### 3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

#### (1) 特区計画の認定に関する基本方針

##### ⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員

会の意見を求めるものとする。

#### ⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

### 4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

#### (2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

##### ①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記2.(3)②i)ア)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するものについては、別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表2として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表2に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

## ②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充としたものについては、別表1を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表1の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

## ③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記(1) ①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記(1) ②と同様の取扱いを、その他のものについては上記(1) ③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

## (3) 透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の

目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。